#### 平成 2 7 年

## 第6回 三川町議会定例会会議録

平成27年12月8日開会

平成27年12月11日 閉 会

三川町議会事務局

### 目 次

	第	1	日	12月8	日(火)	会議録第二	1号	
会議録署名議	員の指	名						3
会期の決定								3
諸般報告								
• 議員派	遣報告	:						
山形	県町村	議会	議員研修会	の報告				4
三川	町議会	議員	負行政視察研修	多の報告 ・				5
莊内	地方町	村諱	<b>養会議長会議員</b>	員後期研修会	会の報告			6
議第56号	平成	2 7	年度三川町-	一般会計補工	E予算(第3号)			7
議第57号	平成	2 7	年度三川町[	国民健康保障	<b>食特別会計補正予</b>	算(第1号)		7
議第58号	平成	2 7	'年度三川町分	介護保険特別	別会計補正予算(第	第 2 号) ·		7
請願第5号	ΤР	Р	(環太平洋経済	斉連携協定)	交渉に関する意	見書提出を図	<b>找める請願</b>	2 4
	第	2	日 <	12月 9請願審查委	日(水) :員会 開催>	休	会	
	第	3	日			会議録第2		
一般質問	5名						•••••	2 9
請願審查委員								
請願第5号	· TP	Р	(環太平洋経済	斉連携協定)	交渉に関する意	見書提出を対	<b>找める請願</b>	9 2
	第	4	日	12月1	1日(金)	会議録第:	3号	
一般質問	1名							9 9
議第59号	三川	町個	国人番号の利用	用及び特定の	固人情報の提供に	関する条例の	の設定につ	

	いて
3	
議第60号	三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
	一部を改正する条例の制定について
6	
議第61号	三川町税条例の一部を改正する条例の制定について117
議第62号	三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定について121
議第63号	三川町情報公開審査会委員の選任について
発議第5号	三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について127
選挙第1号	三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について127
意見書第3号	TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書の提出について …128

#### 平成27年第6回三川町議会定例会会議録

- 1. 平成27年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 議員 2番 志 田 徳 久議員 3番 佐藤正治議員 議員 弘議員 4番阿部善 矢議員 5番 田 中 晃 6番 町 野 昌 7番 小 林 茂 吉議員 8番 梅 津 博 議員 9番 佐藤 栄 市議員

10番 成 田 光 雄議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長工藤秀敏副 町長

鈴木孝純教 育長 大川栄一会計管理者兼会 計課長

石川 稔総務課長 宮野淳一企画調整課長

五十嵐礼子町民課長遠藤淳士健康福祉課長兼地域包括支援センター長

齊藤仁志 産業振興課長併 五十嵐 泉建設環境課長

教育課長兼公民館長併 オー関 - 脚 豊村環境が美センター所長供

本 間 明 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹

和 田 勉 監 查 委 員 庄 司 正 廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議会事務局長 吉田直樹 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 12月8日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般報告

• 議員派遣報告

山形県町村議会議員研修会の報告

三川町議会議員行政視察研修の報告

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

日程第 4 議第56号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第3号)

日程第 5 議第57号 平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

日程第 6 議第58号 平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算

(第2号)

日程第 7 請願第5号 TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉に関する意見

書提出を求める請願

〇 散 会

○議 長(成田光雄議員) ただいまから平成27年第6回三川町議会定例会を開会します。

(午前 9時30分)

- ○議 長(成田光雄議員) 会議に入る前に、五十嵐町民課長より、先の定例会における議第 52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」の件で、説明内容について、訂 正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 平成27年第5回三川町議会定例会議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定について」の質疑中、7番 小林茂吉議員から、個人番号カードの所有権についての質問がありました。それに対しまして、個人番号カードの所有権については個人にあると答弁したところですが、県を通して総務省より確認しましたところ、個人番号カードの所有権につきましては、法律構成上は市区町村が保有しているとのことですので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。
- ○議 長(成田光雄議員) これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- ○議長(成田光雄議員) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番 町野昌弘議員、7番 小林茂吉議員、以上、2名を指名します。
- ○議 長(成田光雄議員) 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。 この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 過般、議長の要請により、去る12月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成27年度各会計補正予算3件、条例の設定及び改正4件、人事案件1件、以上8件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、一般質問6名、議員発議1件、選挙1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日8日から11日までの4日間と決定を見たものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件に引き続き、平成27年度の各会計補正予算3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となり、本会議は散会となります。

第2日目の9日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の10日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が行います。その後、追加議事日程として請願審査委員会報告1件が予定されており、これで散会となります。

第4日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、はじめに、一般質問について1名の議員が行います。その後、条例の設定及び改正4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、人事案件1件が上程され、採決となり、次に、議員発議1

件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、選挙1件が上程され、採決となります。 なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長(成田光雄議員) お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から1 2月11日までの4日間に決定しました。
- ○議 長(成田光雄議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。諸般報告は、議員派遣の報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。
- ○9 番(佐藤栄市議員)

#### 山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

- 2. 研修日程 平成27年10月19日(月)
- 3. 参加者 三川町議会議員全員
- 4. 研修地 山形市 「山形国際交流プラザ」
- 5. 研修内容 「人口減少時代における自治体のあり方」 講師 首都大学東京大学院 社会科学研究科 教授 大 杉 覚 氏

「日本農業の国際競争力を考える」

# 講師 東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科 教授 金 田 憲 和 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年12月8日

三川町議会 副議長 佐藤栄市 ⑩

次に、

#### 三川町議会議員行政視察研修の報告

1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進市町村の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、 議会議員としての識見を深めるとともに、議会活動の活性化と円滑な運営に資するため行政視察を実施した。

- 2. 研修日程 平成27年10月21日(水)~23日(金)
- 3. 参加者 三川町議会議員全員
- 4. 研修 地 静岡県磐田市 埼玉県ときがわ町 神奈川県相模原市
- 5. 研修内容 磐田市
  - ・産業用無人へリコプターについて ときがわ町
    - ・空き家バンクについて

相模原市

• 介護予防サポーター事業について

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年12月8日

三川町議会 副議長 佐藤栄市 印

次に、

#### 荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

- 2. 研修日程 平成27年11月2日(月)
- 3. 参加者 三川町議会議員全員
- 4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」
- 5. 研修内容 「県内の道路を取り巻く状況について」 講師 酒田河川国道事務所 所長 樋 ロ 和 則 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年12月8日

三川町議会 副議長 佐藤栄市 印

○議 長(成田光雄議員) 次に、日程第4から日程第6まで以上3件を一括議題にしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

#### (異議なしの声あり)

- ○議 長 (成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第6まで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。
- ○議 長(成田光雄議員) 日程第4、議第56号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、日程第5、議第57号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第6、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第56号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、議第57号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上3件について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、事務事業の執行によりまして新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第56号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第3号)」でありますが、 既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1億339万2,000円を追加いたしまして、補正 後の予算総額を43億9,117万1,000円といたすものであります。

まず、歳出の主なものから申し上げますと、職員の異動等による調整及び時間外勤務手 当等各種手当の見込み、並びに退職手当組合負担金の追加等に伴い、職員の給料、手当、共 済費等の人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものでありま す。

次に、2款総務費については、一般管理費における臨時・嘱託職員に係る賃金等の追加補正、企画費におけるふるさと応援寄附金推進事業に係る寄附者謝礼、郵便料及び作業手数料等、及びふるさと基金積立金、電子計算費における行政事務システム化推進事業電算処理業務委託料の追加補正、戸籍住民基本台帳費におけるネットワークシステム推進事業電算処理委託料、及び備品購入費の追加補正であり、さらに、地域人権啓発活動活性化事業及び基幹統計調査費について精査し、減額及び追加補正をいたすものであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における介護保険特別会計繰出金、福祉医療費における子育で支援医療等扶助費、児童福祉総務費における出産祝金第2子加算、さらに、保育園費における保育委託料及び保育緊急確保事業費補助金返還金を追加補正するとともに、保育対策等促進事業費補助金等を減額補正するものであります。

4款衛生費については、保健活動費における母子保健事業精密検診・妊婦健康診査委託料を追加補正するとともに、塵埃処理費における廃棄物処理事業修繕料を追加補正し、廃棄物処理業務委託料を減額補正するものであります。

6 款農林水産業費については、畜産業費における畜産生産拡大支援事業費補助金、農地費における畑地化機材導入支援事業費補助金、農政対策費における経営所得安定対策事業費

補助金、ナラシ対策加入促進緊急事業費補助金、及び人・農地プラン推進事業に係る機構集 積協力金をそれぞれ追加補正するものであります。

8款土木費については、土木総務費における施設等管理業務委託料、道路維持費における道路台帳補正業務委託料、道路施設補修工事等請負費の追加補正であり、さらに、住宅管理費における住宅リフォーム支援、住宅取得支援、太陽光発電システム普及促進、及び移住定住促進事業に係る補助金をそれぞれ追加補正いたすものであります。

9 款消防費については、昨年度の常備消防事務委託料の精算に伴う減額補正及び、消防 施設整備事業補助金の追加補正であります。

10款教育費については、学校管理費における修繕料の追加補正、社会教育費における社会教育指導員報酬、保健体育費における生涯スポーツ指導員報酬及び修繕料を追加補正するものであります。

次に、歳入でありますが、歳出の追加補正費目に伴い、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、18款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第57号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」 についてご説明申し上げます。

まず、歳出の主なものについて申し上げますと、2款保険給付費について、退職被保険者等高額療養費について、入院件数等の増加により予算に不足が生じたため追加補正するものであり、11款諸支出金については、平成26年度療養給付費負担金等の精算に伴い、国庫支出金等返納金を追加補正するものであります。

次に、歳入でありますが、歳出の追加補正費目に伴い、10款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、補 正後の予算総額を8億3,610万円といたすものであります。

続きまして、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

まず、歳出でありますが、1款総務費につきましては、介護認定調査の実績と今後の申請 見込みを推計し、その不足分を補正いたすものであります。

次に、歳入でありますが、歳出の追加補正費目に伴い、7款繰入金について、所要額を 計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8億5,009万5,000円といたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。
  - 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 私の方から2点、3点質問をいたします。

まず、歳出の方の2款総務費で、先程町長の説明では、残業等が発生して人件費が重なっ

たというふうなことでありましたけれども、どんな業種でどんな残業が発生したのか教えてください。

それから、その次のふるさと基金3,500万、これはふるさと寄附金が増えたことでの基金 に割り当てというふうに思われますけれども、今現在、どのくらいふるさと基金の残高があ るか教えてください。

それからもう一つは、常備消防が減額、常備消防の事務委託費、消防費が減額ということでありますけれども、いろいろ精算されて減額されたというふうな説明でありますけれども、具体的にどの辺が減ったのか、分かれば教えてください。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) 2点のご質問があったかと思いますが、最初に人件費全般についてのご質問でございますが、今回12月議会定例会に人件費と出させていただきました補正につきましては、当初予算との差異を精査するものでございます。当初予算につきましては、毎年1月1日現在の職員の配置状況を基本として当初予算を編成しているところでございますが、4月の定期の人事異動によりまして、当初予算と実際の人員配置には差異が生じるものでありまして、その精査を12月議会定例会において毎年行わせていただいているところでございます。まず1点は、その精査でございます。

2点目の時間外勤務手当の関係でございますが、これにつきましても、毎年12月議会において、年度後半の必要な時間外勤務手当について補正させていただいておりますし、毎年大体、追加補正ということでさせていただいております。

その中で、今年度、特に時間外が多かったところということでの質問でございますが、まず、企画調整課におきましては、ふるさと応援寄附金に対する対応、それから国勢調査、統計事務への対応、それから産業振興課では、農政関係の会検が入ったそれへの対応、さらに教育委員会では、三川誕生60周年の記念事業に対する対応といったようなことが大きな追加補正の要因となっているところでございます。

それから、消防費に関しますご質問でございますが、消防費につきましては、毎年当初 予算を計上する上で、鶴岡市からの連絡をもとに当初予算に計上しているところでございま す。

その中身といたしましては、積算の内容には、例えば消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料といったような中身もございます。こういったものにつきましては、年度に入りまして業務を執行していかないと、確定額というのは出てこないところでございまして、今回、26年度のこの消防費について、決算が出たということから精査をし、その当初の通知額との差額を補正するものでございまして、例年減額補正という内容になっております。以上でございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) ふるさと基金積立金の現在高のご質問でございました。 ふるさと基金の現在高につきましては、平成26年度末の残高が6,360万ございまして、 今年度当初予算では1,000万を計上していたところでございます。その後、6月、9月とい

うことで補正がありまして、当初の1,000万に6月で4,000万を追加し、9月に3,000万を追加し、8,000万になったところでございます。

このたび、12月、今定例会で3,500万ということで追加させていただきましたので、今年度の基金造成の見込みとしましては、現在のところ1億1,500万ということで、昨年度の基金残高も加えますと1億7,860万ということでなっているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 基金の方は順調に伸びているということで、いいことかなというふうに思います。

また、消防の補正というのは毎年多めに当初予算で見ているんでしょう、毎年減っているというふうなことでもないんですかね。

もう一つ、すみません、聞きたいんですけれども、衛生費で廃棄物の処理業務委託、これも減っているようであります。これも当初予算ということはある程度の見込みであって、 精査して減ったというふうなことでありましょうけれども、減った要因というのはどういう ふうな要因があったのか、捉えているのか教えてください。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 10ページの廃棄物処理業務委託料、今回、減額170万5,000円ということでございますけれども、これにつきましても、先程常備消防の関係もございましたが、鶴岡市の予算の査定後に通知されて、それに基づいて当初予算に計上するという流れになってございますけれども、平成27年度の予算におきましては、鶴岡からの通知が遅れたということもございますので、前年度の実績を踏まえながら計上していったと。そうしたところ、鶴岡市の方から来た通知では、予定した額よりもかなり下回った額であったというようなことで、ごみの量そのものは増加傾向にはございますけれども、下回った実績だったということで、今回減額になってございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 私の方からは、歳出の総務費の産休代替職員雇上賃金ということで 27万5,000円が計上されていますが、この産休に入った職員の方の部署というのはどこの 方かということが一つと、それと、3款の民生費の中の保育士の方で、保育対策等促進事業 費補助金507万円、それと保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金337万1,000円が減額と なったその理由は何かということをお聞きしたいと思います。

それから、8款の土木費。土木総務費の施設等管理業務委託料ということで29万円ですか、あと、どこの管理委託かということをお聞きしたいと思います。

それと、10款の教育費の中の、先程出ていました修繕料、小学校管理費の修繕料、どこを修繕したかということと、そして同じく10款教育費、体育施設費の修繕料、どこをどういう内容で修繕したか、お聞きしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 歳出で質問がございました民生費、保育園費のところでございますけれども、この保育対策等促進事業費補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の減額の理由でございますが、歳入の方にも出させていただきましたが、歳入の4ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらの方に、国庫支出金、民生費国庫補助金で、保育緊急確保事業費補助金408万6,000円の減となっております。これが国の補助金制度の変更に伴う皆減ということで、全額を当初予算から見ますと落としまして、組み替えのような形で子ども・子育て支援交付金の方に組み替えをしております。

同じように13款の上の方、ありますが、国庫負担金、こちらの方でも保育園運営費負担金から教育・保育給付費負担金の方に組み替えをしております。

その関係で、歳出の方につきましても、ただいま9ページの方に戻りますが、保育園費のこの減額したものにつきましては、公費の休日・延長・病後児保育、この補助金が減額となり、同じように改善臨時特例事業費補助金の方も減額した分につきましては、教育・保育給付費の公定価格に算入されることとなったことから、今回減額を歳出でしたものでございます。

実際の支出内容につきましては負担されておりますので、受ける方としては大きく、大きいのは、いのこ保育園でございますけれども、大きく内容としては変わっておりません。 出しどころが違うということでございます。

それから、体育施設の修繕でございますけれども、これにつきましては、アスレなの花の経年劣化等に伴いまして、段差が生じたところがありまして、その段差が危険だということでその段差解消を図るものでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 12ページの土木費の土木総務費、施設等管理業務委託料29万円に対するご質問でございます。これにつきましては、町道、それから法定外公共物の境界の立ち合いの補助業務でございます。

公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託しているものでございますけれども、民地と官地との境目、境界であるとかそういったものを確定させるために、この調査士会の方に委託をしまして、事前調査、それから復元測量、境界立会い補助、境界標理設、境界標測設というようなことで、具体的な業務を行っていただいております。

それで、今年度7件ほどのこういった業務を予定していたところでございますけれども、すでに7件、業務が終わってございます。それで、今後の見込みとして4件ほど考えておりまして、その中で、具体的に場所を申し上げますと、みかわ産業団地に今回、誘致企業としていらっしゃいます第一貨物関係で、町道の出入口関係、新設されるわけでございますけれども、そういった部分での境界の確定、そういった業務が主なものでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 先程の、今、建設環境課長からあった土木のことで管理委託という ことなんですが、今、杭打ち問題ということで、全国ですごく騒がれていますけれども、三

川町の公共施設の杭打ちがどうなっているかというような、その辺のことをこれから調べる ということはお考えですか。

- ○議 長(成田光雄議員) 議題外です。
- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 先程出ていました、一般職の方なんですが、この表にあって、補正 後が88人となっていると。先程言った、残業が増えているということで、この表によると 808 万ほどが増えているということなんですが、現在その88名ということは、予定では、 適正計画では確か91名にするということで、2名少ないということで、現状において職員 を増やすということは考えているかどうか、その辺、少しお聞きしたいと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 工藤副町長。
- ○説明員(工藤秀敏副町長) 一般職の88名の補正後の人数でございますけれども、この異動につきましては、今年度採用不補充が1名ございました。それから、一般職にカウントされておりました教育長の分が特別職に異動になったというようなことで、2名の減という形になったところです。

また、定員適正化計画に基づきまして、職員数が不足になっている分につきましては、 採用等の段階で検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

すでに平成28年度の採用試験が終わっておりますけれども、その時点では、欠員について補充していくという考えで試験を行ったところでございます。以上でございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 9番 佐藤栄市議員。
- ○9 番(佐藤栄市議員) 最初に、子育て支援事業の出産祝金第2子加算の説明を細かくいただきたいなと。これは継続していく事業なのかなと捉えていますけれども、その財源の考え方を一つお伺いします。

それから、農林水産業費の畜産業費、畜産生産拡大支援事業の補助金があります。これの畜産に関して補正は滅多に出てこないんですけれども、これの細かい説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、土木費に関して、住まいづくり支援事業の補正が出てきています。現状とこれ からの見通しの説明をお願いしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) ご質問にありました、子育て支援事業の出産祝金の第2子 加算の考え方についてでございますが、この施行につきましては、今回議第62号に関連します条例改正も併せてご提案させていただいている状況でございます。

その条例の改正文をご覧いただきますと、詳しい内容が載っているところでございますけれども、これまで第1子、第2子の出産に関します祝金につきましては、出生時の10万円の給付のみというところにとどまっておりました。第3子以降につきましては、出生時の10万円を合わせまして、4歳になるまで毎年10万円ずつの出産祝金の交付という制度内容になっておるところでございましたが、このたび、子育て支援をさらに充実を図ると。また実質的に、一人っ子にとどまらず、何とか2人目の出産を進めたいという考え方から、特

に第2子にこだわりまして、今回、出産祝金を追加した形で給付を図りたいというものでご ざいます。

まずは、条例の改正内容といたしましては、第2子の出生時に30万円を給付するという 改正内容で考えておるところでございます。

したがいまして、今回は補正予算として計上いたしました400万円につきましては、すでに出生時の10万円は当初予算に計上になっておりますので、その不足分の20万円相当分、なおかつ見込みとしまして約20名ほど、今年度出生する見込みということから400万の補正予算をこのたび計上させていただいたという内容でございます。

なお、財源につきましては、今年度、27年度につきましては国からの、ページでいきますと4ページになりますが、国庫支出金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これを充当するというところでございます。来年度以降につきましては、今のところ、一般財源での対応になるものかということで見込まれているところでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) ご質問の畜産生産拡大支援事業60万円の内容でございますが、この事業につきましては県の単独事業になってございます。年度途中に県から示されまして、対象の畜産業者が支援の要望があるということを確認できましたので、今回取り組むこととしたところでございます。

内容につきましては肥育牛でございます。こちらの方の増頭、いわゆる頭数を増やすといったような内容になっていまして、1頭あたり2万円を支援すると。今回30頭増やすというような内容ですので、60万円の補正をお願いしているところです。以上です。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 12ページの住まいづくり支援事業の関係で、現状とこれからの見通しについてのご質問でございました。

住宅リフォームにつきましては、一昨年からの比較からしますと、25年には61件、それから26年が48件、それで、今年の現時点におきましては35件というようなことで、減少の傾向にございます。また、住宅取得の関係につきましても、一昨年が35件、昨年が18件、それから今年が現時点におきましては17件。それから太陽光発電につきましては、一昨年が15件、昨年が17件、今年が10件というような状況でございます。

減少している傾向にあるかなという思いはしておりますけれども、ただ、なかなか、本町の社会動態といいますか、転入・転出の減少、人口の減少に対しては、かなりいい政策として機能しているのではないかという思いをしております。

また、今後、消費税のアップが予定されておりますけれども、駆け込み需要等、そういったものもこれからは期待できるのではないかという思いもしております。

また、他の団体と違いまして、本町におきましては、これは国の社会資本整備総合交付金、それから県の補助金、そういったものの活用もございますし、また、こういったものの財源がすべて執行された後におきましても、町の一般財源を手当てしながらこの事業を執行しているというようなことで、本町としては、人口の定着、または人口の減少の抑制、そう

いったものにはかなり有効に機能しているのではないか、そのように評価をしているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 9番 佐藤栄市議員。
- ○9 番(佐藤栄市議員) 第2子支援に関して、地域活性化の金を使うよと。それで来年から一般会計と。先程も言いましたけれども、継続的な事業になるんだというふうに捉えています。そのときに、一般会計からどうしても出すんだというのではなくて、ふるさと基金を当てにしているのかなという気持ちもあったんですけれども、その辺の財源の、簡単に今年だけで400万ですよね。それの財源を確実に確保できるような体制というのは必要なんだと思いますので、その辺の考え方、もう一度お伺いしたいと。

それから、住まいづくり支援事業に関して、25年から丁寧に説明いただきましたけれども、減少傾向にある。減少傾向、利用の減少に関して、来年は駆け込みでまた増えるんだろうというのは私も思っていますけれども、今現在の、町内会長会議の中でも話していましたし、説明していましたし、町民の皆さんへの伝える手段、いろいろ考えていると思いますけれども、今現在どのような形でのPRをしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) 第2子加算についての財源の関係のご質問でございますが、この第2子加算につきましては、子育て環境のさらなる充実ということで、町の政策として27年度から実施することとしたところでございますが、このきっかけといたしましては、平成26年度予算において繰越明許をしました地方創生に係る事業の一環でございます。今年度10月末までに計画書を出しますと、また追加交付があるということから、この第2子加算ということも一つの項目として挙げたところでございまして、その挙げるにあたりましては、来年度以降の国の措置がどうなるか分からない、そういった状況の中でございましたので、町の中での協議の結果、将来、国の財政支援がなくともこの事業は、第2子加算は行っていこうという判断のもとに事業化するものでございます。

ただ、これはある程度長い期間、未来にわたって継続していく事業なものですから、ふるさと応援寄附金、ふるさと基金の活用についてはある意味通常の、毎年の経費への充当ということから、財政運営上、非常に危険性もあるということで、この辺は慎重な判断をしてまいりたいと考えております。以上です。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 住まいづくり支援事業にかかわるPRの方法をどのようにしているのかというご質問でございました。これにつきましては、4月の広報の方に、住まいづくり支援事業、それから、今年は新たに空き家対策支援事業、移住定住促進事業、こういったものを一括合わせてPRをさせていただいておりますし、また、インターネットのホームページにも掲載をいたしております。申請が、大体、建売の業者、不動産屋といいますか、そういった方々が代行されてきているという例がほとんどでございます。県内でもこういった種類の事業はどこでもやっているというようなことで、事業そのものはかなり浸

透しているだろうと、そのように思っております。

ですから、その減少傾向ということで私、答弁申し上げましたけれども、一昨年から 3ヵ年の流れだけをご説明しましたが、それはPRということではなくて、もっと他の要因、 例えば経済的な理由、景気であるとか、そういったものが要因としてあるのではないか、そ のように捉えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) 支出の11ページであります。一つは、経営所得安定対策事業費補助金、これともう一つ、人・農地プラン推進事業の機構集積協力金という、それぞれ内容をお知らせください。
- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) ご質問の一つ目の経営所得安定対策事業費補助金 100 万円、これにつきましては、いわゆる生産調整にかかわる交付金の事務等を行うための事務費になります。こちらについては、町が県から受けまして、三川町農業再生協議会、再生協の方に支出いたします。さらに、再生協から実際の事務を行うJA庄内たがわの方に、事務費として補助金を支出するものでございます。

もう一つが、人・農地プランの推進事業のうち機構集積協力金になります。こちらについては、一昨年から始まりました農地中間管理機構の行う事業の中に、いわゆる経営転換協力金、それから耕作者集積協力金等、そういった機構集積協力金がございます。こちらの方の内容につきましては、所有する土地を手放す、誰かに預ける場合、預ける人に対してこの交付金が、協力金が交付されるものでございますが、当初予算に対して件数として増えましたので、今回、増えた分の377万5,000円を補正するということでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) まず、先程も同僚議員からありましたけれども、歳入の方の4ページ、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の関係です。地方創生絡みの国からの補助金というふうな受けとめ方をしていましたけれども、内容的にはそのとおりなわけですが。

今回、400万ということで、子育て支援策のみ対象になったというふうに理解しますけれども、例えば、この総合戦略を立てた段階で、町の特徴的な施策ということで、今の第2子に対する加算、これが例えば採択になったというふうに受けとめますけれども、例えばそれ以外にも、移住定住のための助成といいますか、支援、移住定住にかかわる、家を建てたときの支援の増額というふうなことも謳われてあるわけでありますが、今回は対象にならなかったというふうに受けとめます。

歳出の方で、12ページの移住定住促進事業ということで、今回、住宅取得に関して当初よりも100万追加するというふうなこともありますけれども、これには国の方からの支援はなかったというふうに受けとめられるんですが、この採択基準というものがなかなか分かりづらいということがありますので、子育て支援の方には採択になったけれども、他の事業には採択にならなかったと。その辺の内容について伺いたいと思います。

それから、歳出の7ページ。先程同僚議員からありました、三川町のふるさと基金の関

係。当初26年度末の残高から今までの補正の内訳は答弁になったようですけれども、この基金から27年度中に繰り出しになっている部分がなかったのかということで、その辺の確認をしたいと思います。瑞穂の郷づくり事業、これは26年度分だったのか、その辺。あるいは60周年記念の事業、ある程度ふるさと基金から出ていた分があったのかなと思いますので、その辺の残高ということからの観点で、もう一回確認したいと思います。

それから、9ページの関係。民生費の子育て支援医療扶助費、給付事業全体で480万ですけれども、医療扶助費に関しては400万ということで、この内訳、財源の関係です。県の方から75万ほど支出になっていますし、それ以外は一般財源という形ですけれども、私の理解では、県単の部分と町単の部分が明確に分かれているというふうに理解しております。県単の部分については、0歳から3歳までの通院・入院、あるいは小学校4年生から中3までの入院と。町単の部分は、それを補足する形での、小4から中3までの通院に対して本人負担ゼロというふうなことなわけなので、割合から見れば当然、県の負担の方が多くなるべきと私は思うんですけれども、県の部分が75万で町が380万というのはどういう経過だったのか、内容なのか、伺いたいと思います。

それから、同じ9ページで、先程出ました出産祝金の第2子加算。内容的には先程の内容で分かったんですけれども、ただ、これは条例との関係もあって、どこまで議論すればいいのか私も迷っている段階なんですが、要するに、第2子に関して一挙に30万ということで、第3子以降は5年かけて50万ということですので、その辺のちぐはぐな部分があるのではないかという受けとめ方は当然されると思います。町民からもされると思いますけれども、その辺、どう説明していくのか。

次年度からの財源に関しても確定していないという中で、例えば一般財源でやるということであれば、今までの条例とある程度整合性を持たせたような形での、3年間での30万というものが、当然、議論の中にあったと思うんですけれども、その辺、どういった判断でこのようにしようとしているのか、伺いたいと思います。

それから、人・農地プラン、先程出ました11ページの農政対策費の人・農地プランの関係です。集積が当初よりも、当初500万ですので、それの7割増しぐらい以上に集積になりそうだということで、加速してきたというふうに思いはあるんですけれども、一方、ここには今回計上されているのかされていないのか、受け手の方に対する、以前はいろんな名前があったんですけれども、要するに、受け手に対しての規模拡大の加算、従前は1反歩あたり2万円加算になりますよというふうな制度もあったわけで。今現在、そういった制度がどうなっているのか。この今回の集積に対しての受ける方への対策というのはなされないのか、その辺、伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 一旦切りますか。
- ○8 番(梅津 博議員) はい、一旦切ります。
- ○議 長(成田光雄議員) 暫時休憩します。 (午前10時37分)
- ○議 長(成田光雄議員) 再開します。 (午前10時55分)
- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。

○説明員(宮野淳一企画調整課長) 地域活性化・地域住民生活等緊急交付金の関係の使用先 でございますけれども、移住定住とかそういった部分に使えないのかという、採択の基準等 を踏まえてのお話でございました。

今回、補正させていただきました部分につきましては、国の方でいう地方創生先行型ということで、タイプ I とタイプ I がございますけれども、タイプ I になります。タイプ I の方が先駆的な事業ということで、他の公共団体の参考となるような事業で先駆的なものを持つということで、今回、本町で申請したものがタイプ I ということで、10月30日までに、10月末までに国の方に申請しますと、総合計画の内容が国の方で認められた場合、上限1,000万ということで上限額はございますけれども、本町の場合400万ということで、総合戦略を10月末までに策定して、内容的に支障ないということで、今回内示をいただいたものでございます。

そういったことから、先程話がありました住宅の移住定住等、そういったものにつきましては他の自治体でもすでに取り組みをされているということで、先駆的な事業ではないということで、限定的な、県内でもやはりタイプIの部分に該当する事業というのは先駆的な事業ということで、それぞれ審査委員会を通って採択というふうになっているようでございます。

それから、ふるさと基金からの繰り出し関係でございますけれども、先程ふるさと基金の現在の積み立ての見込みという部分でお話させていただきましたが、今年度ふるさと基金を取り崩す予定としておりますものにつきましては、梅津議員おっしゃったとおり、瑞穂の郷づくり事業の1,500万、それとまちづくりの一環である60周年の記念事業ということで、三川誕生60周年記念事業の部分等を予定しておりますし、さらには、いろり火の里の遊具ということで予定をしております。失礼しました、1,050万でございます。合計2,160万ということで、基金の方を財源として活用する予定にしているところでございます。

したがいまして、先程言いました基金の積立額からこの部分が基金として取り崩される ということでございます。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 子育て支援医療扶助費についてですけれども、県の補助対象は、3歳までが全額、4歳から小学校3年まで入院、外来とも対象となっておりますが、所得の状況によりましては一部負担がある場合がございます。また、小学校4年から中学校3年までが入院のみ対象で、これにつきましても、所得の状況によりまして一部負担金がある場合がございます。

この県の補助対象の部分の一部負担金を含めまして、本町では中学校3年まで外来、入院ともすべて無料ということになっておりますので、県の対象外につきましてはすべて町の事業となっております。そういった関係から、結果、町の財源の方が多くなっている状況です。

今回の補正ですけれども、400万ですが、県単事業が150万、町単事業が250万というふうに今後の支出も精査しまして補正しておりますので、補助の対象、歳入の方の補助金につい

ては75万となっているものでございます。以上です。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 子育て支援策につきましては、先程の質問でも細かい数字 につきましてご説明申し上げたところであります。

私どもといたしましては、第1子の出産、そして第3子の出産に至る途中の第2子の出産が一つのポイントになるという考え方でありまして、第2子が生まれなければ第3子に繋がるということはあり得ない話でございます。そういったことから、切れ目のない子育て支援という考え方から、特に第2子の出産祝金につきまして、今回、ある意味強力な誘導策ということで打ち出したものでございます。

また、皆さまご案内のとおり、この10月に三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中でもこの5年間で特殊出生率を1.56から1.7に引き上げるという目標もありまして、何とか子どもの人数を増やしていきたいという考え方で、このたび、補正予算並びに条例改正をお願いしたいというものでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) ご質問の機構集積協力金の関係でございますが、ご質問に あったとおり、これにつきましては、出し手に対する協力金はございますが、今現在の制度 の中では受け手に対する協力金の支援はございません。受け手については担い手という扱い ですので、この機構の事業以外の事業について、いわゆる経営体育成支援事業ですとか需給 調整の産地交付金等、そちらの方で評価して支援しているという位置付けになってございま す。以上です。
- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 最初の国からの地方創生絡みの交付金の関係です。先駆的な部分では今の第2子加算ということしか採択にならなかったというわけでございますけれども。先行的か、先行的な部分でならなかったと。あるいは、それ以外は該当にならなかったという説明でしたけれども、今回、地方創生総合戦略の策定の際に、無理な事業というものは当然計画できないわけですが、可能な部分ということでこの第2子ということが上がってきたのかなと思います。

それで、それ以外の部分、今回は対象にならなかったということですけれども、今後の 交付金の活用の仕方について、今後の考え方、対応というものを伺いたいと思います。今回 の施策で終わりなのかどうか、その辺、確認したいと思います。

次に、第2子の関係ですが、確かに2人目が生まれなければ3人目は生まれないと。当然のことかと思います。誘導策として30万ということでありますけれども、それを言うのであれば、さらにその第3子までの50万に関しても一気にというふうな議論も当然なされたのかなと私は思いますが。その辺、一貫性というこの観点から、出産祝金について、どう整理すべきなのか、その辺、基本的な考え方を伺いたいと思います。

それから、人・農地プランに関しては理解いたしました。

それから、別の質問になりますけれども、ページでいえば17ページですか、一般会計補

正予算の17ページ。「給料及び職員手当の増減額の明細」という項目です。その中で、今回給料改定に伴うもの、あるいは昇給に伴うものがなかったわけであります。国の人事院勧告あるいは県の人勧にしても、給与改定あるいはそういった給与の増額というものがすでに勧告になっているという中で、国会の開催がなかったということでの処理かと思います。

その辺の確認をした上で、地方自治ということからすれば、当然、自分の財源で給与を アップするという勧告が出ている限りはやってもいいわけですが、その辺、やらなかった判 断、慣例ということもあるわけですけれども、その辺について詳しく伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 地域活性化、総合戦略の今後の国からの交付金の見通し関係でございますけれども、総合戦略の関係で、当初は国の方でも補助交付額 2,000 億ベースというような話も聞こえてきたわけですが、現在は、交付額としては 1,000 億ちょっと超えるぐらいというふうな形で、その対象額についても前に比べると少なくなってきているところでございます。

先程お話させていただきました総合戦略におきましても、来年度からの交付対象の部分、まだどういった形になるのかというのははっきり国の方から示されていないところでございます。その先駆的な事業に対して交付するという部分が、先駆的という部分がどういう部分までを先駆的事業ということで交付対象になるのか、こういった部分については、細部の要項的な部分、採択要項基準等、そういった細かい部分まではまだ来ておりません。

先駆的ということで、今年度、先程言った補正のタイプ I に該当している事業を見ますと、日本版のCCRC等、地方で高齢者等を、地方での受け入れをするところとか、いろいろな広域での観光ルートづくりというような、そういった部分が結構採択になっているようですけれども、来年度からのそういった事業の採択の部分というのはまだ見えないところがございますが、総合戦略、まとめて、子育て、それから定住促進、雇用の確保ということと、新しい人の流れを作るという、そういった部分について、特に子育て支援、そういったものが、先程言われた第2子とか第3子、そういった定住人口の増加策になるような部分で、何とか国の方から総合戦略の交付金の対象事業となるような形でいろいろ情報をとりながら、来年度に向けて情報をとりながらこれから取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) ご質問にありましたとおり、今回の第2子に対します出産 祝金の支給制度につきまして、検討の際には、各般にわたっていろいろの案を提示しながら 内部で計画を検討したという状況にはございました。その結果といたしまして、第1子に対しては10万、第2子30万、そしてご案内のとおり第3子につきましては、複数年に分けて総額50万円の出産祝金の支給というところで、今現在、ご提案申し上げているところでございますが、その他のいわゆる子育て支援策といたしまして、保育園・幼稚園の保育料の軽減策、また、先程質問にもありました子育て支援医療給付事業というものも相当の範囲で拡大されている状況にあるということを踏まえまして、今回の出産祝金につきましては提案

させていただいている内容に落ち着いたというものでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) 今回の人事院勧告、さらに県の人事委員会の勧告にかかわる町の姿勢というようなご質問かと思いますが、まず、給与改定につきましては、現段階の町としての考え方といたしましては、12月議会への給与の改正条例の上程を見送ったというのが正しい表現かと思います。議員おっしゃいますとおり、町の給与につきましては、町の給与条例に定めればそれは執行可能と考えておりますが、国の指導の中には、国と地方との均衡の原則ということで、国に先んじて地方が様々な、給与に関して先行して行うということについては非常に、指導ということで文書等も入ってきているところでございます。

また、本町におきましては、近年特に、地方給与という考え方から、県の人事委員会の 勧告、県の動きというものも重要視してこの給与改定にはあたっているところでございまし て、まずは県の動向についても注視してまいりたいと考えております。

このような中、去る12月4日に人事院勧告どおり給与改定すべきという閣議決定がなされております。これを受けまして、年明け1月4日召集の通常国会に給与改定法案が上程される見込みというふうに伺っておりますし、その後の県の動き、さらに隣接市町の動き等も勘案しまして、本町の給与改定の時期について、隣接市町等の状況を見ながら決定してまいりたいと考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- 〇2 番(志田德久議員) 初めに、11ページの水田畑地化の機材導入76万8,000円とありますけれども、この機材の説明を願いたいと思います。

続きまして、12ページの三川町住宅リフォーム支援事業補助金50万。これ、5ページの歳入の方にも山形県のリフォーム総合支援事業費補助金が50万であります。これが、県の補助金そのものがストレートにこの50万なのか、事業なのか、伺います。

続きまして、14ページになりますけれども、教育関係で社会教育指導員、生涯スポーツ指導員報酬が補正になっております。このいきさつ、根拠をお願いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) ご質問の畑地化機械導入支援事業の中身でございますが、 2台ございます。一つが青山、こちらの方で溝掘り機を1台、それから横川の方でサブソイ ラーを1台、ともに排水対策に活用する機械の導入になってございます。以上です。
- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 住宅リフォーム支援事業の補助金、歳入の方で県からの 50万、それから歳出の方、50万というふうなことで、お見込みのとおり、全額歳出の方 に充当でございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 14ページの社会教育総務費、そして保健体育総務費のそれぞれ報酬の追加補正の件でございますけれども、先程、総務課長の方から賃金の追加補正でも

説明がございましたが、教育委員会においては、三川誕生60周年記念事業として、ラジオ体操、町民体育祭、秋祭り等を行っております。その業務に従事する社会教育指導員、生涯スポーツ指導員、こちらの方の時間外が発生しまして、その関係で、今後12月から3月までの業務の見込みを踏まえた上で、今回、報酬の追加補正をさせていただくものでございます。

- ○議 長 (成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) ラジオ体操等の事業があって補正ということでありましたけれども、我々は9月議会で26年度の報酬の決定額が分かるわけですが、生涯スポーツの指導員の額が、決算では211万9,938円だったんですけれども、27年度予算で182万9,000円しか予算化しなかったと。事業が当然、計画にあったわけですので、これは予算額を逆に低く見積もってしまっているということが状況下にあるのではないかと思われますし、社会教育の3人分、これは今年度10万近く増額して、また改めて3人分で11万2,000円の報酬の補正ということですので、この予算の見積もり方がどうだったのか伺いたいと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) ただいま質問がありました、特に生涯スポーツ指導員につきましては月額報酬を定めておりまして、26年度は澤木という者に委嘱をしておりました。27年度、澤木の退職に伴いまして、新たに佐藤という指導員を置いております。基本的には、その指導員の月額報酬については、最初の設定の際に年齢、経歴、そういったものを勘案して報酬設定をしております。27年度につきましては、佐藤については、社会教育指導員並みの月額報酬に抑えた関係で、26年度と比較して減額したものでございます。

今回の補正は、その月額報酬の計上誤りというものではありませんで、月々の時間外についての不足している部分、これまで使った、今後3月まで使う分、その分を追加補正するものでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 同僚議員からいろいろと質問が出されておりました。

まず、お聞きしたいのは、地方創生絡みの現在の国の交付金のあり方。非常に地方自治体には鞭を入れて計画を立てさせて、今は先行型の交付金で、先進的な、または先駆的なタイプ I、タイプ I のそうした事業に交付金をお出しになっていますが、考えてみれば、本格的に動き出すのは28年からかなというふうに思いますけれども、28年の目途がなかなかすっきり見えてこない。2,000億の金が半分の1,000億になりそうだという話もありますし、非常にこの地方創生に係る事務的な負担、本町においても相当なものを要したというふうに私も思っています。

これから新型の交付金がどういうふうな形になっていくかは、まだまったく不透明であります。そして、そういう中で、この地方創生総合戦略の中において、これから町の所管する立場に置かれる部署においては、私は、あまりにもPDCAサイクルを回したり、そんなに神経質になってここに労力を費やすべきではないというふうに感じとりました。

そうした意味からして、今後の国の支援のあり方が非常にまだ不透明でありますので、

そう先んじて総合戦略は策定しましたけれども、そんなに集中した労力を費やす必要はないのかなというふうに感じとったところです。これからもそうした姿勢をお持ちになった方がよろしいのかなというふうに感じとりました。

今、たったの400万しかこのたびはおりてきませんし、前回、前は地域の消費喚起型、そうした形で、プレミアム商品券とか低所得者に対する福祉灯油、そうした部分には前も交付金をいただいておりますが、新しく28年からのことが見えてこないということを感じましたので、これからの町政、行政運営においては、地方創生の総合戦略において、縛られることなく、今までどおりの仕事をしっかりとやっていただければよろしいのかなというふうに感じとったところです。

肝心な質問に入ります。まず、ふるさと応援寄附金の処理の問題ですけれども。確か、このたびの6月の議会の中でも4,000万、それから9月議会でも3,000万の積み立てを見通した予算を我々は承認してまいりました。そして、このたび3,500万が計上されております。1億を超えるほどの非常に積み立てに回すお金があるということは大変喜ばしいことであります。

26年から比較しますと、この応援寄附金の伸び率も数倍になっているわけですので、26年度と同じようないわゆる寄附金の処理の仕方でいいのかどうか。と申しますのは、26年度分におきましては、3月議会において6,000万の積み立て、5月に実行されました。このたびは、まだ6月の4,000万、9月の3,000万、このお金がいまだに積み立てされていない。そしてこのたび3,500万が出てまいりました。

先程の説明ですと、いわゆる瑞穂の郷づくりとかいろり火の遊具、それから60周年記記念事業とか、こうしたことに2,000万ちょっとのお金が必要かなというふうなお話もございましたが、なぜ6月、9月に入れた数千万のお金がふるさと基金に積み立てできなかったのかどうか。そうした財政運営上、少し、どのようにお考えになっていたのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、三川町の畜産の農家の経営実態。このたび肥育牛を30頭増やすというふうな予定をされている肥育農家もいらっしゃるということで60万計上されましたが、三川町の畜産農家の実態と、それから、これは県の単独事業でありまして、全体的に山形県としては年間500億円の生産額を目指しているということであります。それにも三川町は加わっていくというふうな形になろうというふうに思いますけれども、三川町の実態はどうなんでしょうか。いわゆる生産額自体はどのように、やはり県が目指すべき方向に乗って進んでいるのかどうか、その辺の比較材料を教えていただきたいと思います。

#### ○議 長(成田光雄議員) 大川会計管理者。

○説明員(大川栄一会計管理者) ふるさと基金の管理の件に伴って、今年度の6月から様々な 補正の中で積み立てをご承認いただいたわけでございますけれども、なぜ積まなかったのか というお話でございましたが、これは全体的な財政の状況を見ながら、またはその基金の事業及びそれを活用している各関係課の事業の進捗、そういったものを見ながら総合的に、これまでですと5月といいますか、出納閉鎖期にある程度の金額を確定させ、そこで基金に積

み立て、定めた金額を積み増ししていたということでございます。

これからも、今回の27年度分につきましても、基金を担当している、管理している私の方としましても、財政当局の方と協議しながら、まずこの基金が使いやすい資金運用でやれること、また、定期預金による資金運用収益の最大化を図りながら対応していきたいと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 本町における畜産の状況についてのご質問でございました。現時点で頭羽数調査を行っておりまして、その数値を見ますと、いわゆる肉用牛に関しましては3名の方、それから乳用牛について1名、それ以外には、養豚がございませんで、ブロイラー、こちらの方で5名の方が共同で、もしくは個別にやられております。

今回、補正にかかりましたのは肉用牛の支援という形でございまして、その中でも具体的には佐藤畜産になってございます。年間200頭ほど出荷ということでございますが、前年に比べて100頭以上減っているというような数値的なものがございまして、そういったものも勘案しまして、ある程度の畜産の生産の維持を図ろうということになってございます。

県とのかかわりの中でのご質問もありましたけれども、こちらについては生産額等を把握しておりませんのでご答弁できないんですが、いずれにしましても、三川町の場合については限られた畜産業者がございますので、そういった方々の経営については現状維持といった部分での捉え方をしております。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 私も立場上、基金の管理運営については毎月目を通してはいますけれども、このたびの12月の議会に、恐らくいわゆる5目の財産管理費として、積立金として出てくるかなということを想定しておりましたので、私の置かれた立場のお仕事の中では指摘はしてきませんでした。

そうした意味からして、今回、さっきも言いましたように、26年度中の伸びと27年度における伸びの大きな差があります。そうしたことを考えてみますと、自分のところにいつまでも抱き込んでいていいのかどうかということに少し疑問を呈したわけです。

そうした意味からして、非常に私は、このたびまた3,500万の積み立ての額が出ておりますので、そんなに、財政を回す上で、ふるさと応援寄附金を手元に置かなければならないという事情がなかなかよく分からないので、12月議会に今、積み立てできなかったのかなということを少し感じとったわけです。

先程の答弁に尽きるというふうにまたお答えになればそれは別ですが、私は相当、その財政運営、いわゆる運用益等々も考慮しながら、少しこのふるさと応援寄附金のお金の運用の仕方について、財政当局はどのように考えているのでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) ふるさと応援寄附金に対する財政的な対応のご質問でございますが、まず一つ、26年度と27年度で大きく違う対応といたしましては、26年度におきましては、基金の積み立ての歳出予算の計上も3月年度末に一括で行ったということがご

ざいますが、今年度につきましてはその都度、歳入を見込んだその時点で、その都度基金の造成も行うということで、歳出予算に積立金として6月、9月、12月と。すみません、歳入の追加補正をするたびに積立金の予算化も行ってきたところでございますし、その点においては26年度とは財政的な対応は違ってきておりますし、私どもとしては昨年度よりは良好な予算計上ができているものと考えているところでございます。

また、実際にいつ、どのように積み立てすべきかということでございますが、それにつきましては先程会計管理者が申し上げたことに尽きるものと思っております。

○議 長(成田光雄議員) よろしいですか。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから、採決いたします。各会計補正予算3件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第56号「平成27年度三川町一般会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第56号「平成27年度三川 町一般会計補正予算(第3号)」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 次に、議第57号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第57号「平成27年度三川 町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 次に、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第2号) □ の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第58号「平成27年度三川 町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(成田光雄議員) 次に、日程第7、請願第5号「TPP(環太平洋経済連携協定)交 渉に関する意見書提出を求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番(田中 晃議員) ただいま上程されております請願第5号「TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書提出を求める請願」について、趣旨説明をいたします。

本町議会でも再三にわたって議論されてきたこの問題について、今回、大筋合意に達したとされ、国、農水省及び政府与党が対策大綱なるものを発表しました。もう決まったかのようなマスコミ報道がありますが、TPP交渉の大きな問題は秘密交渉であり、現在まで暫定的な協定が公開されました。しかし、日本語版はなく、政府は英文で1,000ページもある成文を約100ページに圧縮、翻訳して公表しました。これには政府の解釈も含ませていると言われ、十分な検証が必要です。

今の時点で優先すべきことは、協定文を吟味し、内容を理解することが先です。それをせずに対策や予算化の議論は、参院選挙対策と言われるものであります。行うべきは、政府が全文翻訳を早く公表し、一般の国民、特に農業者や消費者、医療関係者等、各分野の方々が理解できる資料を含めて交渉すべきです。

最終的協定文は未完成であるため、どの国も署名もしていません。批准手続の前に影響 評価を正しく行うべきです。

それなのに、安倍内閣は大筋合意後、約50日の短期間に総合的なTPP関連対策大綱をまとめ、補正予算対応を交渉しました。順序を間違えていると言わざるを得ません。

明らかになったもの、特に米など5項目の聖域の交渉対象としては除外するよう求めた 関税の大幅な削減は、明確に国会決議を逸脱しています。農業分野で大幅譲歩したのにアメ リカ側の自動車は30年近く関税を下げないなど、先の国会の委員会質疑で民主党議員の質 疑にあったように、責任をとるという安倍首相が90歳を超えてから実施されるものとなっ ています。これは、互いに譲るべきものは譲るなどと言ってきた甘利大臣の発言から見ても、 不等極まりのないアメリカ追随であります。

さらに、再交渉、再協議が示されており、大筋合意された関税削減が拡大される危険性も残っています。食の安全上も、遺伝子組み換え作物の規制緩和、植物検疫、毒素条項と言われる ISD条項の存在も重大です。

また、アメリカですら問題視されている環境、人権、労働条件、雇用の減少を始め、日本の医師会が問題にしている混合診療、国民皆保険が守られるのか、明らかにされていません。請願文にもありますように、本町農業・町民生活全般に重大な影響を与えるものです。

国会と国民の議論の保障はもちろんのこと、明らかに国会決議に違反する合意は撤回し、 協定調印・批准を行わないよう、関係機関に意見を提出されますよう要請します。

関係委員会と議員諸兄へのご理解をお願いしまして、請願の趣旨説明といたします。

○議 長(成田光雄議員) 以上で請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第5号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

#### (異議なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもって散会いたします。

(午前11時41分)

#### 平成27年第6回三川町議会定例会会議録

- 1. 平成27年12月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 議員 2番 志 田 徳 久議員 3番 佐藤正治議員 矢議員 議員 弘議員 4番阿部善 5番 田 中 晃 6番 町 野 昌 7番 小 林 茂 吉議員 8番 梅 津 博 議員 9番 佐 藤 栄 市議員

10番 成 田 光 雄議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長 工藤秀敏副 町 長

鈴木孝純教 育長 大川栄一会計管理者兼会 計課長

石川 稔総務課長 宮野淳一企画調整課長

五十嵐礼子町民課長遠藤淳士健康福祉課長兼地域包括支援センター長

齋藤仁志 産業振興課長併 新藤仁志 農業委員会事務員長 五

農業委員会事務局長 五十嵐 泉建設環境課長

教育課長兼公民館長併本 間 明 農村環境改善センター所長併

健康福祉課保育園主幹

和 田 勉 監 査 委 員 庄 司 正 廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議会事務局長 髙 橋 朋 子 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 12月10日(木) 午前9時30分開会

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 請願審查委員会報告(産業建設厚生常任委員会)

請願第5号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見

書提出を求める請願

〇 散 会

○議 長(成田光雄議員) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

○議 長(成田光雄議員) お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり、追加議事日程 第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日 程に追加することに決定しました。
- ○議 長(成田光雄議員) 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の 都合上、5名の議員より一般質問を行い、残り1名の議員については第4日目に行うことと いたします。

なお、一般質問は議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて、質問者1人に つき 1 時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快簡潔におのおのその要点を得るよ う、特にご留意を願います。

最初に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

- 2 番(志田德久議員)
  - ついて
  - 1. 平成28年度の政策に 1. 「笑顔つながる協働のまち」のもと進めている「第3次三 川町総合計画」を28年度はどの分野を重点にすすめる考え か。
    - 2. 「かわまちづくり」等の大型事業が計画されているが予算 編成方針の考えは。
    - 3. 中期財政計画の見通しは。
    - 4. 「かわまちづくり」が整備された後の維持管理計画は国と 協議されているのか。
  - いて
  - 2. 防犯、交通安全対策につ 1. 通学路の安全確保のために防犯灯の整備の考えは。また、 季節や交通量により、通学路を変えたりする考えは。
    - 2. 3メートル歩道の場合、自転車と歩行者の共有が出来るの では、その考えは。
    - 3. 冬期間の除雪で通学路を確保する計画は。

- 4. 交差点の安全確保対策で、大型車両の進入にそなえ停止線の見直し等の必要性の考えは。
- 3. 産業の発展について
- 1. 交流人口の増加策で、町内で行っているイベント等の告知策の考えは。
- 2. プレミアム付商品券に対する考えは。

平成27年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、平成28年度の政策についてであります。

「笑顔つながる協働のまち」のもと進めている第3次三川町総合計画を、28年度はどの 分野を重点に進める考えか、伺います。

かわまちづくり等の大型事業が計画されているが、予算編成の考えを伺います。

そして、中期財政計画の見通しも伺います。

かわまちづくりが整備された後の維持管理について、維持管理計画は国と協議されている のか、伺います。

次に、防犯、交通安全対策についてであります。

通学路の安全確保のための防犯灯の整備の考えは。また、季節や交通量により通学路を変えたりする考えを伺います。

3 m歩道の場合、自転車と歩行者の共有ができるのではないでしょうか。その考えも伺います。

冬期間の除雪で通学路を確保する計画を伺います。

交差点の安全確保対策で、大型車両の侵入に備え、停止線の見直し等の必要性の考えを伺います。

最後に、産業の発展についてであります。

交流人口の増加策で、町内で行っているイベント等の告知策の考えを伺います。

プレミアム商品券に対する考えを伺います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、平成28年度の第3次三川町総合計画事業における重要事業についてのご質問でありますが、現在、来年度の予算編成中でありますので、現時点での主要な事業について申し上げます。

まず一つ目といたしましては、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを一層推進するため、地方創生総合戦略の中でも掲げております子育て支援の核となる「地域子育て支援・ 交流拠点施設整備」に向け、事業着手してまいりたいと考えております。

また、二つ目といたしましては、憩いやふれあい、健康志向に配慮するとともに、赤川の

自然環境を生かした親水空間等の整備に向け準備を進めてまいりました「かわまちづくり整備事業」の工事を、国の支援をいただきながら実施してまいります。

さらに三つ目といたしましては、現在、国において防災行政無線のデジタル化改修が進められていることに加え、日本各地で水害等の災害が頻発化していることから、本町におきましては、国・県の財政支援を活用しつつ、難聴地域の改善に向け、昨年度設計を終えております「防災行政無線のデジタル化」を進めてまいりたいと考えております。

その他、耐震・長寿命化事業をはじめ、子育て支援策の充実など、来年度においても、現在、本町が取り組んでおります第3次三川町総合計画の各種施策を着実に展開するとともに、地域の課題解決に向けて、協働の視点に立ったまちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、予算編成にかかわるご質問でありますが、本町の平成28年度予算におきましては、第3次総合計画に加え、今年度策定した「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進するため、町民、地域、行政の「協働」による取り組みを基本としつつ、町民福祉の向上とともに、コスト意識をもって、その編成にあたっているところであります。特に、平成28年度には、先程も申し上げましたように、かわまちづくり整備事業や地域子育て支援・交流拠点施設の整備、防災行政無線のデジタル化等、大型で、かつ重要な施策に取り組むこととしているところであり、国や県の予算編成等の動向を注視し、それらの財源の確保に努めるとともに、中期財政計画に反映させてまいりたいと考えております。

さらに、これら重要施策に係る財源の確保と事業の円滑な推進を図るべく、行財政改革の 一層の推進を図るとともに、後年度の財政負担を考慮し、起債の繰上償還の実施や財政調整 基金等の積立など、適切かつ健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

4点目の「かわまちづくり」整備後の維持管理については、以前もお答えいたしておりますが、施設全体の計画については、家族のふれあいを深める親水広場、芋煮会やバーベキュー等のできる広場、さらにはサッカーやソフトボール等の活動拠点となる芝生広場など、活動の目的別にエリアを設定しながら、多面的な利活用を想定しているところであります。

維持管理については、本町が行うこととなっており、先進事例による維持管理手法、また、 当該事業に係る計画検討委員会、施設利用調整会議、そして推進協議会での検討内容を踏ま え、地域住民や利用者等の参加による体制づくりも視野に入れるなど、町民全体の親しみの ある施設としてその維持管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、防犯、交通安全対策として、初めに、防犯灯の整備及び通学路に関するご質問でありますが、本町におきましては、安全で明るい町づくり推進整備事業として、防犯灯の設置及び維持修繕に町内会との連携により取り組んでいるところであります。

この防犯灯につきましては、集落間の通学路については町が設置し、維持管理しているところであり、学校等からの要望により対応しているところであります。また、集落内については、町内会が維持管理経費を負担することとなっていることから、その新設については、町内会の要望を受け対応しているところであり、本年度も4ヵ所に設置したところであります。

また、通学路につきましては、教育委員会が所管するところではありますが、その変更については、当然のようにあり得るものと考えております。

今後とも、学校、町内会との連携により、小・中学生の登下校の安全確保に努めてまいり たいと考えております。

2点目の自転車歩行者道路については、その幅員により通行が規定されているところでありますが、本町においては、三川中学校東側の町道助川三本木線の自転車歩行者道について、 平成5年の道路構造令改正前の幅員が適用されていることから、自転車と歩行者の通行が許容されているところであります。

3点目の冬期間の除雪による通学路の確保でありますが、本町では、通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、冬期間の交通障害を最小限にとどめることを除雪計画における基本方針と定め、降雪の状況に応じた臨機応変の体制で現有の除雪機械をフル活用し除雪対応を図っているところであります。

4点目の交差点における安全確保に係る停止線については、道路の幅員、形状、通行量等 を見極め、警察との協議を踏まえ、山形県公安委員会の指示のもとに決定されております。

停止線の位置を大型車のみに配慮することは、右左折等で、大型車の速度を増大させて歩行者の安全を害する恐れや他の車両の見通し、安全確認に支障を与えることも想定されることから、道路構造令においては、交差点の安全性と容量とを十分考慮して決定するものとされているところであります。

次に、産業の発展についてのご質問にお答えいたします。

本町では現在、いろり火の里等を会場にした季節ごとのイベント等の開催により、町外をはじめ、県外からもたくさんの方々からおいでをいただいているところであり、町の交流人口の増加に繋がっているものと認識しているところであります。ご質問にありました、町内の各種イベントの周知策についてでありますが、それぞれの実行委員会等において、町内外、各所へのポスター掲示やチラシの配布をはじめ、町や観光協会のホームページによる周知などを中心に行っているところであります。また最近では、地域発信力の高いフリーペーパーやフェイスブックなどによる情報提供など、多様な広報チャンネルの活用も行われているところであります。

次に、プレミアム付商品券についてでありますが、この事業につきましては、地域経済の活性化策の一つとして、消費マインドの喚起による消費拡大と町内商工振興を目的として、 平成20年度より継続して実施してきたところであります。

今年度につきましては、地方創生交付金を活用し、プレミアムを20%とし、2回に分け商品券発行を計画したところであり、第1回目を4月に6,000万円分のプレミアム付商品券を、10月には第2回目として2,400万円分のプレミアム付商品券を販売したところであります。ともに好評をいただき、事業目的に対する実施効果があったものと判断しております。

また、この事業の実施につきましては、地域経済の景気動向を事業実施の重要な判断要素にしておりますので、平成29年度に予定されている消費税増税など諸情勢を踏まえ、適切に判断をしてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 初めに28年度の政策でありますが、今答弁にあったとおり、子ども支援の交流の拠点施設建設というものであります。それらはよく言われる学童保育を含めて、放課後対策や若年層の子どもを対象にしたものを全部含むのか、あるいはいろんな形で子どもに限らない拠点施設を目指すものなのか、伺います。
- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 第3次総合計画におけます重要な事業ということで、先程町長の答弁にありました地域子育て支援交流拠点施設整備事業でございますけれども、細部については教育委員会の方で所管しておりますが、総合戦略においても、この部分については町の重要な今後の子育て支援の取り組みであるということで、子育て支援の活動センター、乳幼児を抱える、現在は三川町の保育園、みかわ保育園・幼稚園の方にもございますけれども、そういった部分、新たなスペース的なものもということで、そういった子育で世代の活動センター、それと学童保育ということで、現在、みかわ保育園の東側ですか、旧押切保育園の方でやっております放課後児童の保育機能を行う学童保育施設、あわせて地域交流センターということで、公民館的な、子育て世代に捉われず、地域の方々が相互に交流できる施設、コミュニティ活動を支援する施設ということで、この3施設が交流拠点施設ということで整備を、予算編成の段階でございますけれども、考えているということでございます。
- ○議 長 (成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 第3次総合計画は平成23年度からの10年計画ということでありましたが、その中では恐らく予想もしていなかったTPPの大筋合意等を受けている状況にあります。
  - 三川町は独自に今年、瑞穂の郷づくりを行ってきたわけでありますが、こういう計画に予期しなかった、特にTPPはいろんな部門はありますけれども、特に農業を基幹産業としている町として、その大筋合意を受けた、合意に至っている現状において、三川の農業政策で28年度、さらに力を入れようとした計画はどうなるのでしょうか。
- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 28年度の農業の施策ということでありますけれども、先程の町長の答弁にありましたが、現在予算編成策定の作業中ということで、今年度から実施しております瑞穂の郷事業、この部分、それ以外のこれからまた新たに展開する部分については、細部、承知いたしておりませんので、現在の今年度実施している事業、そういったものをさらに拡充するのか、そういった部分の細部については、担当の産業振興の方からお願いしたいと思います。
- ○議 長 (成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) TPPの大筋合意を受けまして、本町については、農業分野について大きな影響が出るのではと危惧されているところであります。ただ、実際に米を中心にどういった影響が出るのかという部分については、将来的に米価が下がっていくだろ

うということが示されておる段階で、具体的な数値的なものはまだ示されておりません。

それにしても、マイナスの要因であることには違いありませんので、それに対する対策として、今現在は国、県等、いろんな状況を踏まえながら、対策を検討しているところでございます。町としては、具体的な対策が出てきた時点で、それを取り入れるなりして対応を図ってまいりたいと考えております。

それ以外につきましては、今答弁にありましたとおり、引き続き町独自の施策としての瑞穂の郷づくり事業を2年目に向けて取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員) 続きまして、かわまちづくりであります。

この事業は、国、町と請け負う部分が分かれて整備するわけであります。

ただ、心配しているのは、今年の関東東北豪雨のように、豪雨があった場合、50年に一度の大雨とかになれば、当然整備計画の赤川も予測できるわけであります。この豪雨によっていろんな施設等が壊れるという可能性もあるわけであります。その整備、復興、そういうものが話し合われているのか、あくまで、すべて国側で作った施設も町で直していかなければならないのか、それを伺います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 現在計画しておりますかわまちづくりの事業の維持管理につきましては、今お話がございましたとおり、通常ベースでの維持管理、それから、今のお話は想定外の部分のお話でございました。

通常ベースのものにつきましては、町長の答弁にございましたような形で、先進事例もございますので、そういったものにならいながら維持管理を進めていこうというふうに考えておりますし、また集中豪雨等、そういうもので土砂が堆積するとか、そういうこともまれには想定できるわけですけれども、現在、赤川の河道掘削、それから床どめ等の改修等計画しながら、実際進めていると。

そのようなことで、従来から見れば、そんな大きな、冠水しても土砂が大きく堆積するというようなことは私は想定していないところでございますけれども、そのような形に至った場合においては、具体的に国とその部分については協議をいたしておりませんけれども、国と協議の中で対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、他の団体におきましても、かわまちの事業、取り組んでいるところがございます。 中には、冠水して若干土砂が堆積したという事例もございますので、そういったところの対 応、どのように対応したか、そういったものも事例に学びながら対応していきたい、そのよ うに考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) すべて起きてからの対応ということでありますが、例えばカヌーの 発着場の計画もあるわけであります。それは国が計画した管理施設として捉えているという、 一昨年の12月議会で町側からそういう答弁がありました。

ということは、こういうカヌー発着場等はすべて国側という解釈になってよいのか。答弁によれば、町側が要望した発着場ではなく国が計画したカヌーの発着場という、私はそのときの答弁で理解しましたけれども、この計画の前も赤川にカヌーの発着場を作った経緯があって、洪水でだめになったという実例もあるわけでありますので、そういうことも予測される赤川で国側が計画したということであります。

その場合、利用者があるかないかはまた別問題として、私は前、指導員の養成等の場合を 何ったわけでありますが、そういうことの答弁ではなく、国が計画したものですという答弁 でありました。

ですので、あくまでこれは国側が責任を持って管理し、万が一に補修していくという解釈でよろしいのでしょうか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 国の整備と町がする整備、2種類あるわけでございますけれども、国の整備につきましては、平成26年から来年度までの3ヵ年の計画というようなことで、管理用通路、それから低水搬路、今お話がございました船着き場、避難誘導看板、桜堤の築堤、浸水護岸の整備というふうなことでございますが、そういった国が整備した部分についての維持管理は三川町が行うこととなっているということでございます。

ただ、管理用通路につきましては国の管理でございますけれども、それ以外につきましては町が管理するというようなことで、今年度、実施設計を今現在取り組んでいるところでございますけれども、まだ詳細に国と町との維持管理の役割の部分について明確になっていないところもあるかと思いますので、それはこれから、今のご意見を受けまして、事前に十分詰めていきたいというふうに考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 今答弁があったとおり、この事業は国の補助をいただいて行う事業で、前説明があったとおり、逆に2億円以上の事業でないと補助がおりないというような側面があって、いろんな施設が、私の解釈では要望、必要性を感じないものまで設置しているというものがあるのではないかと思われますので、その辺、十分に今後国側と話し合いを持って、町の負担が増えないようにという、最初補助があっても、維持管理あるいは壊れた場合の補助がないとなれば大変なことであります。

どうしてもこういうハード部分の事業は、最初補助はあっても維持管理が大変という状況で、何億円規模の事業の維持管理、補修となれば、町に与える負担が大きくなりますので、 十分な協議をするべきと思います。

続きまして、通学路であります。

例えば、中学生は自転車通学をやっておりますけれども、防犯灯、通学路で東北電力、NTTの電柱がないと設置するというのはなかなか大変で、独自に作っても、経費、あるいは耐える力の弱い電柱になってしまうということで、設置が大変なことは理解しております。やはり秋になりますと、日没が早くなって見えないということが通学路で起きております。そこで、私の理解では、小学生の通学路には必ず防犯灯があると理解しておりますので、

若干遠回りしても、中学生の通学路を、小学生の通学路を通るような方法、指導、学校側との話し合いはできていないのでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 中学生の自転車による通学路についてでございますけれども、 基本的には中学校の方で、それぞれの町内会と保護者とも話し合いをしまして、通学路の指 定をしております。そういった場合に、やはり一番近い経路での通学路を指定しております ので、今おっしゃられたように、遠回りをしてでもというような観点は、4月当初ではない わけでございます。

ただ、防犯灯がなかなか電力柱がないなどの理由でできない現状にあるときに、そうした 方法で、遠回りであっても、迂回路であっても通学路として使うべきだというご意見だとす れば、学校としては、それは保護者との相談の中で、保護者が良しとして認めるものであれ ば可能であると思います。

ただ、実際の、秋冬の日没という話がございましたけれども、中学校の場合は12月1日からバスでの通学となっておりますので、おっしゃるような、例えば田田大橋の東側の通学路については、この時期についてはもう使わない状況になっております。そういった面を含めて、学校とは協議する可能性はございます。

- ○議 長 (成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 今の一番昼の短い冬至が迫っている状況ではなく、9月、10月になれば日没が早くなって、退校時間には暗くなっているという現状があるわけです。私はその時期等も言っておりますので、私は学校長が通学路を決定するという権限を持っていると思っておりますので、その辺、学校側と協議して現状を踏まえてほしいと。

バス通学になるまでの間でありますので、その見解があればお願いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) おっしゃるように、日没の早い時期というのは秋冬だけではないということでは理解しております。

おっしゃるとおり、その通学路については学校が指定をしますが、基本的にその通学路でなければならないということではございません。ただ、自転車の場合は、自転車のライトもございますし、あるいは大きい道路であれば、自動車等のライトもございます。PTAと話し合いの中では、やはり通学路を変えてまでというのではなくて、できる限り防犯灯の設置をお願いしたいというのが保護者の希望ではあるようです。

ただ、それが現実としてかなわない状況の中では、今おっしゃるとおり、学校の方として も、防犯のために必要性があれば、通学路の変更というのは可能だと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 防犯灯の設置ができない場合、通行量があれば車のライトということがありましたけれども、自転車に乗った経験があれば、夜、対向車のライトは明かりにはならない、逆に妨げになる状況であります。そういうことも理解して臨んでほしいと思います。

そして、この通学路でありますが、通学路の確保で、豪雪になった場合、除雪が、通学路であっても、大変、1日2回除雪というような例も今まで何度もあるわけですが、やはり指定の通学路を交通安全のために除雪しているという状況もありますので、それを優先的に確保して除雪する計画なのか、伺いたいと思います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 通学路の除雪というようなことで、主に歩道の除雪関係 については、学校の方からもいろいろ要望が出ているところでございます。

冬期間の積雪時に、登校前に通学路の歩道の除雪を要望というようなことで、中には、除雪が間に合わないと車道の端を歩いている危険な光景を見られたということもございますし、それにつきましては、やはり除雪の規模、それから能力というのはある程度限られている部分はございます。そういうことで、豪雪時や猛烈な地吹雪の発生においては、予定時刻までに作業が完了しないこともあるというような現象もございます。

また、これは特に県道の部分でございますけれども、県道の歩道に地吹雪対策の防風雪ネット設置を要望されているところもあります。

県にそういった要望を繋ぎまして、防風ネット、防雪ネット等の対応をしていただいているところもあります。

歩道の除雪につきましては、県の機械1台、ロータリーの歩道除雪車1台、それを貸与を 受けましてやっている部分と、それから三川町独自で町道の歩道除雪というふうなことで取 り組んでいるところでございます。

特に歩道除雪につきましては、積雪15cm以上の場合に出動命令を出すと。そのようなことで、降雪が多い場合につきましては、朝の登校に間に合わせるためという部分につきましては、午前3時半頃から出動しているところでございますけれども、当日雪が多い場合については、午後1時頃から除雪をしまして、下校時に間に合うような形で、鋭意除雪に取り組んでいるところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 通学路の歩道の除雪の説明は分かりましたけれども、通学路が歩道もなく、南北の道路を通学するということで、吹雪のとき、よく吹き山が立っている状況であります。そうすると通れない。もちろん車も大変ですけれども、通学路となっておりますので、そこには防雪柵もあるわけでもありませんので、普通の道路を通学路として利用しているわけで、今言ったように、南北の道路ということは、西の地吹雪をまともに受けているという状況であります。それらの確保、何回も止まった例も、除雪車が行けなかった、通勤車も違う経路を通ったということもあります。

除雪会議でも該当する町内会長がそういうことを要望しておりましたので、歩道のない、 防雪柵のない通学路等の除雪確保の努力というか、最悪の場合、そこを除雪しないで違うと ころを除雪してやるということも考えられますが、その場合、また交通量の面での安全対策 も出てこようかと思いますが、今までも三川町ではそういうことが何回もありましたので、 言っているわけですので、想定外ではないと思いますので、その対策をもう一度伺います。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) ご質問がございましたとおり、歩道が設置していない道路における通学路も当然あるわけでございます。そうした中で、一冬、そんなに多くはないと思いますけれども、かなり車の通行あるいは人の通行にかなり障害になるということが一冬で何回かあるのは現状でございます。

そうした中で、特に児童におきましては、先程申し上げましたとおり、雪が相当多くなりますと、除雪に時間を要して、なかなか下校時に間に合わないとか、そういう状況がございます。そういう状況につきましては、学校側との情報を密にしまして、連携しまして、例えば下校時間を少し、一斉の下校になると思いますけれども、そういったものをずらしていただくとか、そういった対応をとって児童の安全を図る、そのような形になるかと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 続きまして、同じ通学路も該当するわけですけれども、3m歩道あるいは3.5m歩道で、自転車と歩行者の共有ということで、三川中学校の東側の例を挙げましたけれども、横川横山線も3.5m歩道あるいは3m歩道で、共有できるのではないかということであります。

ところが、通学路としては、中学生はあの道路を通って、私も現場を見ましたけれども、 舗装が段差がついて、通学の場合、左端を自転車でやっていて、段差があって危険な場合、 無意識のうち、どうしても右側に寄ってしまう。つまり車両側に寄ってしまうという危険性 があるわけであります。

ですので、ああいう広い歩道は、今マークはありませんけれども、歩行と自転車共有という指定はできないのか、使用はできないのか、伺いたいと思います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 三川中学校の東側にあります助川三本木線に設置して あります歩道につきましては、歩行者、自転車道というようなことで、歩行者も自転車も通 れるというようなことで規制の標識を設置しております。

これは、歩道の幅員が  $3.5 \,\mathrm{m}$ でございます。あそこにいろいろ植栽等ありますので、植栽等なければ  $2 \,\mathrm{m}$ でいいわけですけれども、植栽等があるというふうなことで、プラス  $1.5 \,\mathrm{m}$ 、  $3.5 \,\mathrm{m}$ ということで、自転車も歩行者も通っていいですよというようなことで供用されております。

ただ、平成5年11月に道路構造令が改正になりました。その道路構造令が改正になりまして、従来の2mの幅員プラス1.5mではなくて3mプラス1.5mというふうに改正になったところでございますけれども、当該の自転車、歩行者道につきましては従来の幅員を適用する、そのようなことで現在も通れる形となっております。

それから、ご質問のございました横川横山線に設置の歩道につきましては、幅員が 4.5 m というようなことで、あそこも植栽があるわけでございますけれども、ただ、六ヶ村橋から横川集落までは 3.5 m というふうになっております。

あそこにつきましては、ご案内のとおり、規制の標識が設置してございません。それは、

県の公安委員会と協議をした中で、規制すべきとの判断がなかったために標識が設置していない。そのようなことで、歩行者も自転車も通行可能となっている、そういう状況でございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) ということは、規制のマークがなくても、逆に言えば、横川線の場合、通学路として自転車も歩道を通ることができるという解釈でよろしいのでしょうか。
- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) そのとおりでございます。
- ○議 長 (成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) そして、平成24年の9月議会でも、私、質問しましたけれども、 そういう3.5 m歩道等なくても、安全性を考えれば、自転車が通ることができないかと問い かけましたところ、規制は歩行者優先ですが、通学の危険性がある場合、歩道から締め出す ものではないという答弁でありました。これは警察からも確認しているという答弁でありま した。

ということは、3.5 m歩道がなくても、狭い歩道とは言いませんけれども、車道が危険性等あれば、歩行者、自転車が共有できるという解釈でよろしいでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) また、道路交通法の中で、例外の規定がございます。児童、幼児、70歳以上の者、それから体に障害のある者、こういった方々は通常の歩道を、規制のマークのついている歩道を自転車で通行できる、そのようなこともございますので、ケース・バイ・ケースでいろいろ違うのかなというふうに思っております。
- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 細かいことになりますけれども、指摘になるか確認になるか。三川中学校から助川三本木線の歩道、共有マークがありますが、三本木の入り口で西側のマークが、歩道が切れているのに共有マークがついております。歩道がないのに。ということは、あそこ、どういう解釈であの看板が設置されているのか。生徒はあそこを東側に横断して登下校をしているわけです。

学校に行く登校の場合は共有マークで通れるわけですけれども、下校時、終点の三本木入り口の歩道でそのマークが設置されているという現状で、あのマークの理解に苦しみますし、我々議員と語る会でも、該当町内会より、逆に狭い歩道を自転車で通っているということで、助川三本木線に車で出るとき、歩道を自転車で通学している子どもたちがいるので危険性があるという話も出ました。

そういう場合、下道を通って、例えば押切に行くとか、そういう方策もあるのではないか と思われますので、その現状確認、マークしているのか、そして三本木町内会の通学路の安 全性はどうなっているのか、伺います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 今ご質問がありました部分につきましては、現場をしっ

かり確認しながら対応したいと思いますが、ただ、想定できるのは、中学校の方から三本木の方に向かって歩道が切れる部分もあるわけでございますけれども、そういった中での継続性を保持する、あるいは例外的措置の中で継続性を保持する、そういったところもあるかと思いますので、そういったことも含めながら確認してまいりたいというふうに思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 次に、産業の発展についてであります。

三川町では、歴史的イベントとかそういうものが少ない、観光地が少ないということで、 交流人口に力を入れた政策をとっているわけでありますけれども、本当に良いイベントを数 多くやっていると思いますが、ところが、実際、町民あるいは子どもたち、そういうイベントをやっていることを知らないということでありました。

だから、その辺の告知が徹底されていないのではないか。例えばシルバーウイークのときはイオンの北側でラーメン博があったわけですけれども、正月に次ぐ入場者があったと、イオンが始まって以来というような状況であります。あれは、知っているとおり、山形放送が絡んでおりますので、ラジオの告知がすごかったということも思われます。

そして、今、なの花ホールに店を出したラーメンの鯛ラーメンも、私はオープンの日も行きましたけれども、オープンで、ああ、このくらいかと思っていましたが、ところが、これも山形放送でしたけれども、テレビで土曜日に放映したら日曜日に行列ができているという状況。この間、なの花ホール利用のとき、あのホールの前で待っていたら、結構あのラーメン屋に入っていくという状況でした。

やはり告知次第ではイベントがもっと盛り上がったり、町民が知らない人まで知るということがあるのではないかと思われますので、先程あった告知方法で、チラシ等だけではなく、今は友達同士で登録していればLINEもありますけれども、そういうものも仕掛けたりする方法、例えば我々のイベントの経験もありますが、ラジオを十何回流せば10万円かかるということも承知はしております。でも、その効果等を見れば、逆に町民が他に誇れるイベントいうことにもなれば、その辺の経費は費用対効果としてあるのではないかと思いますが、その考えを伺います。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 今ご質問にありました町内で行われているいろんなイベントにつきまして、例えば「菜の花まつり」初め「あったか冬まつり」も、それぞれ幸いなことに会場があふれるほどににぎわっております。議員も行かれたようですが、イオンで行われたラーメン博、こちらの方も本当に大変なにぎわいであったと思います。

そういった状況を受けながら、議員が言われるように、イベント内容が魅力的であるということはもとより、その周知が集客の重要なポイントであるということは私どもも考えております。

それで、イベントの対象者といいますか、ターゲットといいますか、そういった部分については、第一に町民であり、また庄内の各地からの来町者、そして第二に県内外からの来町者というのが実際のところかと思います。

そういったことも踏まえながら、周知策については、ラジオ等、今、例を挙げていただき ましたけれども、そういったものも含めて、より効果的な周知方法を選択していくというの が大事かと思います。

町長答弁以外の周知方法につきましても、実は観光協会にフェイスブックを開設しておりますし、その他については、新聞の折り込み、それから民間のポータルサイトである旅行情報、そういったものも実は活用しながらやっておるところですが、前段言いましたとおり、幸いにして各種イベントについては多くのお客様に見えていただいておりますので、引き続きそういったイベントが続けられるように、町の方としても期待をしておるところです。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 次に、プレミアム付商品券に対してでありますが、ずっとやってきて、経済対策のときに20%、そして今回20%、他の場合は10%とかあるいは15%でやってきたわけですけれども、今回、答弁にあったとおり、地方創生法絡みで各地域で20%つきのプレミアム商品券をやったわけですが、中央のマスコミ報道によりますと、どうしてもそのときの一過性で終わっている、経済効果としてはどうだったかという疑問の記事もありました。

三川町の場合、ずっとやっているわけですけれども、なくても、足腰の強いあるいは特徴のある商工業者の努力等あって、それの手助けとして、いろんな方法、何もプレミアム付商品券でなくても、こういう方策が望まれるのではないかと。すでに要望があるかもしれませんが、プレミアム商品券の支援だけではなく、町長の答弁にあったとおり、また消費税が上がるときはそれなりの支援は必要かと思いますが、そういう状況でないときは、自らのものをまず発信するような努力を促して、毎年プレミアム商品券の発行の助成というものに対して、もう少し詳しい見解をお願いします。

- ○議 長 (成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 平成20年度から今年度で8年目、8回目の継続しての実施となっております。この間、発行総額は4億6,850万円と大きな金額になってございます。 すべて完売しており、また、その使用についても、ほぼ100%というような状況でございました。

プレミアム商品券の発行の目的は、一つに消費喚起による消費拡大、それから地元の商工業の振興ということですが、若干詳しくプレミアム付商品券の販売状況をつけ加えますと、まず、商品券の購入者がどういった方々になっているかということなんですが、三川町が6割です。鶴岡市、酒田市の方からは3割ほど、庄内町その他が10%になってございます。

また、その使用については、町内の加盟した事業所、商店ということになりますが、こちらについては、イオン等の大型店と地元商店がほぼ半々という状況になってございます。

ご質問にあったプレミアム商品券発行という部分の目的に対しては、町としては事業効果があるものと判断しておりますが、言われるとおり、地元の商店業者につきましては、実は、こうした機会を捉えて自らの商工業のさらなる活性化に繋げていただきたいというふうには期待を持っているところでございます。

また、具体的に商品券発行をする際に、実行委員会を商工会の方で組んでいただいておりますので、そういった際にもいろんな意見が出され、また改善されながら、この事業をきっかけにした取り組みがなされているものと捉えております。以上です。

- ○議 長 (成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) このプレミアム商品券、ずっと最初から6割程度ということで毎年報告を受けているわけでありますが、これは、買い物だけでなく、よく商工会の工業部門にも使えるという部分もあって、例えばリフォーム等に使っているとか、そういう購買もあって、こういう率になっているのではないかと私はずっと解釈しております。

その商工業者すべて、この機会を捉えて、お客さんをとるというか、檀家をとるというか、 そして工事した場合、アフターサービスもやるというような方向の努力というか、当然商売 ですのでやるとは思いますけれども、プレミアム商品券を使ってリフォームをお願いした、 あるいは小規模の工事をお願いしたというお客さんが、今までは町外の業者だったかもしれ ませんが、町内の業者に当然使えるわけですので、限定されます。そのアフターサービス等 がよければ、今度は地元業者に頼むということになりますので、その機会を捉えた努力喚起 というものも私は必要ではないかということであります。

ただ、先程言ったとおり、一過性で終わってしまっては、そのときだけお客さんが来ただけでは将来的には大変ではないかと思われますし、普段の場合はそういう努力も必要ではないか、そういう努力を、商品券にプレミアムをつける援助をしている場合は、努力の喚起も必要と思われますので、今後そういう対応をとってほしいと思います。

あと、改めて全体を申し上げれば、28年度施策の中でもありましたとおり、いろんな施 策がありますけれども、すべて町民要望ということで取り入れる努力でやっているとは思い ますが、どうしてもハードものとなると、やはりその後の維持管理の経費というものが生じ てくるわけですので、その辺の判断もした対応で進むべきと思われますし、あえて言うなら、 私が前から言っているとおり、身の丈に合った行政をやるべきではないかと思われます。当 然やっていますということがあると思いますが、その辺の考え、最後にお願いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 今までの第3次三川町総合計画における事業推進にあたっては、志田議員言われるとおり、まさに大型事業として位置付けられるということからすれば、今回のかわまちづくり以上の事業というのは数多く行ってきたわけであります。

とりもなおさず、本町における一番の大きな投資は、いろり火の里、さらには教育施設の整備、こういった部分からすると、その時代に必要な施策を展開してきたわけでありますので、そういった面においては、これからも町の中期財政計画も含めた安定した行財政運営というものを基本に据えながら進めていくというのが、これからの町の方向性だというふうに認識しております。

当然、先程のプレミアム商品券もそうですが、行政も、企業的な感覚ということからすれば、事業効果というものを期待するという部分が非常に大きいわけでありますので、そういった面でも、これからもコスト意識というものも十分考えながら進めてまいりたい、このよう

に思うところであります。

○議 長 (成田光雄議員) 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長 (成田光雄議員) 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議 長 (成田光雄議員) 再開します。 (午前10時50分)

○議 長 (成田光雄議員) 次に、7番 小林茂吉議員、登壇願います。7番 小林茂吉議員。

○7 番 (小林茂吉議員)

1. 町土利用について

- 1. 庄内30万都市圏の要衝として町土利用のマネジメント機 能を高める、多様な主体が参画する取り組みの促進について 見解を伺う。
- 2. 町民生活の安全・安心、貴重な自然・文化、活力ある地域 資源の観点を踏まえ、1,400ha 超の都市計画区域の発展性あ る土地利用の姿をどのように描くのか伺う。
- 3. 町が掲げる諸施策の実行に伴う、土地開発公社との将来的 な関係をどう考えているのか伺う。
- ついて
- 2. 組織機構と職務体制に 1. 地域包括支援センター、産業連携推進室、町公民館の長は 課長が兼務で構成されている。長の職務と所管事業の展開に おける人員配置の基本的な考えを伺う。
- 3. 福祉行政について
- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の計画年度の前倒しの考 えと介護予防事業の現状認識を伺う。
  - 2. 総合事業の導入は市町村の判断だが、地域における様々な 社会資源(社会福祉法人、JA、ボランティア団体、シルバー 人材センター等)を活用し、地域社会の再構築を図る上でも早 急に総体的な取り組みが待たれるが所見を伺う。
  - 3. 健康マイレージ事業の継続性と社会参加の意欲をより高め るポイント制度の今後の設計図を伺う。

平成27年第6回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。 初めに、町土利用について伺います。

庄内30万都市圏の要衝として、町土利用のマネジメント機能を高める多様な主体が参画

する取り組みの促進について見解を伺うものです。

2番目に、町民生活の安全・安心、貴重な自然・文化、活力ある地域資源の観点を踏まえ、 1,400ha を超える都市計画区域の発展性のある土地利用の姿をどのように描いてまいるのか、 伺うものであります。

3番目に、町が掲げる諸施策の実行に伴う、土地開発公社との将来的な関係について、その考えを伺います。

大きく2の組織機構と職務体制について伺います。

地域包括支援センター、産業連携推進室、町公民館の長は課長が兼務で構成されております。長の職務と所管の事業の展開における人員配置の基本的な考えを伺います。

3番目に、福祉行政について。

介護予防・日常生活支援総合事業の計画年度の前倒しの考えはないか、介護予防事業の現 状認識を伺うものであります。

総合事業の導入は市町村の判断でありますが、地域における様々な社会資源(社会福祉法人、JA、ボランティア団体、シルバー人材センター等)を活用し、地域社会の再構築を図る上でも早急に総体的な取り組みが待たれるが、その所見を伺います。

最後に、健康マイレージ事業の継続性と社会参加の意欲を高めるポイント制度の今後の設 計図を伺います。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

初めに、町土利用に関する3点にわたるご質問につきましては、関連がありますので一括にお答えいたします。

町土利用につきましては、その基本方針を定めております三川町国土利用計画がありますが、この計画は三川町の区域における土地の利用に関し、長期にわたり総合的かつ計画的な土地利用を図るため、必要な事項を定めているものであり、山形県の国土利用計画を基本としつつ、第3次三川町総合計画の基本構想に即して平成23年3月に策定したものであり、本町の土地利用に関する指針となるものであります。

この計画の中でも謳っておりますが、町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の基盤であることから、均衡ある町の発展を目指し、機能的で利便性に富んだ生活環境を創出するため、町土の有効かつ効率的な利用を図っていく必要があります。

このことから、本町におきましては、町を取り巻く社会情勢や地域特性、歴史的経緯を踏まえつつ、生産基盤であると同時に、環境保全など多面的な機能を有する優良農地の保全を基本に据えるとともに、道路などの都市的基盤との調整を図りながら、快適な居住空間づくりを目指した土地利用を推進してきたところであります。

今後の町土利用につきましては、高齢化社会の進展や経済財政環境を考慮し、都市化の拡大から集約型への転換、さらには、これまで形成してきた公共施設の用途転換などによる有効活用を図りながら、効率的かつ効果的な町土の形成に努めていく必要があると考えており

ます。

今後、本町がさらなる発展を遂げていくためには、まちづくりの理念や方向性を継承しつ つ、地域の特性に配慮した秩序ある町土の形成に努めながら、きめ細かな土地需要の調整を 図っていく必要があります。

また、土地利用の転換については、土地利用の復元や変更が容易でないことなどを踏まえ、町民、住民組織、ボランティア、企業及び行政機関など、多様な主体の合意形成を図りながら、土地利用に係る地域の創意工夫による取り組みを促進することにより、農地への環境負荷の低減など、次世代に町土を良好な状態で引き継いでまいりたいと考えております。

また、町と土地開発公社との将来的な関係についてでありますが、現時点におきましては、 みかわ産業団地の拡張を求める要請もあることから、本町土地開発公社が果たす役割はいま だに大きなものがあると認識いたしております。

このようなことを踏まえながら、当面の間は、本町の持つ地域特性や強みを生かしつつ、都市計画区域での都市的土地利用と農用地としての自然的土地利用の調和が図られるよう、町土の有効かつ適切な利用に配慮した土地開発を推進してまいりたいと考えており、土地開発公社の有する機動性や対応力等を十分発揮し、その役割を担ってもらう必要があると考えているところであります。

次に、組織機構と職務体制についてのご質問でありますが、本町においては、三川町行財 政改革推進プランに基づき策定された定員適正化計画により、組織機構の見直しや業務量に 見合った適正な人員配置に取り組んでいるところであります。

具体的には、組織機構、事務事業について不断の見直しを行うとともに、民間委託や協働のまちづくり、人材育成の推進などに積極的に取り組み、コンパクトな行政を目指すものであります。

ご質問にありますように、課長が他の機関等の長の職務を兼務している状況にありますが、このことは、長の職務である、部下の業務内容の把握と適切な業務分担、指導・育成、組織としての成果の検証とともに、さらなる業務等の見直しにより総合計画の実現を目指すことが可能であるという判断によるものであり、行財政改革推進プランの趣旨に沿ったものであると考えております。

また、人員配置については、各課等における政策推進と円滑な行政サービスを基本とする 事務事業の展開を図るため、限られた職員数で業務量に応じた適材適所の配置に努めてきた ところであります。

次に、福祉行政に関するご質問にお答えいたします。

なお、1点目と2点目のご質問は関連性がありますので、一括してお答えいたします。

最初に、介護予防事業及び日常生活支援事業に関連してのご質問でありますが、ご承知のとおり、介護保険事業については、これまでも、地域包括支援センターを中心に、医療機関や介護施設、並びに社会福祉協議会や町内関係機関、団体等との連携により、各種サービスの提供や見守り支援など、各般にわたる事業を展開してきたところであります。

特に、介護予防事業につきましては、計画的かつ効果的な事業の展開により、一定の成果

をおさめているものと認識しているところであり、ご質問にあります、いわゆる「新しい総合事業」の実施につきましては、今年度からスタートしました第6期の計画期間中において、 当初の方針に基づき、平成29年度より実施していく考えであります。

また、ご質問にあります社会資源の活用及び地域社会の構築という論点につきましては、 これまでの状況を鑑みると、すでに複数の町内会において、高齢者の閉じこもり予防となる 「サロン事業」等を、多くのボランティアの方々の協力により展開されているところであり ます。

また、民生委員を中心とした見守り支援や相談対応等については、地域包括支援センターと各地域との連携を緊密にしながら展開している現状であり、今後も、現行体制を維持しつつ、さらなる充実のための協力を関係機関、団体等にお願いしてまいりたいと考えております。

また、3点目のご質問の「健康マイレージチャレンジ事業」については、現在、町民各位の健康増進と、ボランティア活動を含む地域全体の活性化等をコンセプトとして事業を展開しているところであり、来年度も、今の内容を踏襲しつつ、ポイント付与項目の拡大や協力店舗の増加等に取り組むなど、一層の充実を図りながら展開してまいる考えであります。以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 最初に、町土利用について改めて伺います。

ついこの間、全協の中でも農地法の改正につきまして説明を受けたところであります。

まず、町土の中でも特に農用地に関しまして、どういった形でこれから進んでいくのかな というふうに思っておりましたので、農用地に関しましてお聞きしたいというふうに思いま す。

農地法の改正につきましては、農地の集積を加速させる、そうした内容にもなっておりますし、また、農家をいわゆる選別していく、そして小規模農家、これを、言葉は悪いんですが、切り捨ての方向に行くというふうになります。

今後、こうした農業者主体の農業導水路施設の適正な維持管理、これも町土利用にとって 欠かせないことだというふうに思いますが、こうした適正な維持管理になかなか行き届かな くなっていくといった懸念を抱いております。未来に向けてこの優良農地、肥沃な土地を持 続可能な利用の仕方に持っていくというふうなことも、当然大切なことであります。

この1点に絞って、これからこの農用地に関してのマネジメントをどうやっていくかという考え方についてご所見をお持ちなら、お答えをお願いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 町土利用に関しまして、農用地、農地の適正な管理という ご質問でありました。

農地法の改正ということで、これはまちづくり三法とも絡むわけでございますけれども、 農地法の改正によって、大規模な土地の集約ということで、土地の集積を図るということと、 さらには虫食い状態の開発を防ぐということで、まちづくり三法の方とも絡みながら法改正 になったわけですけれども、適正な農地の維持管理ということで、現在は農林水産省の方で 多面的な農地の管理ということで交付金の部分がございますが、そういった町内それぞれの 生産組織の方に、多面的な農地の維持管理ということで、水路、それから農道、そういった 部分の維持管理についても、農家の方が中心の活動というふうになると思いますけれども、 さらにはそれぞれの町内会で農家の方以外でも、水路、それから集落内の環境の維持という ことでそれぞれ実施しているところであります。

本町でも、春に河川道路美化運動ということで、今はその時期的なものを各町内会の判断ということでなってはおりますけれども、そういった部分も踏まえて、農地の多面的な交付金活用による維持管理、それと地域の環境美化、さらには町道の助川三本木線、それから町道押切新田三本木線脇の町道花壇等、そういった部分の老人クラブ等からの植栽、そういった部分を踏まえて、適正に町道のみならず町の土地について管理する、そういった形で町土の管理を適正に図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 実際、その主体となるべき方々というのは非常に数が限られてくる のではないのかというふうに思います。こうした混住の社会の中において、今、国はそうし た多面的な施策において補助金を出しておりますが、将来的には非常に農業離れも進みます し、また、そうしたことによって農村の文化というものも大きく伝承も変わってくるだろう というふうに、そうしたことも思います。これからこうした町土全体を守っていく、そうし たことを思いますと、これからの社会のあり方そのものが非常に注目されてくるだろうとい うふうに思います。

人口減少、それから少子高齢化というものは自治体に何をもたらすかということは、歴然としているわけであります。行政サービスを提供する、そうした資金、財源、その確保につきましては、生産年齢人口の減少に比例し、その厳しさが増していくだろうというふうに思っておるわけであります。

本町のこの平たんな 33. 21km² の肥沃な農地と、それから非常にインフラ整備された利便性 の高い都市機能を持ったこの地域、まさにバランスのとれた生活環境と言っても私は過言で はないというふうに思っております。

そうした中において、農業的な土地利用、それから道路、宅地のような都市的な土地利用の調和が有効に、また適正に図れば、税収を生む生産年齢人口の減少の歯どめになっていくのかなというふうに、私はかすかに期待を寄せます。そしてまた、町発展の資金、財源の原資を作り出すということも私は可能だというふうに思っております。

そこで町長に伺いますが、これからの経済動向もさることながら、やはり積極的な町長が お持ちのその施策の展開というものは、町民こぞって熱く期待を寄せておるというように私 は思っております。次世代に継承すべきこの町土の姿を町長はどのようなビジョンをもって デザインしていくのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 小林議員の質問の中における本町の町土の利用に関して、私は、歴

史的な背景というものなくして、今の本町のこの地の利という部分を発揮できるというよう なことではなかったのではないかというふうに、今、改めて思っているところであります。

特に、陸の孤島と言われたこの庄内地域が、平成3年の庄内空港の開港、それから来年で25周年を迎えるというような状況になるわけであります。今までの間、やはり25年、20年、15年というのは、非常にこの地域が大きく、国の社会経済、様々な要因の変化の中において、本町においては、国道7号三川バイパス、さらにはいろり火の里あるいは西部の大型商業集積を図ることができたということは、やはりこの地の利というものを大きく、町土の利用計画に基づいた開発等に取り組んできたというような経過がございます。

この中で、本町のような面積の小さい町、しかしながら、人口規模からすると財源的には厳しいこの現状の中において、行政だけでできる部分というのは当然限られてくるというようなことから、民間開発も導入、誘導しながら、この地域の発展のために様々な施策を展開してきたわけであります。

これからのこの町土という部分からいたしますと、本町が都市的な機能を維持できていくかといったときには、やはり3地区という中心市街地を持たないこの町がこれからどのようなまちづくりを進めていくかといったときには、ただいま小林議員が言われたように、優良農地と都市的機能というものをどうこの将来ビジョンを描くかといったときにおいては、非常に難しい部分があるのではないかというふうに思うところであります。

こうしたことから、今ある資源を、さらにこれからの人口減少あるいは労働力人口が大幅に減少するという予測をされる中において、おかげさまで、土地開発公社で進めてきた企業誘致あるいは産業団地等の整備によって基盤は作ることができたわけでありますので、これから何といっても国全体の成熟した社会におけるこの町土の利活用という部分からすると、やはりそういった将来的なビジョンというものをしっかりと持っていかなければならないというふうに思うところであります。

今までも行政と民間がそれぞれの補完的な発展のためのいろんな協力を行ってきたわけでありますので、これからもやはりそういった方向性も必要だというふうに認識いたしているところであります。

ただ、都市計画と農地法という部分からいたしますと、当然、本町のような優良農地を抱えている自治体では相関関係が継続するというようなことでありますので、先程の答弁で申し上げましたとおり、今の三川町の土地開発公社の果たす役割というのは非常に大きいものがあったというふうに思いますので、今後もやはり、今、国における地方創生、ある面においては地方公共団体、行政、自治体が競争しなければならない時代というようなことでありますので、成熟した社会の中においても、これからさらなる発展のためのビジョンづくりというものをしっかりとして、これから構築していかなければならないというふうに思うところであります。

「天地人」という言葉がございますが、まさに今までの25年間というのは、天の時、やはりそのタイミングというのはあったと思います。そして、小林議員の言われる地の利、本町が経済、交通、あらゆる面での要衝の地である、こういう部分もあるわけでありますが、

しかし、人という、町民の今までのこの経緯の中で、生活環境あるいは利便性というものを しっかりと受けとめていただけるということが一番だと思いますので、そういった面につい ては、やはり町民の理解というものがなければならないということを認識しながら、さらな るこれからの地方版の総合戦略という部分についても、十分、将来ビジョンを示していける のではないかというふうに認識をいたしているところであります。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 今、町長の方から、ここまでの町の発展には歴史的な背景があるというお話でございました。

そこで、これは副町長に伺いたいわけでありますが、歴史的な背景も今町長の方から述べられました。確かに平成12年当時は、大店法、大規模小売店舗立地法の見直しによって、郊外型の大ショッピングセンターを設置していくというのが国の政策の中にあったわけであります。本町においても、現在のイオンモール、それからアクロスプラザ等々の間を走る町道土手西猪子線、町道の整備をいち早くしたということ、それはひいては大型商業施設の集積を誘導しましたし、税収、雇用を創出する、そうした大きな効果を生み出しているだろうというふうに私は思っております。

その一方では、この政策全体の流れを受け、先程も優良農地のお話もありましたが、地域の農業振興を目的としているにもかかわらず、優良農地の確保を謳ったいわゆる農振法27号計画、これがやはり転用と農業振興という関係の不明確さが浮き彫りになった時代でもあったというふうに私は思っております。

また、同時に、本町には中心市街地はございませんが、隣接する市では中心市街地の活力が失われ、そしてまた、いわゆるスプロール、ドーナツ現象が進んだ反省に立ちまして、平成17年にはまちづくり三法が制定されてきた経過がございます。そして、27号計画の策定にあたっては、多様な住民の皆さんの意見が反映されますように、町が行う公告とか縦覧手続等々、それらを市町村に義務付けされた年でもあったように思います。住民トラブルを回避する、そうしたことが時代の流れにあったように私も思っておりました。

いずれにしても、農業、商工業の振興を図る上で、適正で秩序ある開発行為、こういったことは、経済の浮き沈みに左右されることなく、どういう状況下でも要請されるのは間違いないのではないでしょうか。みかわ産業団地、それから神花ニュータウンの完売に大変なお力を尽くされた土地開発公社、先程同僚議員からも出されておりましたが、平成28年度における主要な施策、こうした施策にマッチした土地開発公社のこれからの開発方針を副町長はどのようにお考えでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 工藤副町長。
- ○説明員(工藤秀敏副町長) 土地開発公社のこれからの開発方針ということにお答えする前に、先程町長から、本町の土地利用につきましては歴史的な経過を踏まえて今まで進んできたというお話があったわけですけれども、そこには、歴史的な経過とともに、経済情勢、それから国の法律の変遷等が大きくかかわっているところでございます。

本町につきましては、魅力あるまちづくり、そして職住近接型のまちづくり、あるいは利

便性の高いまちづくりと、いろんなテーマを掲げてまちづくりを進めてきたところでございますけれども、何といっても地域特性を生かした町土の均衡ある発展、そういうことを基本に据えて土地利用を進めてきたと私は感じているところでございます。

国土利用計画あるいは総合計画に明確に位置付けられているわけでございますけれども、 西部地域と東部地域の均衡ある発展を最終的には目指していくというようなことで、平成2 3年からの国土利用計画、総合計画にも位置付けられておりますし、また、その前段の第2 次総合計画の策定時において、町民の各種団体あるいは集落までも踏み込んだ形での座談会 等で、土地利用調整基本計画、これも国の大きな支援をいただいて、本町のような農業振興 地域と都市計画区域が混在する地域での土地利用調整をどう図っていくかというようなこと を町民合意のもとに策定した、そういうものが大きな基本になっているのだと思います。

そのようなことから、先程町長の答弁にもありましたけれども、土地開発公社の果たす役割は今後とも大きいというようなことであるわけですが、当面はみかわ産業団地エリアを設定しておりますので、造成分につきましては分譲が完了いたしましたけれども、エリアとしては、東西の県道沿いにつきましてエリア設定しておりますので、そこの部分につきまして事業に取り組んでまいりたい。もちろん、これにつきましては、土地開発公社の理事の皆さん方の総意が必要になってくるものでございます。

また、町長の公約にもございます、地域のバランスを考えた住宅団地の要請もございます。この部分につきましては、やはり民間開発も誘導しながらというふうに考えておりますけれども、なかなか住宅団地につきましては民間誘導が難しいという部分、減歩率等の関係で非常に難しいという部分がございますので、その辺を十分にらみながら、土地開発公社で実施すべきか、あるいは民間で手を挙げてくれる業者がいるのかどうか、その辺も勘案しながら、地域的なバランスも考えながら、住宅政策に基づく住宅団地の整備等も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) これからの開発につきまして、特に住宅開発につきましては、いわゆるデベロッパーがどれだけ真剣にこの町に関心を寄せるか、その辺はまだ定かではございませんけれども、住宅団地の要請についてはある一定のニーズもあるというふうに私は思っておりますし、また、今後建設されるであろう、先程の子育てに関する中央拠点施設等々の土地の利用もあろうというふうに思います。できるだけ早くそうした青写真をお示しいただきますと大変私どもも助かりますけれども、これからの町の発展、それから前進というものは、やはりポテンシャルを引き出す能力だというふうに私は思っております。

西部地区の大商業集積地域と同じように、町道1本によって非常に大きく栄えたということもあります。そうした先見の明をこれから大いに発揮されまして、そのことを大いに期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

2番目の組織機構と職務体制について伺います。

効率的な、効果的な行政運営にとって、まさに組織機構はかなめであるし、また骨格をな すというふうに私は思っております。非常に大事なところではないのかというふうに思いま す。

まず1点目の地域包括支援センターについて、直面している課題、それから今後予測できる課題等をどのように解消していくかということも、大きな難題ではないのかというふうに 私は思っております。

包括支援センターにおきましては、保険者である町が、これからの団塊の世代が75歳以上となる10年後を目途に、いわゆるケアシステムを作っていかなければならない、そうした必要性もあります。そしてまた、高齢化の進展に比例いたしまして、必然的に相談業務、そうしたものが増していくだろうというふうに思います。そうしたコーディネートを行う地域包括支援センターのケアマネジャーを含めたマンパワーが不足していくのではないのかなというふうに私は思っています。

それから、職員定員適正化計画の縛りにある直営というジレンマが何としても大きな壁になるのかなというふうに思います。

まず一つは、こうした今後のケアシステムの構築、それから職員定員適正化計画の縛りに あるこの直営という考え方について、今の所見を伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) ご質問にありましたとおり、介護保険制度の中におきます 保険者の立場、それから地域包括支援センターという事業経営という観点で考えますと、そ れぞれ指導する立場、また一方では事業を実践する立場という部分では、相反する立場にあ るものでございます。

しかしながら、基本的に介護保険制度という制度の中での事業展開、それぞれの立場での 判断ということで認識しておる状況でございますので、ご質問にありました、直営としての いろいろな意味での課題というものは当然あるわけでございますが、一つひとつ整理した形 で、いわゆる保険者との整合性を図りながら円滑に進めてまいりたいというふうに考えてい るところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 将来的に予測できる課題、そしてまた増大の一途をたどる業務の量というものに対する今の課長の今後のあるべき姿についてのご所見がありませんでしたので、その点について。直営という形を今とっておりますが、このスタイルが本町の地域包括支援センターとして営々とやっていけるというふうなご自信というものもお持ちなのかどうか、その辺も含めて再答弁をお願いします。
- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 1点目の人員配置という部分につきましては、総務課所管の定員管理適正化計画の中においての考え方もございますので、私からの答弁は差し控えさせていただきますが、今現在の直営方式、これを将来とも実質的に運営可能かどうかという部分につきましては、将来これからの、今現在、第7期に向けての基盤固めというようなところで取り組んでいる状況でございます。

当分の間、また10年後のいわゆる団塊世代の75歳を迎える、後期高齢時代に入るとい

う部分におきましての運営につきましては、今のところの方針では、直営方式で町当局との 連携を密にしながら円滑な事業が展開できるものというふうに推測しているところでござい ます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 所管の方から、現在の業務執行上、そうしたマンパワー不足を感じていない、また、今の直営でも将来的には十分計画に沿って執行できるというふうな課長の答弁は、私は非常に重いというふうに思っておりますので、今後ともそういった姿勢を強くお持ちになって、その分掌にあたって、仕事、業務の執行にあたっていただきたいというふうに思います。

次に、産業連携推進室についてどのようなお考えをお持ちか、伺いたいというふうに思います。

6次産業化を含めた、そうした農業者への町単のがんばる農家支援事業があります。そしてまた、産業連携推進プロジェクト事業として掲げた商工業者への支援事業。どちらの支援事業もひとり歩きしていまして、連携という2文字、その接点がなかなか見えてきません。連携推進室が、地域産業全体の振興、それから新たな産業を創造する、導入する、そのための組織であるという基本をいま一度確認、総点検すべきではないのかというふうに今思っております。

もう一つは、若手農業者主体の農業活性化戦略会議、これを商工業者も網羅した産業全体の戦略会議に発展してこそ、連携という活路が見出せるのではないのかなというふうに期待を寄せておりますが、今後のこの会議の持ち方、その工夫についてどういうお考えをお持ちか、お聞きします。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 産業連携という部分について見えていないというような ご指摘もございまして、その関係のご質問でございました。

産業振興課、係的には農政係、それから商工観光係ということで、それ自体で農商が連携でき得る体制にはなってございました。という状況においても産業連携推進室を設置した理由は、まさに係として独自の活動をするだけではなくて、その連携を意識して取り組むことが必要だということでの連携室の設置かと理解しております。

ただ、実際に業務上、与えられた条件、環境を考えれば、その中ででき得る最大の取り組みということの中では、まだまだ評価が低いのかなとは感じておるところです。

ただ、時間をかけながら、そういった条件を整えながら、今後はその連携が、先程いろいろいただきました部分がありましたが、6次産業化とか、そういったものをその室が提案して取り組むのではなくて、商業者、農業者のそういった取り組みを情報とかいろんな形で繋いでいくといったような視点での取り組みに変えていこうというようなところも考えてございます。

いずれにしても、大きく構えることというよりは、現実的なものを踏まえて、先程お言葉 がありましたけれども、身の丈の部分ですか、でき得ることを最大限という形で取り組みを 進めたいと考えております。

もう1点、ご提案がありました、現在、若手農業者がメンバーになっております農業活性 化戦略会議、こちらの方、この部分では、今年それぞれの活動についてのマイプラン、自分 プランというような形でまとめていただきましたし、町への提言ということについてもまと めて、後日、町長への報告会等を開く予定にしてございます。そうした会議に対して、商工 業者も入れながら新たな戦略的な会議を持ってはいかがかということでございましたが、こ れについては貴重なご意見として承りたいと思います。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 今、課長が申し上げられたように、町がすべて何でも最初から最後まで面倒を見るような仕事は避けるべきだと私は思います。この連携につきましては、あくまでも町はコーディネーター役に回るといったことに徹するべきだというふうに思います。農業者、商工業者、自らそうした提案をされてくるのが当然でありまして、町が新しいものを掘り出すといったものは、私はやるべきではないというふうに思います。あくまでもコーディネートに徹するべきだというふうに思います。

それから、会議の持ち方につきましては、今後、若手の農業者の皆さんが町に対してそう した提言を出されるということは大変喜ばしい。非常に期待を持っております。そうした提 言を踏まえながら、今後いかにこの商工業者との連携をとれるかということも、時間をかけ ながら、今後とも前に進んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それからもう一つの町公民館につきまして、町公民館は地域住民にとって最も身近な学習 拠点でもありますし、気軽に集える、そうした交流の場として重要な役割を今日まで果たし てきたというふうに私は思っております。こうした、歴史的には、公民館の設置は法律上、 非常に古いわけでございますが、いまだに町民は公民館に寄せる期待は大変大きいというふ うに思っています。

ただ、最近思うには、以前、町公民館においても、公民館長として実際その現場に籍を置いてきたこともございます。非常に町民との談話も弾み、気軽に町民があの事務室の中に入っていろいろな情報を提供してくださったり、そしてまた新しいものを学んでは持ち帰っていく、そうした日々を私も眺めてきました。

しかし、今日は公民館長という立場にある人が教育委員会の方にほとんど籍を置いて、お 仕事に携わっているわけでありますが、実際この公民館長として現場に置く公民館長の考え 方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 現在、教育課長が公民館長を兼務しているわけでございますけれども、過去を振り返れば、教育長が兼務あるいは嘱託職員が現場において専任の公民館長、または職員の課長補佐級が現場において公民館長を任命しておったときもございました。

今、ご質問にありましたとおり、現場において私自身が公民館としての機能を身をもって 感じることはなかなかできない状況にはあります。

ただ、教育委員会制度の今の新しい制度の中でも、教育長が教育委員会のトップとなりま

して、教育委員会の事務局を預かる教育課長としての責務を私は持っているというふうに考えています。実際の事業を実践する組織としての公民館、そして、これを審議する公民館運営審議会あるいは意見する社会教育委員会、そういったものがございます。実践する組織としての公民館のあの場においては公民館主事がおりますので、基本的にはその公民館主事が町民と公民館事業について語り合い、そういった方向性を公民館長、私、教育課長が担っているんだというふうに考えております。

もしかなうのであれば現場へ身を置きたいという考えはございますが、今の組織体制の中ではこのような形態がベターではないかというふうに考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 10年は経たないと思いますけれども、社会教育係と社会体育係、これを1係にまとめた時がございましたね。そのときにおきましては、それぞれ社会教育係長、社会体育係長といった形で分掌事務を担ってきたわけですが、今、姿を見ますと、今、課長がおっしゃったように、公民館主事が一応トップに座った形で、周到にいろんな事業に対して目配りをする、そうした業務もあります。

今この社会教育部門と社会体育部門のお仕事というのは、現実的には業務量はどうなっているんでしょうか。昔とそう変わらないとか、いや、今はいろんな団体が出て増えてきたとか、今後のこの社会教育のあり方、またそうした形、また町民体育館もございますし、そうした関係の職員の配置についてのビジョンがございましたら、お知らせください。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 過去に社会教育係、そして社会体育係がございました。社会体育係につきましては、町民体育館に籍を置いて勤務をしておりましたので、職員もおったわけでございますけれども、その業務量につきましては、そう大きく変わっていないというふうには考えております。

ただ、社会体育においての現状を見ますと、体育協会の会員が減少していたり、あるいは その団体そのものの存立が危うい団体もございます。これを受けて、今年度、社会教育団体 の活性化に向けての検討会も開いたところでございますけれども、やはりこれといった大き な解決策はございませんでした。現状の中でできることをそれぞれの団体がやっていく、さ らにはその団体間の横の連携をもっととっていきたいというのが社会体育団体の悩みのよう でございます。

それに対して教育委員会がどういった形で助言、指導できるのかというふうな形を考えたときに、そういった社会体育の専任の担当がいれば、それは望ましいわけでございますけれども、現状では社会教育係長がその考え方を持ち、そして現場では生涯スポーツ指導員、嘱託職員でありますけれども、指導員が行っている状況にあります。

もしこの体制が社会教育、社会体育の振興について大きく寄与していないということであるのであれば、私どもとしてもその人員体制の充実は望むところでございますが、先程来ありますとおり、定員適正化計画の中で、与えられた人員の中で今現在行っておりますので、その職員の中で責務を全うしてまいりたいと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) いろいろと私も、地域包括支援センター、それから産業連携推進室、今、町公民館、例として三つほど出させていただきましたが、全体として、業務そのものについては極端に減ってはいないというふうに思いますし、また、間もなく平成28年度からスタートする新しい職員の定員管理計画、それに向けて、本町の場合は類似する団体から比較しても多くはありません。そうしたこともやはり、統計上、そうしたものも生かしながら、新しい定員適正化計画の中に、私は参考としてそうした統計も生かしていただきたいと。

そしてまた、今いろいろな形、部署から述べられました、そういう業務の量につきまして も、それぞれ見直すところは見直すなりして、人員の配置を的確に、適正にやっていただく ことをお願いしたいと思います。

最後に、福祉行政に移らせていただきます。

介護予防につきましては、非常にあらゆる機関、あらゆる団体、ボランティア団体も含めて、いろんな形から応援をいただいている、そうした姿も私も目にしております。非常にこれからますます増えるであろう高齢者、そうした方々に対する町の姿勢というものは、また大変だなというふうに思います。

しかし、地域包括支援センターにおいての、そうした業務が多くてあっぷあっぷしているような状態というふうな考え方は、私は今お聞きになりませんでしたので、ああ、少しは余裕あるのかなというふうに思ったところであります。

しかし、これから介護予防を含めて地域支援事業でやっていく、この量から見ますと、非常に、今後このまま町の地域包括支援センターの所掌する事務として将来的にやっていけるのかということを私は心配しているんですが、また同じような質問になろうかと思いますが、課長、現在どうですか。地域支援事業、これから、29年度から移行するというふうになりますが、非常に移行することによって増える業務があるはずなんですね。そうしたことを思った場合に、現場の行動部隊として本当に対処できるんでしょうか、どうでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) ご質問にありましたとおり、今現在、29年度から、新たな総合事業ということで、種々拡大されます地域における支援事業等を展開してまいりたいということで、準備に取りかかっているという現状でございます。

ご質問にありましたとおり、非常に多岐にわたるサービスの提供ということにつきましては、基本的には、これまで各施設への通所、あるいは施設からの専門職種によります訪問サービスの提供という内容で支えられてきました介護支援につきまして、それを各地域の方々からのご協力、ご活躍を期待しての切り替えというような考え方というふうに捉えているところでございます。

その体制整備につきましては、今現在も各般にわたるボランティアの皆さんからの協力体制、これをさらに拡大した形で町民各位にお願いしてまいるということを視野に入れながら、いろいろと検討しているという状況でございます。

ご懸念いただきました地域包括支援センターの業務量の増、そして現行の職員体制による

対応という部分については、まったく不安がないということではございませんし、今現在も 余裕のある運営を行っているわけではございません。

特に、今年度におきましては、昨年度からの職員体制の見直し、人員配置の変更というようなこともございましたので、今年度上半期におきましては、いろいろと混乱を整理しながら運営してまいったというところでございます。

年度後半に入りまして、ある程度安定した運営を進めているというふうに認識しているところの中で、来年度、28年度において、29年度の新たな総合事業の展開に向けて、いわゆる行政、保険者である行政との連携を密にしながら、包括支援センターとしての役割を十分発揮してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 今、課長が申されたことが要約された答弁だというふうにご理解いたします。私どもも、介護保険事業、それから町の事業にただ寄り添うだけではなくて、家庭でのセルフケアといいますか自己管理、それから地域で行う、公的なサービスではない、いわゆるインフォーマルな、そうしたサービス、そうしたものとの連携が必ずや必要になっていくだろうというふうに思います。

そうした場合に、地域で活躍する、そうしたボランティアの意欲の高い方々をどのように育成していくか。こうした方々が、今町が行っております健康マイレージチャレンジ事業等々を一つ拾い上げては育成していく、そうした姿勢を持った三川の健康マイレージチャレンジ事業に発展すべきだというふうに思いますが、そうしたボランティアグループの世代交代がなかなか進まないこの現状を酌んで、そうした育成を兼ねたマイレージ事業に発展するお考えはございませんか。

○議 長(成田光雄議員) 以上で、7番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議 長 (成田光雄議員) 暫時休憩します。

(午前11時50分)

○議 長(成田光雄議員) 再開します。

します。 (午後 1時00分)

○議 長(成田光雄議員) 次に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3 番(佐藤正治議員)

## 1. 町道について

- 1. 農地と隣接している舗装された町道の中に、路肩が軟弱なため、舗装が割れ落ちている箇所が多くあります。耕作者が大変迷惑しています。また、道路幅も狭くなっていきます。 早めの改善を。当局の見解を伺います。
- 2. 防災について
- 1. 平成28年度に防災無線のデジタル化が施工されるとのことですが、その内容を伺います。

## 3. 農業振興について

1. 転作地のカウントの考え方の中で、特に農業用ハウス等施設について伺います。

- 2. 産地交付金のあり方について、面積拡大を優先するだけではなく、肥培管理をも重視し、収穫物の品質、収量等を優先すべきである。当局の見解を伺います。
- 4. 健康保険等について
- 1. 昨今老人クラブ等高齢者の中では、健康長寿が合言葉となっています。これらのことを推進するために、町では、健康診断・健康マイレージチャレンジ事業・介護予防等さかんに取り組まれていますが、民間の自動車任意保険の様に、保険の利用額に合せて、保険料の一部を増減すべきでは。当局の見解を伺います。

平成27年第6回定例議会において、通告に従って質問します。

初めに、町道について。

農地と隣接している舗装された町道の中に、路肩が軟弱なため、舗装が割れ落ちる箇所が 多くあります。耕作者が大変迷惑しています。また、道路幅も狭くなっていきます。早めの 改善を。見解をお伺いします。

次に、防災について。

平成28年度防災無線のデジタル化が施工されるとのことですが、その内容をお伺いします。

次に、農業振興について。

転作地のカウントの考え方の中で、特に農業用ハウス等施設についてお伺いします。

次に、産地交付金のあり方について。

面積拡大を優先するだけではなく、肥培管理をも重視し、収穫物の品質、収量等を優先すべきである。当局の見解をお伺いします。

最後に、健康保険等についてお伺いします。

昨今、老人クラブ等高齢者の中では、健康長寿が合言葉となっています。これらのことを 推進するために、町では、健康診断、健康マイレージチャレンジ事業、介護予防等盛んに取 り組まれていますが、例えば民間の自動車任意保険のように保険の利用額に合わせて保険料 の一部を増減すべきでは。当局の見解をお伺いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

初めに、町道の管理についてのご質問でありますが、道路作業員及び町職員による定期的な道路パトロール等の施設点検を行いながら、その維持管理に努めているところであります。また、平成25年度に町道のひび割れ等に係る「路面性状調査」を実施し、その結果に基づきながら、損傷程度の大きい路線・箇所における町道から長寿命化修繕工事を計画的に推進し

ているところであります。

今後とも良好な供用が図られるよう、適切な維持管理に努めてまいる考えであります。

次に、防災行政無線のデジタル化に関するご質問でありますが、防災行政無線は、災害時等において迅速かつ広範囲に情報伝達できる最も効果的なものとして整備したものでありますが、現在、国においては、電波の利用効率の向上や多様化・高度化する通信ニーズへの対応を目的に、そのデジタル化を推進しているところであります。

このことを受け、本町においても防災行政無線をデジタル化することとし、昨年度、その 実施設計に取り組んだところであり、平成28年度には工事に着手することとしております。 また、この工事に併せ、スピーカーの高さや向きの調整を行い、難聴区域の解消にも取り組 むこととしております。

次に、農業振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目の転作地のカウントの考え方でありますが、ご承知のとおり、ご質問のカウントは、主食用米の需給調整制度に位置付けられた生産調整面積に加えることのできる項目の一つとなっているものであります。転作地において作物を生産しない場合には、その面積が生産調整面積に換算され、転作作物を生産する場合は、生産調整面積に加えて、生産する作目の面積、収量等に応じて交付金が支払われるものとなっております。また、その他にも、有機栽培や直播栽培、特別栽培について、一般栽培との収量差等を考慮してカウントを設定しているところであります。

いずれにしましても、カウントは制度に位置付けられたルールの一つであり、統一された 基準に従って判断することとなりますので、ご質問にありました農業用パイプハウスにつき ましては、水稲育苗に限定する場合は面積カウントになり、販売を前提とした作物を生産す る場合は、作物を生産する面積に対して交付金が支払われるものと理解をいたしております。 次に、産地交付金についてお答えいたします。

産地交付金の交付要件について、面積拡大を優先するだけではなく、肥培管理を重視し、 収穫物の品質や収量等を優先すべきとのご提言についてでありますが、産地交付金は主食用 米の需給調整の達成を基本にしながら、大豆を例とする米以外の転作作物については、本作 化を推進しているところであります。

議員が言われるように、転作面積の確保に併せて、収量・品質を高めることが大切であることから、本町では、大豆の収量増と品質向上を目指した排水対策を産地交付金のメニューに加えて取り組んでいるところであります。

最後に、健康保険等の制度に関するご質問でありますが、ご案内のとおり、町民各位が健康で生きがいのある人生を送ることができることを目的として、健康増進事業をはじめ介護予防事業など、各般にわたる事業を展開しているところであります。

ご質問の各保険制度の利用に応じた保険料の設定ということについては、各事業の実施により、その成果として、医療費並びに介護給付費の増嵩を抑制でき、被保険者の保険料負担の軽減が図られた場合には、相互扶助によって運営されているという原則から、現行制度の中で、その削減効果を広く被保険者全体で享受すべき性質のものであります。

なお、これら保険制度につきましては、国が基本的制度を設定するものであり、一市町村 が改正できる性質にはないものと認識をいたしているところであります。以上、答弁といた します。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) それでは、再質問させていただきます。

ここに触れました町道の舗装された面というのは、具体的に申さなければ分からないと思いますから、具体的に話させていただきます。

東郷地区のA線より天神堂、猪子より天神堂のA線という農道がございます。それからB線という農道が天神堂より青山方面にあります。もう一つはD線という農道であります。これは、成田新田まで鶴岡地区の方からずっと長くございます。そこの中の道路が、非常に路肩がのり面になっている箇所が土でのりがきちんとなされていなくて、砕石の上に舗装がされているわけです。これが、舗装されてから、特にA線の場合ですけれども30年ぐらいになります。その後、五、六年過ぎた時点から現状のようにぽろぽろ割れて、田んぼの中に落ちております。

その工事した当時は砂利道でした。それを業者がやっているのも自分は見ていましたが、あの辺すべて路盤が悪いんです。道路の改良、生石灰というものをあそこに多量に配布して、それから大きい機械でロータリー的に地盤改良までして、すごく地盤は固くしてあるんです。ところが、路肩の部分が砕石の上にすぐ舗装して、ほんの上っ面に土をかけたのが延々長くあるんです。特にうまくない箇所が、A線全体とB線が天神堂から青山の方に向かって、青山に行くと用水があるので、用水のある方はさほどでもないんですけれども、反対側が非常に田面から見ると高いんです。それがやはり砕石の上にすぐ舗装でぼろぼろ落ちているんです。そういうのが、再三前から訴えて、一部30センチとか20センチぐらい縦に切って、そこを改良して何回も直している箇所はあるんです。ところが、一番肝心な路肩をきちんと整備しないもんですから、1回切ってまた舗装してもまた同じように崩れるんです。これをずっと二十数年間も、自分もそこの隣を耕作していますから分かります。

そういう状況が長く続いて、農家の人たちは、自分はあまりだけれども、じっと我慢するのが得意なもので、そして先輩方に訴えたこともあったんですが、先輩方は意外と我慢強いんですね。戦争の前に生まれた方に少しそういう面を縷々話したりすると、「そんなのは我慢するしかないだろう」とか、そういうのが現実でした。

そして、本当はこういう場で訴えるのもいささか考えたんですけれども、どうせ今まで何回か自分も話をしていろいろやっていましたが、結局は、路肩まできちんと直してもらわないと、何回切って舗装しても同じなんです。一番いいのは、特にA線、D線も一部そうですけれども、路盤を下げてほしいんです。路盤を下げて、そうすると道路幅も広くなります。そして、路肩をきちんと粘りのある粘土土で作って、それからきちんと固く締めておいて、それから舗装すればすごく長くもつし、お金も余計かからないと思います。

全面を一気にやろうとしても無理だと思いますので、計画的に、特に何もならない、この 前の基盤整備に文句を言うわけではありませんが、58、9年頃の基盤整備は、幹線の農道 に作士を高く盛って農道を作ったんです。その結果、その隣の田んぼというのは作士がなくて、初期生育というのはすごく悪かったんです。そういう農家の人たちは、ずっとただひたすらに我慢してきたんですけれども、我々終戦後の生まれの人間はなかなかそこを我慢できないものだから、まずこの根本的な、路肩を直して、それから舗装を切ってきちんと直してほしい、そう常々思っていましたので、質問させてもらいました。

この辺で課長、少し考え方があればお聞かせ願います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) ご質問にありました町道A線、B線、D線というようなことで、道路の維持関係につきましては、基本的なところで恐縮でございますけれども、農道については例えば砂利道であれば町で土地改良区に委託しておりますので、砂利の敷きならし、あるいは切りならし、それで舗装をされている道路については町である程度管理をしていくというようなことで進めております。

また、町の町道、これにつきましても、今ご質問にありました路肩云々、のり面については想定されますのは、町道ではあるんですけれども、いわゆる農林サイドの補助事業を使って舗装している。そうしますと、いわゆる農林サイドの設計整備基準というのがありまして、それから通常の道路法に基づいた道路構造令、これは基本的に道路の作り方が違うわけです。それで、農林サイドの設計整備基準ですと、のり面が1対1ということで、それから道路法に基づく道路構造令については1対1.5というようなことで、いわゆる道路法に基づく道路構造令の方がのり面が緩やかになっています。

そういうことで、農林サイドの設計整備基準の1対1というのり面ですと、土木サイドの 方からしますと、のり面は勾配がもっときついわけですけれども、それで圃場に接している。 それで、例えばトラクターだとかそういうもので少しでも掻くようなことがあれば、そこか らだんだんやせていくというような状況も見られるようです。

そういうことで、今ご質問がありましたような路肩の崩れ、それから表面のそれに伴うアスファルトが崩れるといった部分につきましては、ご質問がありましたとおり、現在のところよりも25cmさらに削りまして、それで、なるべく道路法に基づく道路構造令ののり面に合うようにのり面を盛りまして強くしまして、強度を増すようにしているわけでございます。

それでもなお、それで足りないという意見もございましたけれども、先程申し上げましたとおり、町長の答弁にもありますが路面性状調査、これ平成25年に実施しております、さらに今年度におきましては、この路面性状調査に基づきまして道路の舗装・補修計画策定業務、これを委託しております。

先程お話がありました成田新田鶴岡線、これもこの路線の中に入っておりまして、特にこの補修計画策定におきましては、劣化予測モデルの検討及び管理水準、それから補修候補の選定、予算計画書の策定というようなことで、こういったことも今後見通した計画づくりをするというふうになっております。当然、計画を作りましても、三川町の全体にわたりまして緊急性等を判断した上での取り組みになるかと思いますが、まずはこういったところにも

期待をしていただきたいというふうに思っております。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) 今の部分は分かりました。実際の耕作者に言わせてもらえば、田面に砕石が長年こぼれ落ちているんです。実際、作ってトラクターとかで耕起しますと、砕石でがらがらしているんです。それは、田んぼだから土が上にかぶれば表面上は普通の田んぼのように見えますが、そのように実際路肩がかなりひどく欠けている部分は相当の砕石が田んぼの中に入っております。それが現実です。そして、そこが田んぼが高くなると機械で高低ならしの関係で少し離れた部分の土を持っていってまた耕起して、何ら差しつかえないようには見えますが、非常に田んぼの状況の中が砕石だらけで大変困っております。

それと、先程言ったんですけれども、道路の盤を下げるといえばいいか、田面より20から30ぐらいまで下げるということはできませんか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐建設環境課長。
- ○説明員(五十嵐 泉建設環境課長) 下げるというのは道路の表面を下げるということですか。高さをですか。切りならしてもっと幅員を出すということですか。全面的なそういう改良工事はできないかということでしょうか。

先程申し上げました構造令だとか、財源に伴う手法、いろいろあると思いますので、その 辺はご意見として承っておきたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) これが少しの高さのところでなく、特にD線の11号からの北側の方に向かって大排水があります。大排水を過ぎた地点から1m近く田面が低く下がっている地帯があるんです。あれはものすごいのりがきつくて、砕石も路肩もすごく落ちているんです。特にそういうひどいところだけでもいいですから。そして、大排水のより下流の方というのは道路を下げても何ら差し支えございません。特に、空港立川線、あの道路までの区間、あの辺がすごく西側の田面より高くなっています。ぜひその辺から率先して早く盤下げを願えればありがたいです。

それはまた、大水の洪水のときもそのD線のおかげで、そこで水がどばっと、集中豪雨になるとその部分が全部東側の方が水位が高くなります。あれが下がっていればもっと早くはける、そういう面もあります。ぜひとも検討をお願いします。

次に、防災無線についてお伺いします。

先程町長の答弁がございましたが、何せこの難聴の箇所が今までも何回も何回もそういう 改善を願うという希望がございます。ただ、デジタルになりますというお答えはもらってい ますが、来年度やるというのは分かりますが、果たして本当に難聴の箇所がどのぐらい解消 して皆さんに平等に聞こえるようにできるものか、少し疑問がありますので質問しました。

その実際にやっている場所を確認してこういう方向にするのかどうなのか、ここら辺を少しお聞かせください。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) ご質問にあります防災行政無線についての質問でございます

が、平成28年度に行うデジタル化につきましては、移動系と同報系がございますが、ご質問は同報系についての難聴区域の解消というご質問と承りました。

それで、この難聴区域の解消ということにつきましては、その取り組みの内容といたしましては、まずは現状において聞こえる範囲、聞こえにくい範囲、そういったものを調査しております。その上で、今後デジタル化を進める上でその解消を図るべく、一つはスピーカーの向き、高さ、この見直しによりまして、かなりの難聴区域が解消できるという見込みが立っているところでございます。

ただ、その中においても、なお聞こえづらい区域につきましては、アンプの出力を拡大いたしまして大きくしまして、その難聴区域の解消に努める、そういった設計を行ったところでございます。その結果、設計上でございますが、三川町内各世帯カバーできる、そういった設計ができ上がっているところでございます。

平成28年度のデジタル化の工事については、その設計をもとに実施することとしております。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) 今の件については、自分、猪子だったものですから、自分の方でも デジタルではございませんが、前のものでどこが聞こえてどこが聞こえないか、聞こえると ころ聞こえないところ、また、あまり聞こえすぎてうるさくて、こんなもの持っていけとか、 そういう意見も言う人もいますので、ぜひとも慎重に、また、絶対とは言えないでしょうが、 なるべく難聴のところがないように努力してください。

それから、農業振興についてということで、転作のカウントの、ハウスの、今まで長年の間、要するに育苗ハウスのパイプハウスが、ある面積がパイプハウス建っていれば、そこの面積で肥培管理、ネギをやったとか様々なものを調整していれば、その1筆の面積が全部そのもののカウントがなっていたものが、今年度は建坪のみカウントで、残りの部分はカウントしてくれないということが現実のようです。それでは、この辺は雪も降りますし、また、通路もあります。ハウスの中の建坪だけのカウントではこれはおかしいのではないかという声が非常にあるんです。

それで、この辺の考え方を何とか今まで同様、その面積、潰すだけでなく、辺りの除雪と か様々管理の必要な部分も当然認めるのが当たり前だと思いますが、どうですか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) ご質問にあった農業ハウスについてでございますが、実は ご質問があったとおり、面積確認については、今年からの新たなルールとして示されたとこ ろです。圃場に設置されております農業ハウス、その中で栽培されている転作作物について、 その栽培面積のみを交付金の対象にするといったような考え方で、これまで対象になってい た栽培面積以外のいわゆる作業面積的なところ、こういったものが除外されたということに なっております。

この件については、実は農業者からも、作業的な面から考えてもその面積も交付対象にすべきではないかというような多くの声をいただいております。町の再生協としましても、山

形県の方の担当部局にそういった内容について、町としての要望という意味で繋いでおりますし、これからも、県からも国の方にそういった旨の要望を繋いでほしいということで、引き続き対処してまいりたいと考えております。

- ○議 長 (成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) それは自分も当然のことだと思いますので、ぜひとも来年度以降に 向けて、今年の部分を改善するよう希望します。

それから、産地交付金のあり方についてお伺いします。

経営面積拡大の国の政策と思いますが、それらに対して交付金のものが縷々ございます。 しかしながら、そこの耕作者の中で、例えば1年、2年失敗作で、天候のせいとか縷々考え られますが、作付等の成育が悪いとか管理が悪いとかいろいろあるわけです。それが1年、 2年でなく、毎年そういう傾向のある方が見えます、はっきり。そしてその人たちは、何か それではおかしいのではないかという辺りの声も非常にあります。

同じ農業者の中で縷々意見を言うのは心苦しいんですけれども、結局は一生懸命、政府の公金である交付金をいただきながら、そういう自分勝手に交付金目当てと言われてもしようがないような作付をしている人がいます。それを見逃すのは、管理している町としてもこれは遺憾と思いますが、どう思いますか。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 産地交付金等の交付金につきましては、米の需給調整ということを基本に取り組まれている制度でございます。今、お話にありましたことについて、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタというような対策がございますが、ご承知のとおり、こちらについては品質や収量を高めるということを前提にした転作作物の本作化を進めるためのいわゆる数量払いということになってございます。その他にも、三川町の農業再生協議会でその使途、使い方を決めることができます、いわゆる産地交付金でございますが、こちらについても、大豆を限定にはしておりますけれども、排水対策助成というのを町独自に新設しまして、品質、収穫向上の支援という形で行っております。

ご質問にあったものについては、面積拡大だけではなくて、やはり基本的には生産される作物の収量、品質を上げていく取り組みも必要ではないか。そういった基本からして、いわゆる捨て作り的な人たちについても、一生懸命品質向上、収量に向かうのではないかというようなことに繋がっていくのかとは思いますが、まさしく議員が言われる等の部分については同意見でございます。生産調整の面積確保は基本にはしますが、繰り返しになりますが、作られる転作作物の本作化に向けた取り組みの中で、そうした捨て作り的なものがなくなっていくように誘導していきたいと考えております。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) ここのところ、自分も非常に関心があるし、重要だと思いますので。 とにかく面積を拡大すれば収入が多く入るという考え方でなく……、それも必要です、確 かに大規模経営していくのは重要なことだと思います。しかしながら、一生懸命やっている、 経営規模の小さい人たちでも一生懸命やっている人はいるんです。その人たちが、自然の流

れで年とともに耕作できなくなる人もいっぱいいます。そういう人たちがまだ頑張っている うち、あまりにも極端なものは避けるべきだと思います。

そして簡単なことは、収量に応じて、品質のいいものを作った人に今よりもっと手当をよくして、ただ面積的に増やした人からその部分を削っても、この一生懸命やっている人にもう少しプラスになるような方策をきちんとやれば、今少し問題ある作り方をしている人も一生懸命作ると思いますので、その辺どうですか。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 議員が今言われている部分については、私も同様に考えているところです。そういったことを踏まえまして、交付金も含めた農業者への生産支援、交付金等ですが、こちらについては、今言った、一生懸命作ったものが報われるような部分についても配慮しながら、バランスをとりながらの交付金メニューにしていきたいと考えております。以上です。
- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) そのようによろしくお願いします。 それでは最後に、健康保険と介護保険等のことに触れさせていただきます。

老人の中とか様々あるんですけれども、意外と、元気で健康な方も、社交の場、また人と接するのを目的にしつつ、お医者さんにかかったり、様々なものに行ってやるというものを時々聞くんです。これはまず、これから我々の団塊の世代が75歳になっていくと、もっともっと医療とか介護のお金がいっぱいかかると思います。その中で、できる限り、そういう国の政策ではあると思いますが、できる範囲内のところだけでも抑える形のもの、そういうものをやっていただきたくてこういうことを述べました。こういう何らかのいい方法がございませんか。課長、お願いします。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) いずれの保険制度におきましても、皆保険制度ということでございまして、もう少し専門的な用語で表現いたしますと賦課方式ということで、それぞれの被保険者の方々の資力に応じて保険料等をご負担いただく、そして、医療並びに、もしくは介護等の手当の必要な方々については現物支給するというような制度設計になっておるものでございます。

したがいまして、その中の一部についての保険料の優遇策というふうな部分につきましては、いわゆる低所得者対策ということでの軽減策等はあるわけでございますけれども、医療もしくは介護の給付を受けなかったという方々に対しての軽減策というものは、今現在の制度の中では見当たらない状況でございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 3番 佐藤正治議員。
- ○3 番(佐藤正治議員) 日本で医療を必要とする方のために必要なものが、財源が乏しくなるというのは自分は非常に残念だと思いますので、これからそういう健康で毎日健康食品等とかいろんな面で頑張って、またスポーツとか毎日長年歩いて健康長寿を目指している人もいますので、それらの運動をますます盛んになるように希望して、少し時間が早いようです。

けれども、自分の質問を終わります。

○議 長 (成田光雄議員) 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議 長 (成田光雄議員) 暫時休憩します。 (午後 1時38分)

○議 長 (成田光雄議員) 再開します。 (午後 2時00分)

○議 長 (成田光雄議員) 次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6 番(町野昌弘議員)

- いて
- 1. 三川町育英奨学金につ 1. 三川町育英奨学金は、経済的理由による修学困難な学生に 有効に活用されていると思われますが、本町でも進学率の増 加や景気低迷の下、利用を希望される町民が増えるのではな いかと思います。今後の利用者の見込と対応を伺います。
- 2. 三川町まち・ひと・し 1. 国は急速な少子高齢化の進展に伴い、人口減少に歯止めを ごと創生総合戦略につい かける目的で、地方にも人口ビジョン作成と対策を求めてい ます。

本町においても人口減少は深刻な問題だと考えますが、こ の問題の捉え方と対応を伺います。

- 交通安全について
- 3. みかわ産業団地周辺の 1. 本年 11 月にみかわ産業団地に物流企業が進出する事が決 まり、本町の産業に新たな仲間が増え、地元の新規雇用も期 待でき大変喜ばしい事だと思います。

一方で、周辺には小学校もあり、交通事故を心配する声も あります。

産業団地周辺の交通事故防止対策について伺います。

- への影響について
- 4. TPP発効後の三川町 1. 国は本年10月にTPP協定の大筋合意を行い、発効に向け て今後国会で審議されて行きますが、発効された場合に本町 の基幹産業である農業への影響と対応を伺います。

平成27年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町育英奨学金について伺います。

本町の三川町育英奨学金は、経済的理由による修学困難な学生に有効に活用されていると 思われますが、本町でも進学率の増加や景気低迷のもと、利用を希望される町民が増えてい るのではないかと思います。今後の利用者の見込みと対応を伺います。

次に、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

国では、急速な少子高齢化の進展に伴い、人口減少に歯どめをかける目的で、地方にも人

ロビジョンの作成と対策を求めています。

本町においても人口減少は深刻な問題だと考えますが、この問題の捉え方と対応を伺います。

次に、みかわ産業団地周辺の交通安全について伺います。

本年11月にみかわ産業団地に物流企業が進出することが決まり、本町の産業に新たな仲間が増え、地元の新規雇用も期待でき、大変喜ばしいことだと思います。

一方で、周辺には小学校もあり、交通事故を心配する声もあります。

産業団地周辺の交通事故防止対策について伺います。

最後に、TPP発効後の三川町への影響について伺います。

国は、本年10月にTPP協定の大筋合意を行い、発効に向けて、今後国会で審議されていきますが、発効された場合に、本町の基幹産業である農業への影響と対応を伺います。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項1の三川町育 英奨学金につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

初めに、人口減少問題に関するご質問でありますが、本町におきましても、徐々に人口減少は進むものと推計されていることから、若者の県外流出や働き盛りの女性の減少、さらには晩婚化や未婚者の増加などによる出生率の低下など、様々な課題への対応が求められるところであります。

このような中、本町におきましては、国及び県が策定した「総合戦略」を勘案しながら、本町人口の将来展望を示す「三川町人口ビジョン」と町の特性を踏まえた「三川町総合戦略」を策定し、若い世代の就労、結婚、子育ての希望が叶えられるような各種施策を展開していくことにより、出生率の向上、さらには人口動態の改善に繋げてまいりたいと考えております。

その施策の一つといたしまして、本町では、土地開発公社による住宅団地の造成とともに、 民間開発での宅地分譲についても積極的に誘導してきたところであります。

多様な住宅需要に応え、流入人口の受け皿として必要となる住宅用地を確保し、快適で利便性の高い住環境の整備を図っていくことは、人口減少対策として極めて重要な施策であると判断しているところであります。

さらには、子育て世代に応える優しさ溢れる環境を創出するため、出産祝い金事業の拡大、 多子世帯や三世代同居家族の経済的負担の軽減など、地域の子育てニーズに応じた子どもを 産み育てやすい環境の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、みかわ産業団地周辺の交通事故防止対策でありますが、10月下旬に土地譲渡契約を締結いたしました物流大手企業は、小口貨物を中心に企業間物流までの貨物全般を扱う運送会社で、単独の企業としては県内最大の会社であります。

当該企業につきましては、特に人材育成に力を注いでおり、自社の敷地に自動車教習所までも設置しながら、プロドライバーの養成機関として、安全運転の励行など、特に法定速度遵守の安全走行を徹底しているとのことであります。

また、主要な交通安全対策といたしましては、事業所の出入口付近には、センサー付回転 ランプ等による注意喚起も検討しているとのことであり、地域住民及び児童生徒の通勤・通 学等の安全確保が図られるよう、今後とも当該企業との情報交換・連携に努めてまいります。

さらには、通過交通量の増加状況や通過車両の実態を踏まえながら、当該企業も含めた産業団地周辺の交通安全対策について、万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、TPP発効後の本町農業への影響と対応についてお答えいたします。

今般、TPPの大筋合意を受け、米を含む農産物への影響につきましては、国や県で独自の分析がなされ、その結果が公表されたところであります。そのうち、本町の農業生産の大宗を占める米につきましては、協定締結後に特定外国産米の輸入の影響から国産米全体の価格水準が下落していく懸念があるとされたところであります。

また一方では、米の需要が人口の減少や食の多様化等による米消費量の減少により、毎年 8万 t が減少していくと分析されており、米づくり農家にとっては、今以上に厳しい経営環境に置かれるのではないかと危惧しているところであります。

こうした分析を受け、国は影響緩和策としての「守りの対策」とともに、輸出拡大等を含む「攻めの対策」を実施するとしているところであり、現時点ではその動向を注視してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

育英奨学金の利用者の見込みと対応に関するご質問でありますが、本町の育英奨学資金貸付制度につきましては、経済的な理由により修学困難な学生に対して奨学資金を無利子で貸し付け、卒業後一定の期間に分割で返還する制度として、昭和42年度から行ってきたものであり、今年度の貸与者5名を含め、これまで167名の学生に育英奨学資金を貸し付けてきたところであります。

育英奨学資金の財源につきましては、町内の企業・個人からの寄附金と、町の一般財源により育英奨学基金を造成し、平成26年度末現在で1億3,500万円ほどを運用している状況にありますが、貸付と償還の収支の均衡を図る観点から、年度ごとの新規貸付者を原則6名としているところであります。

今後の対応につきましては、ご質問事項にもありましたように、進学率の増加や景気の低迷等により、奨学金を必要とする学生の増加も考えられるところでありますが、日本学生支援機構が所管する奨学金や、民間団体、学校独自の奨学金制度などもあることから、学生を取り巻く環境を総合的に勘案し、本町の育英奨学資金の貸付につきましては、現行の制度を継続してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) それでは、奨学金について再質問させていただきます。

ただいまご答弁では、毎年6名を予定しておるということでありますけれども、今年度は5名で、最近の申込者数と実際に貸し出しした人数、この辺は分かるでしょうか、教えてく

ださい。

それから、基金の残高は今お聞きしましたので分かりましたけれども、返済されている方もおると思いますが、返済の方はどういう状況になっているか、まず一回、教えてください。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 2点の質問でございました。

1点目の希望者数と貸付者数の関係でございますけれども、27年度につきましては5名の申し込みに対して5名の貸し付け、26年度については8名の申し込みに対して6名の貸し付け、25年度については8名の申し込みに6名というような、ここ3年の状況でございます。

それ以前を見ましても、8名が一番多い状況になっております。過去には、高校生が対象になったこともありまして、貸し付けそのものが8名という年もございました。

2点目の返還の状況でございますけれども、基本的には4年間、大学生の場合4年間貸し付け、あるいは医学部、薬学部の場合は6年間貸し付けするわけでございます。その後、卒業後1年間の猶予期間を持ちまして、その後、10年かけて返済をするというような状況になっております。

現在の貸し付けの関係でいきますと、26年度中では、償還が1,200万円の償還になっております。現在、今後、貸し付けを6名ずつで進めていった場合については、最大で1,400万円ほどの毎年の償還、貸し付けも1,400万円というような収支均衡を考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 実際は、6名が一応貸し付けという人数で計画していますけれども、 5名の申し込みに5名、平成25年度には8名の申し込みに対して4名ということで、貸し 付けに、応募者に対して満額、今年は5名に対して5名、全員応募された方が叶ったわけで すけれども、その辺は財政的には十分、1億3,500万円ほどあるわけですので、全員に貸し 付けというのはできなかったのでしょうか。
- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 町野議員の今の質問の中で、25年度、8名に対して4名ということでございましたが、先程、私、答弁しましたのは、8名に対して6名の貸し付けということで答弁をいたしました。

希望者全員に貸し付けることができなかったのかという質問でございますけれども、実は、 平成22年度に1,900万円ほどの基金の積み増しをしております。その際にシミュレーショ ンをしたのでございますけれども、基本的には4年、大学4年という形になりますが、理論 上は、先程申し上げたとおり6年生にも貸す形になりますので6年間の貸し付け、さらに、 それから1年の据え置き、10年の償還というようなパターンを考えた場合については、1 人、それまでは5名の貸し付けだったんですけれども、6名にするためには1,900万円必要 だというシミュレーションが出ました。

その関係で、今回、先程1億3,000万円の運用はあるわけでございますけれども、毎年貸

し付ける額と償還の額が、先程申し上げたとおり、均衡しておりません。将来に、今の予定では平成33年に収支均衡になる予定でございますけれども、そういった意味では、この原則6名をしていかないと、途中で資金がショートしてしまうというようなことが想定されております。

ただ、あくまでもこの6名というのは原則で考えておりますので、過去、高校生を入れた場合については、24年度、先程申し上げませんでしたが、8名の申し込みがあって、高校生を入れて8名に貸し付けをしております。それは、高校生の貸し付けが少ないから、金額が毎月の貸与額が少ないからという形になっておりますけれども、そういった意味では、私どもの方の基金の運営上は、この原則6名がシミュレーション上は限度だというふうには考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 今のシミュレーションでは、1人1,200万円でしたか、増やすとかかるということですけれども、そんなにかかるものなのでしょうか。例えば、今1人大学に行く場合、月5万円。1年で12ヵ月で24万円ですよね。それが5人だと120万円で、6人だと140、150万円近く、10人いても1,500万円、今、1億3,500万円もあるわけですので、なぜもっと増やせなかった……。もうそのぎりぎりで、それは6年行ったり、いろいろ差は出るというのは分かりますけれども、あまりにも残高が多すぎるというか、希望者にすべて貸してあげてもいいのではないかというふうに思いますけれども、その辺、見解をお願いします。
- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) ただいま質問の中にありました金額については、1人に月5万円貸しますので、年間で60万円、4年間で240万円となります。

先程1億3,500万円の資金運用をしているというふうにお話をしましたが、その中には貸付金が当然入っているわけでございます。貸し付けしている方。27年度現在で18名に貸し付けをしておりますので、その貸付額が8,376万円、これが手元にはないわけです、もうすでに皆さんに貸していますので。これを今後11年かけて償還していただく形になりますので、それを計算いたしますと、先程申し上げた6名が限度だという形になります。

ですので、1億3,000万円を毎年貸し付けすることができる金額ではないということをまずご理解いただきたいと思います。

そうした上で、シミュレーションを申し上げますと、先程言った、6名に貸した場合は、全体で300万円、1年だけ見れば360万円になるわけです。これを4年間で見ると1,440万円必要になります。それが先程申し上げた収支均衡の1,400万円の根拠となっているものでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 1,440万円ですけれども、昭和42年からやって、毎年返済も始まってもいるので、それがすべて貸し付けで戻ってこないというわけではなくて、もう一部戻ってきておるわけなので、それでもまだ、仮に1億3,500万円のうち8,700万円引いてもまだ

5,000 万円ほどあるということで、片方は返済が始まっているわけなので、もっと増やして もいいのではないかというふうに思います。

借りたい人にすべて、借りたい人がいるからすべて貸そうというふうな、そういう意味で申し上げているのではなく、今、家庭が、貧困の格差というのがだんだん叫ばれてきております中で、いい大学というか、いい学校に行って学力をつけた人は、またいい仕事に就いて収入も多くなるというふうな、いい方はいい、ただ、お金がない人は学校にも行けない、行けないというか、学校に行けないわけなので、義務教育は受けますけれども、それほどの技術を持たない。となると、仕事も限られてくるということになると、やはり高収入を得ることができないということで、負の連鎖というものが生まれる可能性があると思います。

そういう意味で、本町は教育に対して厚く政策を打っているわけでありますので、これは 奨学金、増やしていくというのが町の政策としてはいいのではないかと思いますけれども、 その辺、見解があったらお願いします。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間教育課長。
- ○説明員(本間 明教育課長) 申込者数が、ここ近年のを先程申し上げました。基本的には、学生が大学を目指す場合については、高校生の3年の春に日本育英奨学資金の、まず基本的には無利子の第1種、有利子の第2種の予約受付をいたします。多くの学生はその予約段階で申し込みをしておりますので、最後の最後に、私どもの方の手続が3月になりますので、貸し付けそのものは4月、5月になってまいります。そうした場合には、やはり学生の皆さん、保護者の皆さんは、最初に考えるのは日本育英奨学資金だというふうにお聞きしております。

先程教育長の答弁の中にもありましたとおり、そういった、他の奨学金制度との併用、本人が借りたものは卒業後返さなければならない形になりますので、そういった点も踏まえて、三川町では現在6名で、さらには、原則でございますので、どうしても困った方については、その年は7名にするなりの、あるいは翌年、今回5名ですので、そういった柔軟な対応はできるかと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) システム上の借り入れの方で、他の資金もあるということなので、いろいろあるとは思いますけれども、教育を目指す町としてはその辺……。あと、そういう、三川の枠が10人いるというふうなことが近隣市町村に聞こえていけば、またこれも人口対策の一つとして、三川に行くと奨学金も割とハードルが低く借りられるというふうなことも、人口対策の方にも役に立つというふうに思われますので、今後、検討をしてください。

続きまして、まち・ひと・しごと創生事業の人口減少について伺います。

今の最初の答弁で、少子高齢化対策として、町独自には、今、住宅団地を確保し、子育て・ 出産に生かしていく、子育て・出産をしやすいような環境を作っていくということで、私も まったく同感だというふうに思います。

人口減少を食いとめるには、いろんな観点から、今の教育もそうでしたけれども、いろい ろあると思います。中でも重要なことというのは三つ挙げられるのではないかというふうに 考えております。

まず一つは、町の政策でもありましたけれども、出生率を上げる、子どもを産んで人口を 増やすという方法。それから、大きくなってから流出を減らす、外に行かないような、魅力 あるというか、そういう町を作る。それからもう一つは、よそから、東京の方から新しい家 族なり、人口を都会からこちらに引っ張ってくるという、大きく分けて三つあると思います。

三つそれぞれ、対応の仕方というものはおのおの違ってくると思いますけれども、まず最初に、出生率を増やすということで、三川の出生率は割といい方でした。1.8 とかになって、県よりは高いというふうな、三川の人口ビジョン戦略に書いてありましたけれども、これは、私の意見ですが、出生率は確かに1.8 で、この中にも載っていますけれども、実際、夫婦で子どもを欲しいというふうな希望、子ども数というのは2とか3近くなっています。これは全国平均でそうでありますし、三川もそういうデータが出ています。

というのは、子どもをいっぱい産もうと、出生率を上げるのではなく、実は一番肝心なのは、やはり結婚していないから子どもがいないというふうなところで、出生率を上げるには、 結婚に重点を置いた町の政策というものが必要ではないかと。この辺は町としてどのように 捉えているか、お答えください。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 人口減少対策におけます出生率の向上のための施策として、婚活といいますか、結婚の対策のご質問でございました。

本町におきましても、今月、町の方からいろり火の里、振興公社の方に委託しまして、今 月も婚活のイベントを行う予定にしているところでございます。三川のみならず、結婚適齢 期の男女が集って、いろいろな作業を通じながら、出会いの場をきっかけに、何とか結婚に 繋がればいいということで予定しているところでございます。

昨年度も、同じような形で実施して、三川在住の方が、カップルも誕生したということも聞いておりますので、そういった、結婚の、婚活の出会いの場、さらには、町のみならず、農業委員会の女性の委員からのいろいろな支援という部分も含めて、町の方でも取り組みを現在展開しているところでございますし、昨年度は、出羽商工会の方での取り組みもございました。

いろいろな、町、それから庄内広域の中でも、現在、鶴岡の方との庄内南部、それから北部の取り組みの定住自立圏、そういった中でも、各市町の方と連携しながら、庄内全域を対象にした婚活事業をしておりますので、今年度もそういった部分で、結婚に結びつく出会いの場を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 出会いの場を、町も挙げて取り組んでいるということでありました。それは私も重々分かっているし、予算にも出てくるので分かりますけれども、どうですか。この成果というのは、若干、多少はあると言いますけれども、正直、あまり成果が上がっていないような印象に私は思うんですけれども、その辺、どう捉えているかと、また、成果を上げるためにはどんな方策があるのか、もしあれば教えてください。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 結婚に結びつく、成果の上がるような事業ということでご ざいました。

町の方としては、できるだけ、そういうきっかけづくりということで、町の職員もそういった場に臨みながら、陰からサポートしながら対応する予定ですし、成果としても、少ないながらも、これは、人との出会い、縁のような部分もございますので、昨年度は、先程言ったようなカップルの誕生は、5組誕生した中で、三川の方は1組ということではございましたけれども、そういった部分、地道にそういった婚活についても取り組んで、できるだけそういった、なかなかそういった場面に出くわすという部分が少ない部分もございますので、出会いの場については、できるだけ、町の方でできる部分についてはそういった場面を創出していきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) そうですね。やはり無理矢理「あなたとあなた、一緒になれ」というふうに、昔なら顔を知らないうちに結婚させたという時代もあったけれども、今はそういう時代ではありませんので、町として、行政ができることというのは、やはりその機会を多く作ってやることかなというふうに私も思うし、そのため一生懸命やっているなというふうには思います。

また、結婚できない理由として私が思っているのは、若い人が安定した雇用に就けない、 金額ではなく、安定した仕事に就けないというのが一番の原因かというふうに思います。

そういう意味で、産業団地に大きい会社が今度来ますし、また周辺にも、これからいろいろ産業団地なり職場、来るかなというふうに思いますけれども、その辺でPRしていけばというふうに思います。

それから、今のは三つの政策の中で出産の方でありましたけれども、流出について、三川で育った子どもたちが東京や他に行かないような政策というのはどんな政策を考えているでしょうか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 三川に住んでいる人たち、学生、就職、それから進学の部分かと思いますけれども、特に、例えば進学の部分につきましては、なかなか町内でとどまるという部分は、高等専門教育では難しい部分がありますけれども、鶴岡の方にあります慶應大学の先端の生命技術関係の大学院とか、あと東北公益文科大学、県内の方にも東北、山形大学等を含めて高等教育機関がありますので、そういった部分の進学の、先程話が出ました育英奨学金、そういった部分についても、これは来年度からの総合戦略の一つというふうになろうかと思いますけれども、県の事業を取り入れながら、奨学金の返還、そういった部分で三川も手を挙げながら、奨学金の返還の支援を、返還金の免除の、そういった部分の支援をするということも一つですし、雇用の場ということで、就職、進学してそのまま向こうに就職するという方も多いわけですけれども、先程話に出ましたみかわ産業団地については、県内でもトップの運送会社が契約して、来年度から、来年の秋から事業を実施する、そういっ

た部分もございますし、さらには、そういった機械、装置産業の会社の方も新たな増築を考えている部分もございます。

この総合戦略で、三川のそういったいろいろな支援の部分、できるもの、企業支援、そういった部分も踏まえながら、本町の方に雇用を、人口流出、学生で就職、進学したとしても、本町にそういった企業が、高等教育機関を卒業した方が就職して本町に戻れるような、そういった企業、雇用の場の確保についても、できるだけ企業支援を含めて、町としても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 流出、いろいろ手を尽くして止めようとしている努力は大変分かります。でも、若い人であれば、私もそうでしたけれども、1回は東京に行ってみたいなと、東京とか他の地域でどういうところか知ってみたいなというところで、行くのはいいけれども、また戻ってくるようなということで、三川にはMターンでしたか、Mターンの政策ということを掲げてあります。Mだと、行って戻ってきてまた行って、2回行ってこなければならないけれども、何回でもいいけれども、とにかく戻ってくればいいなというふうに思います。

それから最後に、流入、移住ですね、三川に移住してくる人をいかに増やすかというのも、 人口減少を食いとめる一つだと思います。

たまたま、昨日テレビを見ていましたら、NHKの「クローズアップ現代」というところで、移住についていろいろやっていました。明治大学とNHKの調べでは、2009 年、2,822人が東京から地方へ移住したんですけれども、2014 年、去年ですね、1万1,735人ということで、右肩上がりで、今、東京から移住、それも若い人が結構移住してきているというふうな状況で、これはまだもう少し、国の政策もあってですけれども、まだもう少し続くのではないかというふうに思います。

その中で、移住してくるにあたって、問題点が三つあるというふうにその大学の先生は 言っていました。

一つは、濃密すぎるコミュニティ、隣近所のつき合いが少し濃密すぎるというのが、移住してくる人にとっては少し負担というふうなことみたいです。それから、空き家が流動化しない。この空き家については、今年度、空き家バンク、立ち上げするわけですので、その辺でカバーできるのかなというふうに思います。また、仕事がないというのも、仕事は探せばあるのではないかと私は思いますけれども、そういうことでした。

少し町の考えを聞きたいんですけれども、今、議会報告会で各町内会に行ったりしてもたまに出るんですが、やはり濃密すぎるコミュニティ、希薄すぎて、いざ何かあったときに助け合いができないというのも問題ですけれども、濃密、あまりにも隣近所のつき合いがべったりしているというのが最近の若い人にとっては苦痛かなというふうなことがよく言われています。その辺、町の考えは、その辺を薄くしていこうか、そういうふうな、何か町で指導とか、捉え方はどういうふうに考えているでしょうか。

○議 長 (成田光雄議員) 宮野企画調整課長。

○説明員(宮野淳一企画調整課長) コミュニティのあり方ということでございました。移住定住する方、若い方が町と市、地方に移住する場合、その地域のコミュニティが濃密すぎてそれを毛嫌いするというような懸念かと思いますけれども、確かにそういう見方も一つにはあるかと思いますが、例えば、本町出身で一度町外に出て戻ってくる方もいると思いますけれども、先程NHKの話が出ていましたが、東京なり中央で生まれ育った方で、最近、地方の魅力の再発見というような形で、今はパソコン含めてコンピューター、そういった部分の通信機器さえあれば仕事ができるというような環境もございますので、地方移住というのが結構全国各地で進んでいるところであります。

そういった中で、そのコミュニティのあり方について、県内にも移住定住について、いろいろなそういった部分をサポートする移住定住のサポーター的な取り組み、それから、いろいろな移住定住の支援員というような形で取り組んでいる市町村もあるわけでございます。

今後、本町にも、現在も地方の方から、本町に住んだことはないけれども、いろいろなホームページとかそういった部分を見ながら転入してきた方も、情報としてつかんでいるところではございますけれども、定年後に地方で生活したいという方が移住定住に選んでいただけるようなそのコミュニティのあり方については、それぞれすでに、蛾眉ニュータウン、それから桜木とか、あと横山の城下の方、それから町の土地開発公社で住宅分譲しました神花ニュータウンと、いろいろな、これまで取り組んできた住宅団地政策の、これまでの課題の部分、そういった部分を踏まえながら、地域のコミュニティのあり方については、どういった形でコミュニティをとった方が、移住している方が、移住して地域に溶け込んで地域活動をしていただけるか、そういった部分については、先進事例の部分も踏まえて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 今、都市から地方へ移り住んでいる人が増えているというデータがあるわけですので、これから三川も空き家対策で空き家の利活用を進めていくというふうな政策の中、今、都会の人は地方を注目しているというデータがあるわけですので、このチャンスをぜひ生かして、三川に多く住んでもらえるような魅力ある政策と、またPRもしていくべきかなというふうに思います。

では、次に、みかわ産業団地周辺の交通安全について伺います。

先程答弁では、車の出入りする場所、2ヵ所あるわけですけれども、そこに業者の方で、 回転灯をつけて注意を喚起するという考えがあるというふうな答弁でありました。

その前にまず一回、今回来る企業が、どのくらいの台数のトラックが出入りするか、また、 従業員はどのくらいの人が入ってくる予定なのか、分かれば教えてください。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 今後のその雇用の計画、それから事業形態の話でございましたけれども、この部分については、地元の青山の方に説明会に、用地の関係で、それから工事の関係で説明に行ったときの、あくまでもそのときに中間の設計を担当されているところの方から聞いている、仄聞している部分しかつかんでおりませんので、今後の雇用形態と

いうのはたぶん変動されるというふうには思いますけれども、やはりトラックについても 100 台を超えるというような、今後は一気にいくのか、たぶん徐々に台数を増やしていくと いうような形になるんだと思いますけれども、最終的な計画では 100 台を超えるようなとい うような話を聞いているところでございます。

100 台を超えるということで、当然、そのトラックを運転する運転手の方、さらには内部で経理なり事務をされる方というふうに考えれば、それ相当の、100 人前後の方が新たに、みかわ産業団地の方に会社ができた暁には、勤務されて、仕事をされるというふうに想定されるというところかと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) すみません。人数、雇用人数、言いましたか。130……。もう一回、 すみません。ちょっと聞き逃しました。雇用人数、どのくらいか、もう一度お願いします。
- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) トラックの台数とほぼ同じぐらいになるかと思いますけれども、トラックの部分については100台を超える台数ぐらいというふうに聞いているところでございますし、雇用についても、そのトラックの台数前後の中で勤務する、内勤される方を含めて、運転手さんを含めては、そういった最終的な、これは計画なので、どの段階でこの人数になるのかは分かりませんけれども、そういった話を聞いているところでございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 100 台ものトラック、大きいのから小さいの、いろいろあると思います。集配も一緒にやるというふうに思いますので、その大きいのが来て、そこで積み替えて配ったり、また、集めたのをそこでまたやるということで、かなり交通は、今まで以上に混雑するのかなというふうに思います。

また、先程の答弁では、自前で自動車学校を持って、安全には留意しているということで、 私も時々、車を運転して業者のトラックを見ますけれども、皆、安全運転で行われていると いうふうに認識しています。

でも、事故というのはいつどう起きるか分からないというので、やはり万全に越したことはないのかなというふうに考えています。昨日も酒田市内で小学校6年生の人が、そんな大事には至っていなかったようですけれども、交差点でちょっと事故に遭われたというふうなニュースもあります。

回転灯で業者はその場所を喚起するというふうに言っていますけれども、町として、出入り口をカラー舗装するなり、何かこう、ここは道路のトラックの出入り口だから、子どもがぼうっと歩いていてもぱっとすぐ分かるような、何かそういう対策というのは考えていないのでしょうか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 現在のところ、この開発に際しての道路との取り合い、出入り口は出口と入り口、それぞれ分けて出入りを考えているようですし、その幅、それから

見通し、そういった部分についても、町道であります青山天神堂線、そういった道路を管理します町の道路管理者の方とも、事前に工事の関係で道路法の第32条の協議と第24条の協議をして、それぞれ出入り口のあり方、それから見通し、いろいろな、あと今回の工事ですでに防雪柵等、撤去も出入り口の方はなっているようでございますけれども、いろいろな安全対策については町道管理の方と、それからあと交通安全についても町の交通安全部局の方とも、それぞれその安全対策について、事前の開発行為の協議の段階で、それぞれ安全、それから道路の交通安全、消防、いろいろな形で協議を行って、今回の開発行為の許可というふうになっておりますので、今後の、実際交通量、そういった部分を踏まえて、町として必要な対策についてはそれぞれ所管の方で対応されるというふうに認識しているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 必要な対策を講じるという答弁でありましたけれども、カラー舗装とか、そういう具体的なものは考えていないのでしょうか。

それから、集配で行きますので、大きなトラックであれば三川バイパスを通って高速道路 に空港線を通って出入りするのかなというふうに思いますけれども、集配となると、三川を 拠点に、庄内一円に車が飛んでいくというふうなことになろうかと思います。

そこで、よく利用されて今もいろいろ要望が強い、田田大橋から湯野浜に向かう東沼長沼 余目線、県道でありますけれども、あそこもやはり交通の要所でありますので、交通量がま た増えるというふうに予想されますが、管轄違うか分かりませんけれども、県の方に、公安 委員会の方に、あそこ、小学校が、東沼の格納庫の前、横断するのに危ないということで、 再三ご要望ありますけれども、あの辺に信号とかつけるというのは、今回この産業団地にトラックが来るのでまた一層危なくなると思うので、その辺の、お願いしているのか、していてどんな状況なのか、その辺も、二つ併せてお答えください。

- ○議 長(成田光雄議員) 石川総務課長。
- ○説明員(石川 稔総務課長) 東沼地内におきます信号機等の設置についてでございますが、これにつきましては、警察を通じまして、山形県公安委員会にも要望は上げているところでございますが、今現在での回答といたしましては、全体としての交通量がそう多くない、一時的、ちょっとした時間帯のことということで、どうしても県内全般を見渡した中においては優先度が低いというようなことで、まだ実現していないということでございますが、要望は上げているところでございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) カラー舗装はいいです。時間もだんだんないので、次に行けなくなるので。

それでは、最後に、TPP発効における本町への影響ということで、国も、まだ決まってはいませんけれども、農業の部分については大体こんなふうになるかなというのが少し見えてきたような状況であります。

先日、議会の方も、県議会議員と語る会で、そのとき庄内支庁の方から来ていただきまし

て、TPP協定大筋合意後、県の農業に与える影響ということで資料をいただきました。

その後、マスコミやいろんなところを見ますと、今答弁があったとおり、守りの農業と攻めの農業という二つが対策として自民党の中では今後議論されていくというふうな情報を得ております。

私が言いたいのは、攻めの農業というところを町の方も積極的に勉強してというか、考えていくべきではないかというふうに思います。中には、あまり先走ると転んでしまうというので、機が熟すまでちょっと一歩下がって、いいときに出ようという方法もありますけれども、国では今、そういう部分も攻めの農業の方を重視していくというふうな考えありますけれども、その辺、町として攻めの農業に対しての捉え方、どんなふうに捉えているか、教えてください。

- ○議 長 (成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 今のお話にあった、攻めの農業、攻めの対策といたしましては、示されているのは、海外販路の開拓ですとか、それから、いわゆる輸出の拡大があります。それから、そういったところに出していく商品を作る、6次産業化の推進というのが攻めの対策の中心かと思います。

正直言いまして、海外販路の開拓、輸出の拡大という部分につきましては、町の単位では、 それの取り組みについては相当高いハードルになるというふうに捉えています。したがいま して、町長の答弁にもございましたとおり、これから出てくる具体的な施策を注視しながら、 三川町農業について、取り組んでいいというものについて選択していきたいと思っています。 ただ、待つだけではなくて、ご存知のとおり、町では今年度から、改めて米に主眼を置い た瑞穂の郷づくり事業を進めております。米価が下がりまして、農業経営、米づくり経営、 大変だということで、これからやっていくには不安だというような状況にあって、あえて米 が町の主産だという捉え方をしていますので、この取り組みを2年目、3年目と、テーブル を上げながら、今の動向、海外、攻めの対策等の動向を見ながら、併せて取り組みを進めて いきたいと考えています。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 攻めの農業で、町単位で扱うにはスケールが小さすぎるというふうな考えを持たれているようですけれども、国や県が動く部分は、国が動く部分としては、各国間の検閲でしたか、そういう輸入・輸出に対する整備、そういうところは国がやるべきことかなというふうに思っています。

個人で対応するには全然スケールが小さすぎるので、私としては、町くらいの単位で動くのが、大きくもなく、小さくもなく、ちょうどいいスケールかなというふうに思っておりますけれども、その辺の情報、これから輸入となると相手の国のこともありますので、先程の意見、一般質問には、町としては見守って、アドバイスする方向というふうな考えもあるようですけれども、それはそれで、あまり出しゃばってはいけないかと思いますが、ある程度のスケールをもって進めるという中であれば、町も先を見て、先を照らして、懐中電灯で前を照らして「こっちに行けよ」と、押してやらなくてもいいから、前の方を照らすような、

そういう政策というものが必要かなというふうに思いますけれども、見解を伺います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) いろんな品目・作目がございますが、本町について、改めて米であり、攻めの対策としては輸出ということになります。米の輸出という部分については、先程申し上げたとおり、ハードルは相当高いものと考えておりますが、ただ、芽がないわけではなく、本町のマイスター、こちらについては、4、5年前に中国への米の輸出ということで、全国で民間、取り組んでいなかった時期に、実際に中国に渡り、交渉して、いろいろな課題があったようですが、そういった取り組みも進めているところもございますし、実際に日本が海外に米を輸出しているのは、いわゆる全農を中心にした農協系統です。ですので、そちらの具体的な動きも、輸出の動きも見ていくということでありまして、町としては、マイスター、全農、そういった動きを注視するという意味でございます。

ただ単に待っているのではなくて、先程申し上げたのは、三川としてやれるところについては、瑞穂の郷づくり事業等で、地道に、確実に、一緒に並行して進めていこうということでございます。以上です。

○議 長(成田光雄議員) 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長(成田光雄議員) 暫時休憩します。

(午後 3時00分)

○議 長(成田光雄議員) 再

再開します。

(午後 3時20分)

○議 長(成田光雄議員) 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5 番(田中 晃議員)

- 1. 学童保育について
- 1. 子ども・子育て支援新制度に基づいて、学童保育をどう位置づけているのか所見を伺います。
- 2. 町条例の具現化をどう進めているのか所見を伺います。
- 3. 運営指針についての認識を伺います。
- 4. 放課後児童支援員等処遇改善等事業について、町の対応を 伺います。
- 5. 指導員の資質向上のための現任研修について、町の取り組みを伺います。
- 2. 高齢者対策について
- 1. ひとり暮らし高齢者のセーフティネットの拡充について所見を伺います。
- 2. 認知症への取り組み強化、拡充について所見を伺います。

平成27年第6回定例会、2015年12月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたし

ます。

質問の第1は、学童保育についてです。

放課後児童クラブ、学童保育は、1997年児童福祉法に位置付けられ、国や自治体に一定の責任ある事業とされました。児童福祉法では、その目的は、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るとされ、遊び場を提供する、授業と異なる制度として位置付けられました。

しかし、法制化されたものの、不十分な制度であったために、今日まで量的にも質的にも 大きな問題を抱えていました。市町村や各施設によって大きな格差があり、しかも、実態は 大変貧しく、課題が山積していました。さらに、少なくない市町村が、国の定めた不十分な 施策や予算の範囲でしか実施や補助を行っていませんでした。

こうした問題点の大もとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する国や自治 体の理解が不十分であるという問題がありました。

2012 年8月に子ども・子育て支援法が新しく制定され、児童福祉法が改正されました。2015 年4月から、放課後児童健全育成事業の国の制度、市町村の施策も変わりました。子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業は、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業、市町村事業として位置付けられ、市町村が実施主体となって実施することになりました。放課後児童健全育成事業の整備目標などを策定して推進することになりました。また、法律の附則に、指導員の処遇の改善、人材確保の方策の検討が盛り込まれ、指導員の処遇改善が図られることになりました。

改正された児童福祉法では、対象児童が6年生までの小学生に引き上げられました。国と しての基準を省令で定め、市町村は、国の定める基準に従い、条例で基準を定めました。指 導員の資格と配置基準は、国が決めた基準に従う最低基準とされました。

2014年4月30日に、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が公布され、市町村は、2015年3月までに、省令を踏まえた基準を条例で決めました。そして、厚生労働省は、2015年3月31日に、放課後児童クラブ運営指針を策定しています。

今後、市町村には、放課後児童クラブ、学童保育の実施主体として、基準条例と放課後児童クラブ運営指針に基づいて、放課後児童クラブ、学童保育を実施していくことが求められています。

このことを踏まえまして、第1点目として、子ども・子育て支援制度に基づいての学童保育をどう位置付けているのか、所見を伺います。

- 2点目に、町条例の具現化をどう進めているのか、所見を伺います。
- 3点目に、運営指針についての認識を伺います。
- 4点目に、放課後児童支援員等処遇改善等事業について、町の対応を伺います。
- 5点目に、指導員資質向上のための現任研修について、町の取り組みを伺います。
- 第2は、高齢者対策について、2点伺います。
- 1点目は、ひとり暮らし高齢者のセーフティネットの拡充について、所見を伺います。
- 2点目は、認知症への取り組み強化、拡充について、所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、学童保育について5点のご質問でありますが、議員もご承知のとおり、本町の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の運営主体につきましては、「みかわ学童保育所運営協議会」であることから、関係する条例、基準等を定める町の立場としてお答えできる範囲について、ご答弁を申し上げます。

1点目の子ども・子育て支援新制度に基づいて学童保育をどう位置付けているかとのご質問でありますが、平成27年3月に公表しました「三川町子ども・子育て支援事業計画」におきましては、放課後児童の健全な育成を目的とした学童保育所の運営主体に対し、保育所運営や行事等実施の支援と適切な情報提供をすることとし、現に学童保育所を運営している「みかわ学童保育所運営協議会」に対しまして、活動場所である児童交流センターの無償貸与と運営費補助金の交付を行っているところであります。

2点目に、町条例の具現化をどう進めているかとのことでありますが、本町においては平成26年9月に「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を設定したところであり、この条例は、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、その設備及び運営の最低基準を明示し、保護者が仕事等で日中家庭にいない児童が、放課後等に発達段階に応じた適切な遊びと生活の場を確保することを目的としているものであります。この基準条例に基づく「みかわ学童保育所運営協議会」に対しましては、条例の遵守を求めるとともに、最低基準を超えた設備及び運営を図るための補助金を交付しているところであります。

3点目の運営指針に関するご質問ですが、国が本年4月に策定した「放課後児童クラブ運営指針」につきましては、集団の中で子どもに保障すべき遊びや生活の環境・運営内容の水準を明確化するとともに、運営主体の安定性と継続性の確保を図っていく必要があることから、これまでの「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、新たな運営指針として策定されたものであります。

この運営指針は、放課後児童クラブの運営主体の多様性を踏まえたうえで、条例に定める「最低基準」としてではなく、運営主体を望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確にしていることから、本町においても、この運営指針に基づき、放課後児童クラブの運営主体を支援してまいりたいと考えております。

4点目の放課後児童支援員等処遇改善等事業についてのご質問でありますが、この事業は 放課後児童クラブ指導員の処遇改善を支援するための県単独事業であり、民営の放課後児童 クラブ指導員を対象としております。

この事業につきましては、昨年度までは処遇改善のための経費全額が県の補助対象となっておりましたが、本年度からは、指導員の処遇改善のために市町村が交付した補助額に対する補助制度となったため、本町におきましては、新たに処遇改善のための補助金交付要綱を設定し、「みかわ学童保育所運営協議会」に対して支援しているところであります。

5点目の指導員の資質向上のための現任研修につきましては、クラブ指導員の資質向上に関しましては、原則的にはクラブ運営の実施主体である「みかわ学童保育所運営協議会」が担うべきものであり、本年度は山形県が主催する庄内地区指導者研修会に指導員が参加しております。

なお、町の基準条例に規定している放課後児童支援員の研修受講につきましては、経過措置の5年以内に受講していただけるように、町としても参加経費等についての支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者対策に関するご質問にお答えいたします。

1点目のひとり暮らし高齢者の方々のセーフティネットについてでありますが、現在、民 生委員を中心とした見守り支援の他、三川町社会福祉協議会主催の会食交流会の開催などを 通じて、安否の確認と交流機会の確保を図っている状況にあります。

今後も、これらの制度や事業を継続し、ひとり暮らし高齢者の方々の安全で安心な生活の 確保を図ってまいりたいと考えております。

2点目の認知症対策についてでありますが、先般、認知症の早期発見と相談先となる医療機関等を一覧にした、保存型の資料を全戸配布したところであります。

今後は、訪問支援活動を担う「認知症地域支援推進員」の配置や、認知症に関する研修を 受けた医師との連携による「認知症初期集中支援チーム」の設置に取り組むなど、順次、認 知症対策に係る体制整備を進める予定であります。以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) それでは、順番に従って再質問させていただきます。

学童保育についての1点目ということで、初めて子ども・子育て支援制度で学童保育が位置付けられている、そういう中で、今は本当に子ども・子育て支援法にのっとり進めていくということで、そして、その上で児童福祉法が改正されたわけです。

大きく変わったのは、先程も申し述べましたが、町が実施主体ということで明確になった ということなんです。その分だけ、三川の場合は運営協議会の方で進めているんですが、そ こに対する公の責任が大きくなったのではないかと私は思うんです。

だから、今の支援法の制度の趣旨として、私は、これからは保育園、幼稚園、あるいは小学校、中学校のように、町が公の責任で、全面的に学童保育に責任を、かかわっていくというか、そういうことがすごく求められているのではないかと思うんですが、この辺の認識を改めてもう一度お聞きしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) ただいまの質問にありました、学童保育の市町村がかかわる 度合いの質問でございますけれども、今回の法改正に伴いまして、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業、先程田中議員がおっしゃった市町村事業、通称、いわゆる市町村事業というふうな位置付けをされております。

こういった市町村事業になったがゆえに、町が26年9月に設備と運営に関する基準の条例を設定いたしました。この条例に従って、学童保育を行政以外の者が運営する場合につい

ては、あらかじめ届け出が必要で、その最低基準を満たすことが求められます。そして、それを確認するのが自治体、市町村でございます。

そういった意味では、すべて市町村がその運営をするのかという点につきましては、全国の例を見ましても、今、2014年では4割を切っているような状況になっているようでございます。町としても、これまで発足から学童保育所運営協議会が携わってきたことに対しまして、全面的にバックアップをしてきたつもりでございますし、最初の質問の要旨にもありました最低基準、国が定める予算の範囲内で支出をしている市町村がある中で、三川町ではそれとは異なる方法で、より以上の支援を行ってきたつもりでございます。

そういったこれまでの経緯を踏まえまして、現状では、今回の子育て支援法にのっとり、 運営協議会をサポートしてまいりたいと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 今、課長が言われた、みかわ学童保育所運営協議会の方にいろんな サポートをしてきたという、それは私もすごく評価しています。特に運営費に関しては、指 導員さんの給与の分を2/3から4/3にしたり、それから、全体の運営経費にかかる、そ れを抜いたものを2/3でやって、他市町と比べても運営的なところでは三川町は尽力され ていると私は思います。

そのことは評価した上でなんですが、この考え方として、これからを見て、運営費の部分はそういうところがあるんですが、全体的に、学童保育所自体を成り立たせていくためには、運営の財政が一番要であるんですが、その代わり、様々な、運営自体を担うという、そのところがすごく大変になってきているのは事実なんです。

それは、平成12年にみかわ学童保育所が設立できて、本当にこれまで15年間の中に、施設の方もだんだん、最初は押切のミーティングルームを、本当の生活できないようなところから、今は旧押切保育園の施設に移って、だんだん生活の場としてのところが整えられて、指導員さんも、設立2年目から、今のずっと十数年やっている指導員さんがとどまってくれてというか、頑張ってくれて、今、続いている経緯はあると思うんです。

それで、先程、子ども・子育て支援法の中で5年間の計画を立てていくということで、町の方は、その前に学童保育に対するニーズアンケートということでとりましたね。それで、その中で、私は一つ聞きたいと思うんですが……。その前にちょっとお聞きしたいのは、今度、子ども・子育て支援法になったときに、その中には、学童保育は子育て法の事業の中の13の中の一つの事業ということになったということで、私はまだ分からないんですが、27年度から、学童保育に対する補助金といいますか、そのあり方がどんなふうになっているのかというのをお聞きしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) 議員が質問されています子育て支援法に基づく子育て支援 計画を三川町でも平成27年3月に策定いたしました。この中では、取り組みの方向性とい たしまして、事業の概要として、放課後児童の健全な育成を目的とした学童保育所の運営主 体に対し、保育所運営や行事等実施の支援と適切な情報を提供していきます。

みかわ学童保育所運営協議会に対しましては、活動場所の無償貸与と運営費補助金の交付を行ってまいりますということで、事業を設定しております。これが先程申し上げました子育て支援法に基づく計画での位置付けでございます。

運営に関しまして、今申し上げたとおり、27年度の補助金の体系ということでございましたけれども、先程、議員の質問の中で、指導員に対する賃金を、26年度までは2/3の補助、そして27年度は3/4の補助を行っております。

そういった意味で、指導員が、先程もおっしゃられたとおり、十数年続けてお働きになられておりますので、そういった処遇改善が必要だということで、運営協議会の方でも賃金の見直し等、あるいは退職金の積み立てなど、そういった取り組みをされているということで、町としても補助を行っております。

そういった意味では、26年度に比して、支援法の改正ではございませんけれども、原因ではございませんけれども、運営協議会に対する財政的な支援を手厚くしているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 今、本当に改善の経過ということは積み重ねてきていると私は思うんですね。

それで、今後5年間の中での子ども・子育て支援法の中で、計画と、それからどういう内容を作っていくのかというようなことが、まず、5年ごとに計画を作っていくというような進め方だと思うんです。それで、三川町も5年間の内容を作っています。

先程少し言ったんですが、作る前に、学童保育に対するニーズということでとった中で、 学童にかかわるところで、新しい、この間、久しぶりに開いてみたんですが、その中で、ニー ズ調査アンケートで、就学前児童の保護者の就労は、要するに小学校に入る前ですね、フル タイム、パートで働いている母親は71.7%で、同じく父親は81.5%なんです。

今度は、小学校に入る児童を持っている保護者の就労状況は、今と同じ、フルタイム、パートの同じ働き方で、母親が86.2%、就学前より4.7%増えていると。父親も84%で、2.5%増えているというアンケートの結果からうかがえることは、やはり就学前より学童に入れば働く人が増えるというのは、多分、子どもたちが小学生に入れば大丈夫だと。母親が離れて、例えば、専業主婦の人が働きにいくというようなことで、判断だと思うんです。

あと、先程、同僚議員からありましたけれども、本当に今、貧困と格差が広がっている中で、専業主婦だった人も働いて、パートとかいろいろ含めて行かなければいけない、暮らしが成り立たないというような側面があると思うんです。

私も、特に近年、夏休み、よく聞かれるのは、実際は子どもたちを学童保育所に預けたいんだけれども、でも、なかなか経済的な面があって預けられないということで、新興団地の中で、夏休みになったら、本当は預けたい小学生が団地の中で漂流しているというか、いろんな友達のところに渡り歩いている姿がすごくあったり、それから、いろんな事情があって、学童保育には預けたいけれども預けられないという、潜在的な需要というのが増えているのではないかと思うんです。

だから、本当に、確か保育園の年長者ですか、要するに小学校に入る前の子どもたちは56人だと思うんですが、それが結局、小学校に入ればもっと保育に欠けるというか、小学生はそういう子どもたちが増えているということであると思うんですよ。それで、三川町の子ども・子育て計画の中では、5年間で学童保育所は町の中に1ヵ所と。先程、午前中も、複合施設のことで学童保育のことが出ましたけれども、そういう中身で本当に考えていっているんだなと。

私はその2点目の条例の具現化というところで今の話をしているんですが、具現化の中では、一応、一組織ということで、40人が望ましいというか、条例では決めました。そして、それに対して、放課後児童支援員の資格を持っている人が1人、そしてもう一つは、資格がいらなくてもいい人が1人と、2人以上で保育をするという中で、5年計画の中では、ずっと5年間、学童保育所が1ヵ所で、そして低学年の子どもたちは、供給量というか、60人、そして高学年が10人、合計70人ということでずっと計画が述べられていると思うんですが、そういう面で、5年間の計画の中で果たしてそれが適正に運用できるのかどうか。その辺、所見を伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) 子育て支援の事業計画の5年間につきましては、計画書では、活動場所の建物が老朽化していることや利用児童数の増加に伴い、スペースが手狭になってきていることなどが課題となっており、建物の老朽化対策や利用児童数の増加に対応した対策を推進していきますというふうに記載をしております。

これを示した頃は、今日の他の質問でもございましたけれども、子育て支援施設の中で、 現在、児童交流センターを貸与しているわけでございますけれども、新たな学童保育の場所 を建設させていただきたいということで地方総合戦略の方にも計上しており、町長の答弁に もありました、来年度28年度以降に事業に着手していきたいという内容に含まれているん だと考えております。

ただ、先程あった人数の問題につきましては、学童保育所運営協議会が、その保育をする 児童を募集して、今後どのような見込みになるのかというようなことで、事務局の方でも中 期の運営計画を策定されたようです。私どもの方も、それを受けまして、今後、財政的な支 援をどういうふうにすればいいのかということをお伝えしているところでございます。

そういった面では、今後とも、補助金という形ではございますけれども、支援してまいり たいというふうに考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 5ヵ年計画で補助金という形で対応していくということなんですが、要するに、5年間の中で、先程の話より少し先のことになるのかもしれませんけれども、とにかく、子どもたちの人数がこれからずっと増えていくのではないかと私は見ています。そうなった場合に、およそ40人の数が1支援単位ということでなっているわけですね。それに対して指導員が2名になるということでは、学童保育所が1ヵ所であっても、その中に2組織あるいは3組織を作る、そういうふうにしなければ成り立たないと。条例でもそう

するべきだと、条例で決まっているわけです。そうすると、少なく見積っても、指導員さんは6人以上というか、夏休み、長期休みを含めて、全体を成り立たせるためには最低6人以上は必要でないかというようなことが、私はその辺は少し思うんですね。

私が以前勤めていた学童保育所が第1学区にありますが、今はそこは運営が変わって、社会福祉協議会に委託されて運営されています。当時、私が勤めていたところは民営だったものですから、100人ちょっといたんです。それで、子どもたちは二つの教室で生活をしていたと。そして、私がそこから離れてからは、もう1組織増えて120人を超えたと。それで3組織。そして、またしばらくぶりに、数年前に行ってみましたら、それが4組織120人だったと。そして、ついこの間、鶴岡の学童保育担当の行政の方と少しお話する機会がありまして、それで聞いてみたら、南部児童館でやっているけれども、今度もう1組織が増えるんですと。5組織です。そういう状況があるということなんですね。

だから、本当にそういう面では、5年間であるけれども、今度の、ある意味、新しい施設になった場合に、そのことについてのことも、今から内容的にというか、進めていかなければならないと思うんですが、この点、どうでしょうか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) 学童保育の保育のニーズが今後増えていくであろうと、鶴岡市の例を出されてご質問がありました。

三川町についても、ここ2、3年の登録児童数を見ますと、一昨年70名ほど登録がありましたし、28年度については少し減って50人前後になるのかなという形もあるようです。ただ、それは、本当は必要なんだけれども預けられない。先程あったような質問のこともあるのかとは思います。

そういった中ではありますけれども、来年度、事業着手していく施設の中につきましては、 先程来ありましたように、1支援単位が40人以内となっておりますので、その最低基準、 さらには、4月から運営指針に基づいて推奨していく内容がございますので、それにきちん と対応した形でできる施設あるいは運営体制を、今後、計画の中で進めていく必要があるか と感じます。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 課長が言われた、運営指針ということで、いよいよ運営指針ができたということで、この運営指針なんですが、実際作られた運営指針は第7章29項から成って、字数にして1万1,000字強の指針の量だと。これは、ほとんど今の公営の保育園の保育方針とはほぼ変わらないという、それだけ、保育内容、それから運営に関する、先程町長の方の答弁もありましたけれども、様々な総合的なものが質的にアップされている内容となっているんです。

全国にはいろんな形の様々な学童保育所がありますから、それを一定の水準に吸い上げていく、これが国の方向を示していると思うんです。そのためにはどんな水準かというようなことを謳っているのが学童保育の運営指針だと思うんです。

国の方で出されているものは、先程、町長の説明がありましたけれども、放課後児童クラ

ブの運営実態の多様性を踏まえ、最低基準ではなくて、最低基準ではないと。それ以上、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格をはっきりさせていく、明確にしていくんだということを述べています。

それから、今回、私がこの運営指針ですごいなと思ったのは、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益、子どもの権利ということで、今、日本も批准している権利条約がありますけれども、その精神を放課後クラブの中に取り入れたと。放課後クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を作ったということです。

子どもの発達や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有していて、これは初めて、先 程町長もおっしゃいましたけれども、学童保育の資格が国の方で要請してきたと。初めて専 門的な資格を得られる、そういうことができたんです。

その資格を得るためのこれからの研修についても、先程ありましたけれども、向こう5年間、今もいる人たちがその研修を受けて資格を得るという形になると思うんですけれども、そういう視点で、これから学童保育所について、一定の水準を持った学童保育所にするために、全国展開を図ることが厚労省の方向性ですと言うんです。これについて、改めてどうお考えかお聞かせください。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) 私どももこの運営指針につきまして内容を見させていただきまして、本当にいろんなその趣旨の部分から、今、議員がおっしゃられているような内容での作りがなされているんだろうと考えております。

そういった意味では、昨年作りました基準条例を超える形での運営がなされるように、この運営指針に基づきまして、学童保育所運営協議会に対して支援をしてまいりたいと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) やはり、ぜひ運営指針の内容を深めながら、私や指導員の人たちも、 運営協議会の人たちも含めて、行政の方も含めて、一緒にそこを進めていくというか作り上 げていくことは、私も大事だと思います。

あとまた、私は一つ思うんですが、こういう、27年は4月から新しい制度が始まったということで、このことについて、行政側として、ある程度中身が変わったということが、ほとんどそこが知らされていないと思うんです。

もっと学童保育所をアピールするために、そういう行政としてのアピールといいますか、 理解を深めるような、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) 設備、運営に関する基準の条例につきましては、先程申し上 げたとおり、学童保育所を運営したいという事業者に対して、届け出があった場合に基準を 設定するものでございます。

同様に、この運営指針につきましても、その事業主体、実施主体に対してこの内容をお知

らせし、これを守っていただきたい、あるいは超えていただきたいという話だと思いますので、今、それ以外の方にどのような形でPRするのかということはあろうかと思います。

こういった運営指針が出たこと、あるいは学童保育所の運営に対するPRは、町としても 広報紙等でこれまでも行ってまいりましたので、今後も努めてまいりたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 私もそうだと思いますけれども、この学童保育の指針を広めていく中で、同時に、その中身は、本当に、学童に入れば子どもたちが健全にというか、生活の場で、そういうところで育っていける、魅力的なところなんだというところの中身というか、それに伴って、本当は入れたいんだけれども、なかなか学童に入れない。それは親の都合というところもあると思うんですが、でも、子ども自身にとっては、とても学童保育はいろいろなかかわりがあって、すごく魅力的な場所になり得るところだと思うんですね。

そして今、いじめの問題とか様々ありますけれども、学童保育の子どもたちにとって、小学校の時間よりも学童保育の生活の時間の方が長いんです。そこで人間関係を学んでいく。 子どもにとっての、先程も出た子どもの権利ではありませんけれども、そういう精神を学んでいく、そういうところで、成長していく場として、そういうところなんだというような行政側のアプローチみたいなところが必要でないかと私は思います。

それで、第4点目の放課後児童支援等処遇改善等事業についての質問に移ります。

先程、子ども・子育て支援法の附則にあったように、指導員の処遇の改善、人材確保の方策の検討が法律附則に盛り込まれたということなんです。これは、先程、町長の方もおっしゃっていましたけれども、県の方では処遇改善ということで、月に1万5,000円でしたか、26年度まではそれが全額、県単で出ていたと。それが、27年度からは全額ではなくて半額という形になったという形で、これも、一つは県の方の、国の放課後児童支援員等処遇改善等事業だったわけです。今もそうなんですが。

私は、通告の仕方がちょっと、それだけにしたので、もっと具体性をもって通告を出せばよかったんですが、私が今問題としているのは、実は、二つの放課後児童クラブ支援員の処遇改善事業の分は国の方から出されたんです。それは、国の方では学童保育の質を高めていく、指導員の質も高めていく。そのために、一番学童保育で要になっているのは学童保育指導員だということで、その身分保証、それから待遇も含めて、そのために二つの補助金が出されていると。

それで、今年の3月議会になります。そのときに、この二つの補助金について課長とのやりとりをやって、それで、そのときはまだ、国のこの出し方も非常に分かりづらい出し方が一つあったということで、少し分からないところがあったんですが、そのやりとりの中で、課長の方は、いろいろあるんだけれども、方向としては153万円の補助金。この中身は、そのとき出したものは、学校とかいろいろな様々な連絡するようなことであれば、153万円の補助金だということで、そういう意味ではそういう補助金だったんですが、このことについて、今、課長が言われたことが方向的にはどういうふうになっているのか、それを少し確認したいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) ご質問にありました国の放課後児童支援員等処遇改善等事業に対する補助金でございますけれども、田中議員がおっしゃるとおり、支援員に対して153万9,000円の補助体系がなされたところでございます。

ただ、これにつきましては、方向性としては、ぜひ学童保育所運営協議会からもそれに取り組んでいただきたいところではございますけれども、いろいろ条件がございまして、例えば、職員が常勤職員であることというような縛りもあったようでございます。

非常勤の場合は1日6時間。今回の常勤については、正職員という意味ではございません。 常勤1日8時間毎日勤務するというようなことと、さらには、雇用契約を締結する、就業規則を作る、あるいは、運営協議会そのものの規則の中で処遇改善に対する定めをするというようなものが求められております。

そういったものを運営協議会からぜひクリアをしていただいて、この 153 万 9,000 円を活用できればというふうには考えておりますが、ただ、先の 3 月議会でもいろいろやりとりをさせていただきましたが、町の補助体系は、国のこの補助金を用いてございません。これは何度もやっておりますけれども、国の補助よりもずっと上回る形で、先程も賃金の 3 / 4 を支援しているという話をいたしました。

この153万円が入ったとしても、もし、それを同じような補助金とプラスした場合については、私どもの方は現在の補助金よりも低減してしまうというふうに見込んでおります。それでは私どもの支援になりませんので、これを運営協議会が活用するにしても、現在の補助体系を継続した方が運営協議会に対しては有効であろうと考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 私もあのとき、三川独自でやっている補助金の計算様式と、それと 国の方の補助金のところがなかなか混同して分かりづらかったんですが、でも、最終的に私 が思うのは、いろんな行政の方との相談とか、いろいろの中で、本当に今、賃金改善とか様々 なもの、規則とか様々整備した中で、それが本当に求められるんだったら、もし、それで三 川町が独自に出している補助金よりも多ければ、そちらの方を望むような準備ができないか と思っていますし、そのことについては運営協議会の方も、私、相談役をやっていますので、 それを聞いています。ぜひ、今、国から、これは指導員の処遇改善をするために、結構新し くできた、内容的には、額的にも使えるものだと思うんです。

もう一つは、先程二つ出ていた 283 万円の方です。これは、今の最終的な抑えでは、常勤職員にするための額ということで 283 万円ということですね。ただ、これも使うのも、先程課長が言ったように、様々な手続がすごく煩雑で、整備しなければいけないというようなすごいことがたくさん縷々あるんです。

その辺の専門的なことも、これも結構、三川町の学童保育所は民営で、実質的に保護者の 人と運営協議会が、自主的に保護者の人が核になって運営を進めているというところがあっ て、なかなか素人では難しい面があるという実際なんです。

そこのところもサポートもぜひお願いして、国の方の補助金を何としても三川町に、三川

独自よりも多ければこういう方向も取り入れていけないかと、この点についてはどうでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) ただいま話しております補助金につきましては、平成28年度の補助についてはすでに交付申請が終わっておりますので、残念ながら28年度当初の補助金の取り組みはできません。

ただ、今年、本当に、この補助体系ができて27年度の状況を見ていると、10月時点で、9月段階ですか、補正をとって、町としてそれを補助するという制度をとれば、国に対して変更交付申請をして行えるというような状況がございました。それを見れば、来年28年につきましても、同じような方法で、国に対し変更交付申請を行ってこの制度を活用することは可能だと思います。

ですので、そのタイムリミットまで運営協議会と私どもの方も話し合いをしながら、協議会がその方向に進むのであれば支援してまいりたいというふうに考えます。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 力強い言葉をいただきました。

それで、私も、先月山形市に、直接、国の厚労省の方が来て、学童保育所の最新の説明をいただきました。そうすると、来年も引き続きこのような形で補助金を出すと明言していましたので、ぜひ、それを来年に向けて活用していただきたいと思います。

それで、もう一つは、今は処遇改善の方法なんですが、今、みかわ学童保育所の中で深刻な問題というのが、実際問題、進めている中で、学童保育指導員のなり手がいないということなんですね。それで今、専任の方が3人いまして、その中で、今、産休をとられている方がいます。それで、代替は何とか見つかったんですが、実際、学童保育所の中では、産休になってもその補償が得られない。

そういう賃金水準になっているようなことが一つあるんですが、そのこともあるんですが、とにかく指導員が足りなくて、年間の、特に夏休み、それから土曜日です。それはなぜかというと、今、長期休みは朝7時半から7時です。夜7時まで開所すると。その中の指導員のローテーションがなかなか組めない。人が見つからないから。それで過重労働になっているというようなところがあります。それで、何とか、土曜日がいないということで、見つかったのはいるんですが、本当にこれから先、そういう人が長く雇用を組めるかどうかというようなところも難しいと。そうなれば、実際、子どもたちの安全と安心が脅かされている状況になったということが、本当に今、運営指針があるように、そういう豊かな内容になったにもかかわらず、実際問題として、現場ではそういうところが深刻な問題が出ているんです。

そして、実際、運営委員会の協議会に参加している人も、自助努力で自分の身内の人にとにかく、資格がなくても今のところ学童保育所の指導員ということで働けるということで呼びかけてあげるんですが、なかなか指導員のなり手が見つからないという面で、この点で、ぜひ、公の力を入れてほしいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。

○説明員(本間 明保育園主幹) 指導員を募集してもなかなか来ていただけない。今回、専任の指導員3名のうち1名が産休に入って、パートタイムで働いている方を専任の方に回してという話も聞いております。募集してもなり手がいないという問題がどの辺にあるのかということは、私どもも含めて、協議会もそうでしょうし、検討されている内容だと思っております。

ただ、今の議員からありました公の力でという部分がどんなものかというのは、ちょっと 推しはかることができないものですからお答えしづらい面はありますけれども、町としては、 補助制度を行いまして、人件費を、賃金を3/4助成しております。人数もこれまで、指導 員の数が専任の人に、現在3人まで増えているわけでございます。

そういった意味では、先程来、最低基準あるいは運営指針の話がありましたけれども、基準は大きく超えて1支援単位にもしているんだと思っております。ただ、言ったとおり、ローテーションをしなくてはいけないものですから、指導員一人ひとりにとっては過重な環境にあることは理解しております。

そういったことにつきまして、私どもとしてハローワークに出したりとか、町の広報に載せるとか、そういったことはできるわけでございますけれども、なお、保育に預けていらっしゃる保護者の皆さまの方にも輪を広げていただいて、人手を探していただくのが近道なのかなというふうには考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 本当に、なかなか実際問題としてはなり手がいなくて困っているので、本当に、町の方としても何らかの応援というのをいただきたいことを求めます。

それで、時間の関係上で、学童保育についてはこれで終わります。

それで、高齢者対策ということで、1点目のひとり暮らしの高齢者のセーフティネットの 拡充についての再質問をいたします。

今現在、三川町に、現在時点でひとり暮らしは何人いらっしゃいますか。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) いわゆる高齢者65歳以上ということになりますが、27 年4月1日現在におきましては184名ということで把握しているところでございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 27年4月1日現在は184名ということで記録されているのは分かります。その後、新聞紙上を見ると変動があったり、広報を見ても変動があるので、たぶん184名から少なくなっているとは私は思います。

それで、私が一番、高齢者対策という、ひとり暮らしで心配しているのはやはり安否、先程出ていました安否のことなんです。それで、特に高齢、私もかかわった人たちの中では、自分でひとり暮らしで頑張って生きているというか、自分のできることはやっていくんだけれども、でも、本当に、家の中で例えばはしごから落ちたり、それから、急に家の中で何かがあってしまったときに、ほとんど大変になっているというような状況を聞いています。

今、町では、緊急システムということで、大変になったときに、ペンダントであれば押せ

ば、緊急配備も、今、整備をしようとしていますが、それだけでは、なかなかひとり暮らし の高齢者の方を守りきれないのではないかと私は思います。

かつて三川町では、福祉委員の相談員制度があったと聞くんですね。要するに、老人福祉 相談員ということで登録して、そして、訪問して高齢者の人とお話をすると。今、体はどう ですか、状況はどうですかというようなことを聞いたり、そうしたり、あと、何かあった場 合に連絡するというか。

実際、京都の方ですが、全国、たぶん似たような制度はあると思うんですが、49年から、老人福祉員という形でこの事業をやられているということなんですね。この事業は、ひとり暮らし高齢者の増加を背景に市独自としてやっているということで、老人福祉員の名称で、活動内容は、家庭訪問や電話による高齢者の安否の確認、日常生活等の話し相手、あと、関係民生委員、児童委員への連絡及び連携、福祉事務所など関係機関への連絡及び連携、その他福祉向上を図る上で必要なことというような活動をやっていると。これが、京都市の中では、高齢者ひとり暮らしの人たちにとってはセーフティネットになって、命綱になっているということなんですが、このことについて、三川町でこういうような制度を取り入れることについて伺います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 本町におきまして、今現在、ご質問にありました老人福祉 相談員という制度は設定されておらないところではございますが、いわゆる町内会長の皆さ ま方からは、福祉協議会の立場で福祉委員として任務を兼務いただいていると。

また、民生・児童委員の皆さんとの連携体制もとっていただきながら、おひとり暮らし、 もしくは高齢世帯につきまして随時ご確認いただきながら、不安要素があった場合について は、私どもに連絡いただきまして、特に包括支援センターの相談員が訪問させていただくと いうような場面もございます。

また、逆に、こちらの方に寄せられました情報から、あえて民生・児童委員の方々から訪問いただくというような、要は、行政と住民組織の中での連携をとりながら、見守り支援というものについては拡充を図っているという実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 実際には、町内会長が福祉委員という名前で活動していたり、それから民生委員の人、児童委員の人たちもいらっしゃるんですが、私は、実際にそういう人たちの声を聞くと、民生委員の人たちは役目としてやっているんだけれども、実際、仕事を受け持っていたりする人がいたり、それから、町内会長もそればかりにかかわれないというような側面があると思うんです。

だから、専門に、ひとり暮らしの高齢者の安否、安否が分からないというようなことより も、結局、本当に、大事に至らないというか、大事に至らなかった場合は、とにかく入院す るしかないというような状態が起こり得ると思うんですよ。

この制度を取り入れるとしたら、大事なのは、184 人、27年の4月時点でいらっしゃる

といいますけれども、一人ひとりの生活等の暮らしの状況をつかまえると。今、調子悪いのか、何がこうしたというようなことを、鍵となる人が分かっている、そのことが大事だと思うんですね。

だから、いざというとき、大事に至らないために、それをサポートするように、そういうような、ある意味、専門的な制度。かつて三川町にあった老人福祉制度、これをぜひ今後も検討していただきたいと思います。

最後になりますが、認知症予防の拡充、強化ということで、産業建設厚生常任委員会でも 出されていますが、認知症のサロンですね。要するに、みんなが気楽に集まるような、そう いうサロンづくりというか、たまり場というか、そういうものを27町内会、特に公民館を 活用して作って、認知症予防に活用できないかと私は考えるんですが、その点、どうでしょ うか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 29年度から、今、準備を始めております新しい総合事業の中に、まさに今お話いただきました認知症サロン、あるいはコミュニティカフェといった、各町内会レベルでの事業も計画の中に盛り込むべしということで国の方針が打ち出されているところでございますので、私どもといたしましては、包括支援センターの立場、また、保険者というような立場も併せまして、各町内会の皆さま方にご協力をお願いしてまいりたいという考えでございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 町民どなたも気楽に参加して、認知症予防、特に予防が大事だと思います、なるように力を入れていくことを求めまして、私の一般質問を終わります。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。 以上で、一般質問を終了します。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第2、「請願審査委員会報告の件」を議題とします。 請願第5号「TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉に関する意見書提出を求める請願」の 件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

4番 阿部善矢議員。

○4 番(阿部善矢議員)

平成27年12月10日

三川町議会議長 成田 光雄 殿

### 請願審查報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条 第1項の規定により報告します。

受理 番号	付	件	名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
5	平成27年 12月8日	TPP(環太平洋経済連携協定)交渉 に関する意見書提出を求める請願		採択	請願の趣旨に沿 うことが妥当で ある	

審査の経過を若干説明いたします。

本件は、第6回定例会に請願され、産業建設厚生常任委員会に付託、審査にあたりました。 食健連「国民の食糧と健康を守る運動田川地区連絡会」の大高全洋会長と菅井巌事務局長の 両名より出席をいただき、資料等を含めて説明を受け、質疑を経て審査にあたりました。

TPP大筋合意後、今日まで、交渉の経緯、内容について不透明な部分が見受けられ、先の国会決議(米を含む)重要5品目の聖域が守られていないとの認識が示され、採決では賛成多数で可決、採択となりました。以上、報告とします。

- ○議 長 (成田光雄議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑を許します。 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員) 今回の請願、TPPに関しては、同じ請願者より今年の3月第2回 定例議会において出されまして、本議会は採択し、国に意見書を出しております。

そして、この1点目の「TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を開示し、国会と国民の議論を保障すること」ということには、私も賛同するものであります。

ただ、2点目の「「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと」ということでありますけれども、この環太平洋経済連携の中で、各国がそれぞれの利益、立場で意見を出し合いやっておったもので、日本でも農業に対しては保護政策を行うということで、世界を見れば、EUも農業に対しての保護政策で世界市場で頑張っている状況であります。

やはり、資源が少ない日本がこの経済圏の中で取り残されることなく進むべきではないか と思われますので、この委員会の議論の中で、1番と2番、別個に協議するという状況はな かったのか伺います。

- ○議 長(成田光雄議員) 4番 阿部善矢議員。
- ○4 番(阿部善矢議員) そういう議論はございませんでした。
- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員) 確認しますけれども、では、1番、2番を連携しての議論というこ

とでの採択という結果でよろしいのでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 4番 阿部善矢議員。
- ○4 番(阿部善矢議員) そのとおりであります。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。
- ○議 長 (成田光雄議員) 本件の委員長報告は採択であります。したがって、初めに、原案に 反対者の発言を許します。

6番 町野昌弘議員。

○6 番(町野昌弘議員) 請願第5号「TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書 提出を求める請願」に反対の立場から討論いたします。

請願の趣旨で、一つ目のTPP交渉「大筋合意」をした全容を明らかにし、国民に知らせ、 国会の議論を保障することには賛同いたしますが、二つ目の「国会決議に違反する「合意」 は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと」には賛同できません。

現段階で、大筋合意の全容は英文で書かれており、国会での審議もされておりません。今 後、日本語に直され、国会での審議がされると思われます。違反しているかいないかは国会 で議論され、また、国益に照らし合わせて国会が決議することであります。

また、TPP協定上、首相が署名しても、国会の承認がなければ発効されないことになっております。国会で議論する前から請願にあります「調印、批准は行わないこと」とするのは、国会を軽視していると思います。

ロイター通信によると、先月、アメリカ・オバマ大統領と安倍首相の首脳会談の際、TPP大筋合意の後、日本の豚肉を扱う畜産農家保護策の見直しをオバマ大統領が働きかけたということが分かったそうです。このとき、安倍総理は明確な返答は避けたということです。また、会談の翌日には、アメリカの農務長官も森山農水大臣に同じ要求を出したそうですが、森山大臣は拒否したと伝えられております。

大筋合意の後にもまだ各国が交渉していることと、政府も国益のために頑張っており、今後、国会での審議することを考え、この請願には反対いたします。議員諸兄の賛同をお願いします。

- ○議 長 (成田光雄議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 5番 田中 晃議員。
- ○5 番(田中 晃議員) 請願第5号「TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書 提出を求める請願」に、原案に賛成の立場から討論を行います。

先程、反対者が国会を軽視しているという発言がありましたが、今、国会を軽視しているのは、安倍晋三首相そのものではないでしょうか。憲法53条にわたって、野党がこのTPP問題で国会を開催しろというのに、それをなおざりにして来年の1月4日から通常国会を始める。このことを一つとってみても、いかにTPPを通すかという問題になっているのではないかと私は思います。

本町議会でも再三にわたって議論されてきたこの問題について、今回、大筋合意に達したとされ、国、農水省及び政府与党が対策大綱なるものを発表しました。もう決まったかのようなマスコミ報道がありますが、TPP交渉の大きな問題は秘密交渉であり、現在まで、暫定的な協定が公開されました。しかし、日本語版はなく、政府は英文で1,000ページもある正文を約100ページに圧縮、翻訳して公表しました。これには政府の解釈も含ませていると言われ、十分な検証が必要です。

今の時点で優先すべきことは、協定文を吟味し、内容を理解することが先です。それをせずに対策や予算化の議論は、参院選対策と言われるものであります。行うべきは、政府が全文翻訳を早く公表し、一般の国民、特に農業者や消費者、医療関係者等の各分野の方々が理解できる資料を含めて交渉すべきです。

最終的協定文は未完成であるため、どの国も署名もしていません。批准手続の前に、影響評価を正しく行うべきです。それなのに、安倍内閣は大筋合意後、約50日の短期間に総合的なTPP関連対策大綱をまとめ、補正予算対応を交渉しました。順序を間違えていると言わざるを得ません。明らかになったもの、特に、米など5項目の聖域の交渉を対象として除外するよう求めた関税の大幅な削減は、明確に国会決議を逸脱しています。

農業分野で大幅譲歩したのに、アメリカ側の自動車は30年近く関税を下げないんだと、 先の国会の委員会質疑で民主党議員の質疑にあったように、責任をとるという安倍首相が9 0歳を超えてから実施されるものとなっています。これは、互いに譲るべきものは譲るなど と言ってきた甘利大臣の発言から見ても、不当極まりのないアメリカ追随であります。

さらに、再交渉、再協議が示されており、大筋合意された完全削減が拡大される危険性も 残っています。

食の安全上も、遺伝子組み替え、作物の規制緩和、植物検疫、毒素条項と言われるISD 条項の存在も重大です。また、アメリカですら問題視されている環境、人権、労働条件、雇 用の減少をはじめ、日本の医師会が問題にしている混合診療、国民皆保険が守られるのか、 明らかにされていません。請願文にもあるように、本町農業、町政、生活全般に重大な影響 を与えるものは明確です。

国会と国民の議論の保障はもちろんのこと、明らかに国会決議に違反する合意は撤回し、協定調印、批准を行わないよう求めて賛成討論といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で、討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから、請願第5号「TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書提出を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。 (起立 6 名 不起立 2 名)

- ○議 長 (成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決 されました。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

(午後 4時36分)

### 平成27年第6回三川町議会定例会会議録

- 1. 平成27年12月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。
- 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 議員 2番 志 田 徳 久議員 3番 佐藤正治議員 矢議員 議員 弘議員 4番阿部善 5番 田 中 晃 6番 町 野 昌 7番 小 林 茂 吉議員 8番 梅 津 博 議員 9番 佐 藤 栄 市議員

10番 成 田 光 雄議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠町 長工藤秀敏副 町長

鈴木孝純教 育長 大川栄一会計管理者兼会 計課長

石川 稔総務課長 宮野淳一企画調整課長

五十嵐礼子町民課長遠藤淳士健康福祉課長兼地域包括支援センター長

齋 藤 仁 志 産業振興課長併 農業委員会事務局長 五 十 嵐 泉 建 設 環 境 課 長

教育課長兼公民館長併

本 間 明 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹

和 田 勉 監 査 委 員 五十嵐孝治 農業委員会会長職務代理者

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議会事務局長 髙 橋 朋 子 書記 吉 田 直 樹 書記 五十嵐章浩 書記 6. 会議事件は次のとおりである。

# 議事日程

# ○ 第 4 日 12月11日(金) 午前9時30分開会

日程第	1	一般質問 14	名
日程第	2	議第 59号	三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
			関する条例の設定について
日程第	3	議第 60号	三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
			補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
			について
日程第	4	議第 61号	三川町税条例の一部を改正する条例の制定につい
			て
日程第	5	議第 62号	三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定
			について
日程第	6	議第 63号	三川町情報公開審査会委員の選任について
日程第	7	発議第 5号	三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定
			について
日程第	8	選挙第 1号	三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙に
			ついて
日程第	9	意見書第3号	TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する意
			見書の提出について

# ○ 閉 会

○議 長(成田光雄議員) おはようございます。

本日、議長に、庄司農業委員会会長から所用により欠席の旨、通告がありました。代わっ て、五十嵐農業委員会会長職務代理者が出席しております。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

○議 長(成田光雄議員) お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり、追加議事日程 第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日 程に追加することに決定しました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第1、「一般質問」を行います。 8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員)
- 1. 教育力の向上について 1. 今年度の全国学力・学習状況調査において、山形県全体と して学力低下が見られた。本町における児童・生徒の学力に ついて、現状と今後の対策を伺う。
  - 2. 本町の学力向上対策事業は、学習習慣を身につけ、探究心 を高めることに有効な取り組みと理解する。事業の拡大・充 実に向け、塾など民間との連携による取り組みについて検討 すべきと考えるが、所見を伺う。
  - 3. 「社会を生き抜く力の養成」には、発達段階に応じた様々 な体験を通じて、自らを律し、他人と協調する心を身につけ ていくことが必要と考える。体験学習における課題と今後の 充実策について所見を伺う。
- 合施設 | 整備について
- 2. みかわ型子育て支援「複 1. 「複合施設」整備事業の内容と今後のスケジュールについ て伺う。
  - 2. 公共施設等耐震・長寿命化計画への影響について伺う。
- 3. 瑞穂の郷づくり事業に 1. 本年度における事業の進捗状況について伺う。 ついて
  - 2. 事業の課題と今後の対策について所見を伺う。

平成27年第6回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、教育力の向上について伺います。

1点目といたしまして、今年度の全国学力・学習状況調査において、山形県全体として学力低下が見られたようです。本町における児童・生徒の学力について、現状と今後の対策を伺います。

次に、本町の学力向上対策事業は、学習習慣を身につけ、探究心を高めることに有効な取り組みと理解いたします。事業の拡大・充実に向け、塾など民間との連携による取り組みについて検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、「社会を生き抜く力の養成」には、発達段階に応じた様々な体験を通じて、自らを 律し、他人と協調する心を身につけていくことが必要と考えます。体験学習における課題と 今後の充実策について所見を伺います。

2番目に、みかわ型子育て支援「複合施設」整備について伺います。

「複合施設」整備事業の内容と今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

また、公共施設等耐震・長寿命化計画への影響について伺います。

3番目に、瑞穂の郷づくり事業について伺います。

本年度における事業の進捗状況について、また、事業の課題と今後の対策について所見を 伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の質問事項につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、子育て支援に係る「複合施設」整備事業の内容についてのご質問でありますが、 このたび策定しました「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本戦略の一つに「新 しい人の流れの創出と定住化の促進」を掲げ、その具体的な施策として、子育て支援の核と なる「地域子育て支援・交流拠点施設」の整備を位置付けております。

この施設の整備につきましては、将来にわたる年次計画を含めた建設計画策定のための基礎資料が必要となるため、昨年度に調査設計業務を実施したものであり、子育て支援や交流活動に使用するために必要と考えられる施設の機能や面積を想定し、その概算工事費を積算しております。

子育て家庭の支援を目的とした複合施設の年次計画等につきましては、財源の確保が大きな課題となってまいりますが、来年度より具体的な事業に着手すべく、今後の予算編成と中期財政計画を踏まえ、そのスケジュール等を示していきたいと考えております。

次に、公共施設等耐震・長寿命化計画への影響についてのご質問でありますが、子育て支援に係る複合施設の整備については、本町における最重要課題であることから、その事業年度の決定については優先すべきものと考えております。

このことにより、すでに公共施設等耐震・長寿命化計画で予定されている改修事業につい

て、その事業年度の変更等はあり得るものと考えておりますが、計画の最終年である平成3 3年度までには完了させるべく、財源の確保に努めなければならないものと考えております。

そのためには、国や県の予算編成の動向等を注視し、補助事業等の積極的な活用を図ると ともに、これまで同様、行財政改革の推進を図り、さらに、起債の繰上償還の実施や財政調 整基金等の積立など、適切かつ健全な財政運営に努めていくことが重要なことと考えている ところであります。

次に、瑞穂の郷づくり事業についてのご質問でありますが、事業の進捗状況と課題、また、 今後の対応につきましては関連がありますので、一括してご答弁いたします。

ご承知のとおり、本事業につきましては、町の特産品である「米」に主眼を置き、本町の 米づくりの特色を生かした施策として今年度より実施している事業でありますが、その支援 内容といたしましては、米の高品質化の確保を目指した「色彩選別機の導入」と、労働や生 産コストの低減を進める「直播システムの導入」、そして有機栽培等のこだわりの米づくり を進める「先進除草システムの導入」の三つのメニューを中心に推進しているものでありま す。

今年度の事業の進捗状況といたしましては、「色彩選別機の導入」が6件、「直播システムの導入」が7件となったところであり、導入件数及び補助件数ともに計画を上回る状況となったところであります。

一方、先進除草システムにつきましては、導入を予定した除草システムに改良が必要であるとの判断が開発先等よりされたことから、次年度以降の導入となったところであります。

本年度が実施初年度でありますが、その効果を検証しつつ、2年度目以降に繋げながら事業目的に向け着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

教育力の向上に関する3点のご質問でありますが、1点目の全国学力・学習状況調査につきましては、今年度の学力調査において、県内の小中学生の平均正答率が全国平均を下回ることとなったことから、山形県教育委員会においても深刻な問題として捉えているところであります。

本町の小中学生につきましては、小学6年の国語・算数・理科はいずれも全国平均を大きく上回っている状況にありますが、中学3年においては、国語のA問題以外は全国平均を下回る結果となっております。

学力調査の結果につきましては、同時に行われた学習状況調査の結果と併せ、それぞれの学校が児童生徒の状況を保護者にも説明しているところでありますが、この調査において本当に大切なことは、平均正答率の結果にとらわれることではなく、児童生徒に一人ひとりの結果を伝え、良い点は自信を持たせて一層伸ばし、課題となる点は自覚させ、今後の学習の進め方について丁寧に対応していくことであります。

本町の学校教育の推進にあたっては、今後とも学力調査をはじめとして、児童生徒の実態

を常に把握し、その結果を児童生徒へのかかわりや指導等に活用し、教育施策の一層の充実 に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、学力向上対策事業における民間との連携につきましては、県内においても民間の学習塾との連携による学力向上対策事業を実施している自治体があることは認識しておりますが、その取り組みの契機は、児童生徒を取り巻く地理的条件・環境が大きな要素となっているとも聞いております。

本町においては、鶴岡・酒田両市の中間点に位置するという地理的な条件もあり、特に中学3年については、高校受験に向けて市内の学習塾に通っているという状況も認識しているところであります。

ご質問にありました民間の学習塾との連携につきましては、保護者の就労状況や家庭の経済的な理由で塾に通えない児童生徒を支援するという意味においては、その意義を見出すことができるものとは考えておりますが、公費を用いての支援の形態としては、なお慎重に検討していく必要があるものと考えております。

「生きる力」は生涯にわたる学習の基礎となるため、社会教育事業においても、児童を対象とした「わくわく体験塾」や「アトク寺子屋教室」の開催等により、多様な人たちとの協働活動や、異なる価値観・文化の見聞、新しいことへのチャレンジによる成功体験や失敗体験などを通して、主体的・能動的な力の育成を目指しているところであります。

以上、答弁といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) それでは、質問の順番に従って再質問をさせていただきます。 学力の現状について、もう少し詳しく伺いたいと思っております。

先程の答弁にあったように、今年の全国学力・学習状況調査におきまして、山形県、昨年は全国で20番目の成績だったようですけれども、27年度においては35番目ということで、だいぶ成績が下がったという状況であります。

県の方でも、先程答弁があったように、深刻な状況と受け止めているということでございますけれども、先程概要をお知らせいただきました。小学校では、全体では全国平均を上回っていると。逆に中学校では、全国平均を下回る部分が多かったというようなことでございます。

このテスト、学力・学習状況調査に関しては、毎年の問題あるいは受ける子どもたちも入れ替わる、変わるということで、順番とか点数などに一喜一憂するべきものではない、私もそう思っておりますけれども、現状を把握するという観点では必要なことなのではないかと思ったところです。

今、答弁になったような小学校・中学校の成績、これを受けまして、町として学習に取り 組む今後の対策というものをどのように考えるのか、伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 先程答弁いたしましたけれども、結果というのは全体的な結果で すから、その中で頑張っている子どもたちもいます。

それから、力がありながら発揮できなかったとか、それはもう一歩頑張らなければいけない。それぞれの子どもたちがいるわけですから、私は、それぞれの子どもたちに個々に教師が対応するか、それが一番であって、あまりにもマスコミが騒ぎすぎるのではないかなと。

町としても、このままでいいというわけではないですけれども、小学生は全部の科目が全 国平均、山形県の平均より上回っていますが、先程申し上げましたけれども、県としては、 危機的な結果ということで、非常にいろんな対策を講じています。

新聞等でも紹介されていますけれども、大きく分けて5点ほど、対応策を県では考えています。私たちとしては、この県の対応に沿った形で、それを受けながら、各学校でもそれぞれの、今までの結果をもとにしながら、より良い形、良い形というのはいい結果をとるだけではなくて、子どもたちの潜在的な能力をいかに発揮させるかということで、とにかく全県的な取り組みにのっとった形で対応したいというふうに考えております。

まず、県としては、学校ごとの経年結果の分析と対応策、県が作成した様式がありまして、 各学校では、それぞれ今までの平成19年度から27年までの経年的な結果を含めた実態を 記入させ、そしてどんな目標のもとにやるかということをもう県に報告しています。

ということで、学校ごとの経年結果の分析、それから、これは各学校ごとに、それぞれの 職員会議においていろんな分析をしながら、そして目標値をつけながら、アクションプラン というような形で取り組んでおります。

それから2点目としては、教育事務所が全学校を訪問して、その提示された資料をもとに しながら、校長、教頭あるいは担当者等を交えながら、分析・対応策に指導、助言をやって いるということで、これももう終わりました。

それから第3点目は、県の方では今までも、何といいますか、探究型、B問題が弱いということで、特に算数の場合にはスパイス問題というものを県の教育委員会が作成しまして、それを各学校に与えて、随時そういうふうなシートを取り出しながら、生徒たちに、あるいは子どもたちにやらせると。そういうことも取り組んでいますけれども、そのスパイス問題をさらに活用してほしいし、それから、今回は2学期と3学期の国語と算数、数学の単元的な問題を新たに作成して、来年の1月に、各学校の4年生、5年生、それから中学2年生に試験をやると。その結果を県に報告して、そして全国から、いろいろな自己採点をした結果をまとめながら、今後の指導・助言の資料とするというふうなことで、そういう取り組みもあります。

それからあとは、授業改善のために悉皆研修ということで、小学校の5年の担任あるいは中学2年の国語・数学の教科担任を対象に、数回に分けていろんな研修、今までの学力テストの問題を解きながら自己採点したり、授業改善に話し合う、こういうふうなことも対策として、取り組み内容として県の方から指示があります。

ですから、こういうふうなものにのっとりながら、三川町としては、三川町独自のアクションプランを作りながら対応しているということでございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 県でも早速、そのテストそのものは4月に行われまして、結果が8

月に出た、あるいはその前にも情報が入っていたと思いますけれども、そういったことで、 早速、県も動いてきたというような報告がありました。町でも、それに追随するような形で、 あるいは、さらにプラスアルファを足してやりたいというような答弁だったと思います。

この中で、悉皆研修という言葉がありました。先生方が非常に今、大変な状況にあるという状況が新聞報道等で、あるいは現実を見ますと、うかがわせる部分があるかと思います。

先日も、11月11日に東郷小学校で公開研究発表会がございました。算数の授業だったわけでございますけれども、すべて拝見したわけではございませんが、その中でも、やはり各学年ごとにおける授業の中において、理解できずに取り残されている子どももいたような状況であります。それは当然、クラス全員が同じ状況で、同じレベルで理解するということはあり得ないわけでありまして、当然、理解力のある、早い子もありますし、あるいはゆっくりの子もあるということで、それは当然の状況と思っております。

ただ、ここで先生方の状況、特に、多忙であるということが一つの要因になって、きめ細やかな指導ができていない状況もあるのではないかということを察することができるわけですけれども、この学校運営の課題というものを、町としてはどのように認識して、またそれに取り組もうとしているのか、その辺、伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 確かに、日本の先生方は忙しいと。新聞報道、海外に比べても忙しいと。これはやはり教育そのものに対する、前もこの場で答弁申し上げたかもしれませんけれども、他の海外の場合においては知の教育そのものなんですね。いわゆる勉強で、そしてしつけは家庭、それからクラブ活動、部活動は地域というふうにやる。ところが、日本の場合には、知も、それから道徳も、いわゆるそのしつけも全部学校に任されているというようなことで、確かに、先生方が知の勉強に取り組むにおいては、少し多忙感、海外においては、非常にそういうものというのは大なのかなというふうに、それは重々知っております。承知しております。

ということで、三川町としては、いろんな、校長会もあります。それから、校長、管理職を中心に、いかに自分たちの預かっている子どもさんを伸ばしてあげるかと。いろんな問題も出てきます。生活指導の問題も出てきますけれども、その中においては、スクラップ・アンド・ビルド、今までこういうことやったけれども、これをカットしてこういうことをやろうというふうな新たな視点に基づいて、今まですべてをやるというよりも、それなりに中心的な解決策、解決といいますか、生活指導においても、あるいは学習においても、そういう課題を共有しながら、そして重点的に取り組んでいくというふうなことで、各学校がそれぞれの学校の特色を持ちながら取り組んでいるという状況です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 今、お話があったように、現状としては、そういった、先生方も厳 しい環境に置かれているということだと思います。

塾、民間の活用についての話に移っていくわけですけれども、そういった状況の中で、本 町が取り組んでいます学力向上対策事業、これは非常に画期的な取り組みではないかと私も 評価しているところでございます。

ただ、残念ながら、全体のボリュームといいますか、26年度においては、参加人数が延べで833名、年間23回、それから予算的には35万5,000円といったところでありますけれども、こういった放課後の学習というものをさらに拡大していく、学校での先生方の授業、これは当然、先生方の資質の向上も含めまして、充実させる必要があるわけでございますけれども、放課後における、あるいは土曜日におけるそういった学習、そういったものをどのように今後進めていくのかという課題があるのではないかと思っております。

学習にのみ集中させて話をしていくわけですけれども、そういったときに、やはり、その 民間を活用すべきではないか、先程答弁にもありましたけれども、県内にもその学習塾とい うものを活用している自治体があるということで、全国的にも、今、公立学校において、学 習塾と連携する動きが加速しているという状況のようであります。

そういった中では、放課後や土曜日での、私どもの学力向上対策事業と同じように、任意 参加、参加したい人が参加するという形での補習、それが多いようでございますけれども、 中には、全員参加によります日々の授業に塾の指導方針、指導方法、手法を取り入れた、そ ういった学校もあらわれてきていると。これは、要するに、効率のいい指導の仕方というも のを塾に学ぶ姿勢があるのではないかと思っております。

先程からありますとおり、国においては教員の人数も削減、それから教育予算も削減といった動きもあるようでございますし、当然、我が三川町としても、先生方の不足部分を町の単独予算で、支援員という形でやっているわけでございますけれども、こういった行政による可能な部分あるいは不可能な部分を含みながら、不足部分は民間を活用するといった姿勢も今後はやはり検討すべきではないかと。

先程の答弁の中では、意味、意義というものは理解するけれども慎重に検討したいという ふうな答弁だったようですが、今後、長いスパンを考えたときには、やはりこういった取り 組みも検討すべき時期が来るのではないかと思います。もう一度これに対する所見を伺いた いと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。
- ○説明員(鈴木孝純教育長) 学力向上、いろんなところで、私も本を読んだり、あるいは話を聞いたりしていますけれども、要はやはり学校です。塾に行って力を上げるというよりも、210 日、それ以上に、学校がやはり知の中心です。あとは、それを支えるというのはやはり家庭学習なんですね。家庭学習をやらせるためには何かというと、規律正しい生活となるわけです。

ですから、だんだん学力向上ということで町を挙げてやるにしても、では、学校で何をやっているのかな、あるいは家庭でどんな指導をしているのかな、こっちでやってくれるからいいやではなくて、要は、やはりここは学校の中での教育、それから家庭での宿題と。

これは塾入れますとまた課題が多くなるわけです。当然、塾だって、塾の人が来て教える といったって、学校との並行した形で、子どもたちは今度、塾の勉強もしなければいけない というふうな形。ですから、学習会においては、過度にならないような形で、学校の授業が どういうところをやっているかを踏まえながら指導していると。

効率だけを求めながら学力向上、これは私は間違っていると。やはり失敗とかいろんな経験からやらなければいけないということで。三川町の場合には、人数は少ないですけれども、いろんな引き出しを多く取り出して、前もお答えしましたけれども、小学生も土曜日の日は、午前中は7割方、スポ少とかお稽古事をやっている、それを取り除いて土曜日やるということは、これも少し話はあれかなと。やはりスポ少はスポ少の中で、あるいはお稽古事はお稽古事の中で、本人たちはいろんな体験をしていると。後からの質問がありましたけれども、何といいますか、生きる力というふうなことで。

ですから、私としてみれば、学校の教育、先程山形県のいろんな取り組みがありましたけれども、そういうものをきちんととり行いながら、そして目標を設定しながら、そしてその学校独自の、あるいは子どもたちが持てる力はここまである。個々の子どもたちの目標点に達せられるような、それぞれ個別的な対応、こういうものが必要ではないかと。

ですから、塾へ入れれば学力が上がるとか……。先程申し上げましたけれども、他の、東京辺りで土曜日に塾を入れているというのは、塾に行く費用がない、その子たちのために学校で塾の先生を呼んでやっているというのがほとんどであって、できる子を対象にしてもっとさらに塾の力を借りる、そういうことはありません。

ということで、三川町としては今学力低下、でも、三川町の子どもたちは全国よりもかなりいいわけですから、そういうふうなことも、今までやっていることはやっているなりに伸ばしながら、そして、不足な面はその都度補充したいというふうに考えております。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 子どもたちがそれぞれの目標に向かって自ら勉強すると。あるいは、 教育長から以前にも答弁いただきましたけれども、いかに興味と関心を持ってその学習にあ たるのか、あたることができるようにするのかといったことが今後とも重要なのかなと思っ た次第です。

学力向上については、これも一つの生きるための手段といいますか、それに繋がっていくと思います。また、先生方も日頃の指導で、今教えているものが、ことが、授業が社会でどのように役立つのかといったことも含めた形での指導、こういったものも、私は必要不可欠でありますし、強化すべきことなのではないかなと思ったところです。

続いて、生きる力の方に進みますけれども、先程の答弁の中では、主体的・能動的な体験 というものを目指したい、目指しているというふうな話でございました。やはり自ら欲して、 あるいは自ら体、心を動かして活動するということが、とりもなおさず生きる力を育むこと に繋がっていくのではないかと思っております。

そういった中で、今、行われている総合的な学習あるいは放課後活動、先程のお話にもありましたけれども、そういったことが、充実が重要なのではないかと思っているところです。

放課後活動ということでいえば、最近うれしいニュースがありまして、三川町少年少女発明クラブが、第50回山形県発明くふう展におきまして県知事賞を受賞したということでご

ざいます。こういった、小さな町で大きな市、都市部を差し置いて県知事賞に輝いたということで、非常にうれしいニュースだったと思います。しかも、初めてではないということもお聞きしました。関係者におきましては、さぞかしお祝いの美酒を味わったのではないかと思ったところですが、このような創意工夫の心、それを育む活動、それは重要であると思います。

また、先程言われましたとおり、スポーツ少年団や、中学校においては部活動、こういったものを通じて心身を鍛える、こういった目標達成に向かって自ら邁進するという、そういった努力する心を育てる活動、これが非常に求められていると私も思います。今行われている体験学習、これらの基本的な目標、目的意識というものを改めて伺いたいと思います。

## ○議 長(成田光雄議員) 鈴木教育長。

○説明員(鈴木孝純教育長) 先程申し上げましたけれども、三川町の場合には、人数が少ない割には、いろんな青少年教育、そういう引き出しを多く用意している。先程発明クラブ、ありましたけれども、放課後子ども教室ということで、わくわく体験あるいは学校開放、学校開放も各小学校では年4回行われています。それから、町内会居場所づくりということで、押切では運動会とか、非常に引き出しは多く、そして私はこの三川町の中では、これを壊してこっちをというよりも、もう子どもたちはその他にスポ少とかいろんな形で活躍していますから、今のままをより充実させるというのはどうかというふうなこと、風呂敷を広げるよりは、今のものをもう一度振り返りながら、反省するべきは反省して、そして、さらに目標、それぞれにおいては目標がある、目的があるわけですけれども、その目的が達成させられたかということを検証しながら進んでみたいと思います。

社会を生き抜く力、確かに、梅津議員言われましたけれども、生きる力というのは何かというと、やはり学力です、確かな学力。それから心です。それから健やかな体、体力です。 この知・徳・体、こういうことから成る資質、能力、これが生きる力というふうに思っています。

町ではいろんな施策を考えていますが、先程の話に戻りますけれども、町ではいくら施策をやっても、やはり家庭的な協力が私は一番大切だということで、例えば、これは小学生の今から10年ぐらい前の海外と日本の比較なんですけれども、家庭での親のしつけ、日本は厳しそうで、アメリカとかヨーロッパでは非常に自由にしているというふうに思うかもしれませんけれども、ちょっと驚くべき結果です。

例えば、「先生の言うことをよく聞きなさい」、アメリカは59%、イギリスは56%、ドイツは32%、日本は23%です。それから、「嘘をつかないようにしなさい」、アメリカは49%、イギリス47%ですけれども、日本は14%、言っているようで言わない。あるいは「テレビを見過ぎないように」、「見過ぎだからやめなさい」、日本の親御さんも結構口うるさく言っているかもしれません。アメリカでは30%、イギリスは26%、日本では18%。それから、「もっと勉強しなさい」と言っているようでも、アメリカ58%、イギリスは61%、ドイツは54%、韓国40%で日本では28%ということで、やはり家庭でもしっかりしているようでもなかなか徹底していない。何か行政に任せられている、学校

教育に、「先生、お任せします」ということかもしれない。

だから、子どもたちの健全なる生きる力というのは、やはり家庭力、家庭の力というのも 大切だなと。それをいかに発揮させるか、あるいは、そういうことを家庭教育の中において 学校が、あるいは地域が、家庭を巻き込みながら、その家庭力の力を発揮させるということ も重要ではないかというふうに考えております。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 今の家庭のしつけということで、統計の数字といいますか、状況を聞いて、私も一つの驚きを覚えたところであります。

確かに、そのしつけというものがなかなか、以前と違いまして、核家族化というものも進んだ中で、やはり十分なしつけがなっていないということを改めて認識すべきだと思いますし、そういったことを今の保護者の方々に伝えていかないと、また今度、今の子どもたちが同じようなことを繰り返すということにもなろうと思いますので、その辺の家庭におけるしつけあるいは家庭の協力体制というものも、今後、何かの機会で訴えていく必要があるのではないかと思ったところです。

教育力について、まとめの方に入っていきたいと思いますけれども、今まで教育長からいろいろ同いました。これは、教育力というものは、一つのまちづくりの要ということもあろうかと思います。せっかくの機会ですので、町長にも伺いたいと思います。

教育力の向上、これは永遠の課題かと思いますし、そんなにすぐ結果が出るものでもありません。しかし、このまちづくりという観点から見れば、その大きな目標として、今後ますます重要性が増していくだろうというふうに考えております。この教育力の向上という課題に取り組む基本的な姿勢について、町長に伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) 本町における教育力の向上というのは、まさしくまちづくりの一番 の基本となるところであります。よく教育力という中においては、学力・知力・体力、様々 な表現がされるわけでありますが、本来、行政あるいは学校の現場、家庭においても、やは り学力は何とか向上させたいというような思いはあるわけでありますが、国の教育制度においては、今の前においてはゆとり教育というようなことも言われてまいりました。

そもそもが、私はよく国語学者なんかが言われる中において、勉強というのはどういうことなんだろうというようなことを大学で講義をされていたという、あの番組が非常に記憶に鮮明に残っているのですが、勉強というそもそもの意味は、強いて勉めさせられる、要は、教える人がいて学ぶ人がいるという。教育というのは、教える人がいるということが一番基本であって、それを学ばなければならないというようなことだというふうに、勉強という表現をされてきたわけであります。

それが今の社会状況の変化の中において、非常に現場に即した教育制度が改正をされたということからいたしますと、基本的な勉強というのは、底流にはずっと脈々とそれは受け継がれてきているというふうに思っておりました。しかしながら、社会情勢等があって、なかなか勉強というものに対する受け止め方が、学校あるいは家庭においての認識の違いという

こともあったというようなことから、今いろいろな教育制度の改正も行われているわけであります。

そういった面において、先程教育長が答弁されておりましたように、今の結果について一喜一憂するだけではなく、子どもたちというのは非常に才能を持っているということからすれば、一人ひとりの個性というものをいかに引き上げるかということが、社会力、社会で生き抜くための力に繋がっていくというふうに思うところであります。

そういった面においては、本町では、行政の役割からすると、教育環境の整備、これは単なる施設整備でなくて、教育現場、それから地域、家庭が、子どもたちの健全な教育、育成のためにそれぞれが役割を果たしていかなければならないというようなことで、先程ありました社会教育の分野においては、非常に地域の協力があったからこそ、あのようなすばらしい、知事賞を受賞というような一つの結果になったというふうに思っているところであります。

そういった面で、これからの本町の教育の町というのは、先程来言われております、行政、学校、地域、家庭が一緒になって、他に誇れる教育力、これは単なる学力だけではなくて、総合的な教育というものが、県内あるいは全国においてもしっかりこの基盤づくりを進めていくというのが教育の町三川というものの一つの大きな基本となるというふうに認識をいたしているところでありますので、今後とも、それぞれの子育て、それから教育現場においても、しっかりとした子どもたちの成長に資するこれからの施策を展開していくことが必要ではないかというふうに感じているところであります。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) ぜひ、学校、地域あるいは家庭、それに行政というものが一体となって、子どもたちの健全な育成というものを今後とも強力に推し進めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

複合施設ということで、昨日の質疑の中で、この施設については、地域子育て支援・交流 拠点施設という名前がついたようでございますけれども、今後、28年度に向かって、財源 の確保等、様々な問題をクリアしながら進めていきたいというようなことでございました。

スケジュール等のお話はなかったわけでございますけれども、こういった施設整備に関して言えば、スケジュール、場所、それから財源といったものが最低限必要、準備する必要があるのかなと思っております。

この3点について、具体的なところ、分かれば教えていただきたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) ただいま質問がありました3点、スケジュール、場所、財源 の質問でございましたけれども、今考えているこの子育て支援複合施設、拠点施設につきましては、三つの機能を考えております。

一つ目は、子育てを支援する、その保護者あるいはお子さまを自由来館型の施設としての整備、二つ目が、現在、児童交流センターで活動されている学童保育所、その新たな施設と

しての整備、そして、現在、三川町公民館の多目的ホールに替わる交流施設のホール、そういったものを機能として考えております。

先程町長の答弁の中でも、26年度の概要設計、調査設計の話をしておりましたが、面積的なことを考えますと、現在の児童交流センターあるいはみかわ保育園・幼稚園の付近では、なかなかそれを解体してそこに建てるというのは難しいのかなというふうには考えております。そうした、まず場所の問題がまだクリアされておりません。

その場所を、基本的には、地方総合戦略の中で記載しておりますように、子育て支援の新たな核となる事業としたいということがございますので、そういった面での住宅団地の核だったり、そういったことを考えたときには、まずそこから始めることが必要なんだろうと思っています。また、それが28年度から事業に着手するというような話をさせていただきました。

そういった意味では、その場所あるいは面積要件がまだ固まっていない状況でありますので、それを固めた上で、財源としての補助事業がどのようなものがあるのかということを、国とも、あるいは県を通して確認させていただいているところでございますが、これまでも農林水産省、国土交通省ということで、補助の、特に交流ホールについては探してまいったわけでございますが、なかなか課題が大きく、これについては取り組めない状況もございました。新たな財源を探す必要がございます。

そういったことを含めて、先程申し上げましたように、28年度からの総合計画の3年 ローリングの実施計画をこれから予算編成の中で立ててまいりますので、その中である程度 の姿をお示しできるのではないかと考えております。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 整備する内容については大体決まっているということで、従来の子育て支援センター、それから学童保育施設、それから現公民館のホールというようなことでございました。

場所についてはまだ確定していないと。考え方として、その児童館周辺、それから新たな 住宅団地の中心施設としての場所というような話がありましたけれども、こういったことを 伺った中で、私から一つ提案申し上げたいと思います。

私の考えは、ホールというものを中心にした施設整備でいいのではないかと思ったところです。こういうことから発想しますと、現公民館の東側、現在、町民いこいの広場ということで整備されておりますけれども、あのスペース、非常に大きいスペースのように私は感じております。そこにホールができるのではないかと私は思っております。

それからもう一つは、現公民館と社会福祉センターの間の中庭、これもきれいに整備はされておりますけれども、ここに学童保育施設、それから子育て支援センターなるものができないのかということ。それから、あるいは社会福祉センターの子ども広場、これを使った活用。それから、必要であれば、現在の公民館ホールをアスベスト処理なり、あるいはその後の処理をした中での活用といったもので、要するに、現公民館周辺の土地、施設を利活用した形で整備した方がいいのではないかと思ったところです。

また、財源についても、6月議会の一般質問のやりとりでも触れたわけですけれども、補助事業というものを狙ったときには、複合的な、要するに、行政から見れば、複数の省がかかわるものでありますので、なかなかこれをすべて賄うものはないのではないかというときには、やはり自主財源、一般質問の、6月議会の中でもありましたけれども、ふるさと基金を活用してはというふうな、町長からの活用もあり得るという答弁もありました。

今年のふるさと応援寄附金の状況も順調でありますし、こういったことを、ふるさと基金というものを一つの財源ということで扱ってもいいのではないかと。さらに言えば、こういった町としての施策というものを全国に訴えながら、積極的に寄附をもらうと。今あるサイトなどを利用しながら、この町の人口減少対策という大きな絡みの中でのこういった施設整備あるいは町の方針というものを全国に訴えながら、公表しながら、賛同いただける方々から寄附をいただくと。他でもいろいろやっているようですけれども、そういった積極的な寄附を集めて、それも財源にするといったような方法もあるのではないかと思っております。今の考え、いかがでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 本間保育園主幹。
- ○説明員(本間 明保育園主幹) ただいま、場所、そして自主財源、新たな寄附を求めての建設というようなことがございました。特に場所につきましては、現在地を活用する、そして機能を活用するというような観点で、また、2番目の財源につきましては、補助がなかなか有効な、有利なものが見つからない状況の中では、そういった自主財源の可能性も必要だと思いますし、3点目の、全国に呼びかけての、公表してのクラウド型の寄附を募るというようなものも考えていく必要があるかと思いますので、ご意見として承りたいと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 27年度の中での検討、それから28年度からの実施ということに 向かって、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

それでは、3番目の瑞穂の郷づくり事業について再質問させていただきたいと思います。 先程、進捗状況の中で、台数的なことがありました。また、今後とも事業に向けた、事業 の目的に向かって進んでいきたいというふうな答弁もありました。

もう一つお聞きしたいのは、この事業の中での機械整備というものが、本来の目的は機械 整備のみならず、要するに、売れる米をどのように組織的に生産して作っていくのかといっ た観点もあったように思います。

要するに、それぞれの組織、機械整備にかかわる組織を育てながら、三川の米としてのブランドを確立したいというような意図もあったようですけれども、その辺の組織づくりについては、今現在どのようになっているんでしょうか。

- ○議 長(成田光雄議員) 齋藤産業振興課長。
- ○説明員(齋藤仁志産業振興課長) 今、ご質問にありました瑞穂の郷づくり事業でございますが、言われるとおり、手法として機械導入等をメニュー化しております。ただ、手法ですので、目的としては、一つが日本指折りの稲作の先進地域を作ると。指標としては、担い手への水田集積率を現在の60%台から、10年後には80%台にしたいと。

それから、もう一つの大きな柱が、人と地球に優しい米づくり、お米の産地であるということを出していきたいということで、三川町の稲作農業の特色である有機等の生産、全国トップレベルになってございます。これに特栽も加えて、その圃場率50%を目指そうということで、この大きな二つの目標を掲げて進めておるところです。

手法としての機械については、予算額に対してほぼ達成しているという状況ではございますが、一方で、ご質問にあった、それを推進する主体である農業者の、いわゆる育てるという意味での組織化、これについては、今現在、描いておったのが三つほどあります。

一つが、(仮称)三川千俵の会、8 ha から10 ha 以上というような大きな農業者、大きな農業者ゆえに抱える課題も、共通する課題もございますので、そういった人たちが集まって大規模化を進める上で、いろんな情報交換等できる場という意味合いでございました。 J A庄内たがわの三川支所、こちらの方と話を進めながら、そういった会を立ち上げようというお話をしておりましたが、結果的には、今現在、その活動が進んでおりません。

ただ、本所の方では、三川支所にそういう会を立ち上げるということはもう了承されて予算化もされておりますので、早急にそういった会を立ち上げて活動を始めたいというふうにこちらとしても思っておるところです。人数的には、8 ha 以上が 5 0 名ほどおりますので、そのうちの 2 0 名ほどの規模からスタートしたいということで進めたいと思っています。

それから、二つ目のグループなんですが、こちらは直播の研究会ということで考えたところです。今、三川では実践者が70名ほどおりますので、15名ほどの規模からスタートして、いわゆる直播を推進していく母体、中核になるということを期待しながら立ち上げを進めたところですが、これについては、もう春当初から7名ほどの方が三川支所を中心にグループ化になりまして、各生産者の圃場を見学したり、技術研修を行ったり、県外への研修等も行うような、もう活発な活動を行っております。

名称は「YKK」というようなことを言われていますが、内容的にはあまり……。どういった意味かといいますと、ケイカルですとか、いろんな直播を栽培する上での必要な要素を入れたんだそうです。こちらの方については、直播実践者は三川に70名ほど今おりますが、参加10名ほどからスタートしているようでございます。

それから三つ目の、最後の生産者組織なんですが、こちらの方については、直播と特別栽培米、こういった部分が、先程言いましたとおり、三川の圃場の半数以上を占めるという目標を掲げている実践者になるわけでございます。

こちらの方については、これも J A 庄内たがわの三川支所に特別栽培米協議会が立ち上がりました。ご存知かと思いますが、環境保全型農業の直接支払事業、こちらが団体申請になったというようなことがありましたので、これをきっかけにさせていただいて、今の会が立ち上がったところでございます。

対象者 276 名ほど、有機特別栽培米栽培者おりますが、今現在は 100 名からスタートをしております。細かな、小さな組織ももう一つございますが、以上三つの組織については、それぞれの課題を持ちながらもスタートをしているという状況になってございます。

○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。

○8 番(梅津 博議員) 組織づくりも徐々に進みつつあるということで、今後、それぞれの 目的は当然あるわけですけれども、三川全体として、三川の米というブランドをさらに強力 なものにしていくために、ぜひ、こういった組織の活動を活発にしてもらいながら進めても らえればと思ったところです。

時間もありませんのでそろそろ終わりますけれども、今後の事業の課題、それから今後の対策については、残念ながら触れることができませんでしたが、先日、今年度の農林業センサスの概算値が出まして、65歳以上が59.8%ということで、高齢化が進んだと。人数も当然減っているわけですけれども、そういったことで、今後10年のうちには、劇的な農業の構造の改革がされるだろうと思っております。

そういったことにも、ポスト瑞穂の郷づくり事業というふうな名前をつけさせてもらいますけれども、この事業がさらにそういったことに対応できるような事業へと発展させてもらいながら、あるいはがんばる農家支援事業などとも併せて、今後の三川の農業というものを支える事業へと発展すべきというふうに思いますので、今後ともご検討いただきたいと思います。以上、質問を終わります。

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で、梅津 博議員の質問を終わります。
- ○議 長(成田光雄議員) 暫時休憩します。

(午前10時31分)

○議 長(成田光雄議員) 再開します。

(午前10時50分)

○議 長(成田光雄議員) 日程第2、議第59号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の設定について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第59号「三川町個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項について条例で定める必要が生じたことから、新たに本条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、まず、個人番号の利用等に関して、適正な取り扱いを確保するための町の責務を規定するとともに、個人番号を独自に利用できる事務の種類等を特定し、さらに、その情報の照会及び提供機関について定めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。8番梅津博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 個人番号に関して、条例の設定でありますけれども、現在、事務で、 行政事務の中で使われるであろう事務内容について伺いたいと思います。

また、今後この個人番号というものが様々な場面で活用されるということでありますけれども、現在での確定している部分、それから今後出てくるであろう事務事業、事務の関係、これらについて、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 今回の条例の設定におきます、これから特定個人情報の部分の利用、それから提供に関して発生する事務でございますけれども、条例に関する部分では、別表の方に記載させていただいておりますが、一つは、条例で規定しておりますのが三川町医療給付条例等、こういう医療給付に関する支給の事務、それに対する特定個人情報ということで、住民票の閲覧、地方税関係の情報、福祉関係の情報。あと、教育委員会の別表3の方でいきますと、教育委員会の方の照会機関であります教育委員会からの子どものための教育・保育給付、子育て支援事業。さらには、そういった部分について、情報として、先程と同じような住民票、地方税、こういった部分の情報提供でございますけれども、これ以外の部分につきましても、いろいろ今、この条例の中でも別表の方に謳っておりますけれども、こういった部分、規則で定めるものということで、今回のこの条例の謳っている以外のものについても、規則でこれから年内に定めて施行に対応するということで、現在、準備をしているところでございます。

主な部分でいきますと、例えば障害児の通所の給付事務とか、あと障害福祉サービスとか、 いろいろな事務が考えられる部分が、保健指導とか児童手当とか、健康増進の実施に関する 事務等、いろいろ各般にわたる事務がございます。そういった部分、現在、洗い出ししなが ら規則の方に委任するということで、条例の方に設定しているところでございます。

併せて、教育委員会の方でも就学関係に関する事務等ございます。そういった部分について、今後、規則の方で定めてまいりたいということで考えているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 8番 梅津 博議員。
- ○8 番(梅津 博議員) 今、様々な事務関係の内容が示されておりましたけれども、今後、確定した段階でその規則というものにまた追加ということで改正していくのかなと思いますが、今後のスケジュール、要するに、この新たな事務という内容のものが、いつ頃まで出そろって、いつ確定するのか、そういったスケジュール的なものは分かっているのでしょうか。
- ○議 長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。
- ○説明員(宮野淳一企画調整課長) 今回のこの条例の方に定めましたのは、先程の医療の部分と子育ての関係でございますけれども、それ以外の部分でも規則の方で現在整理して、年内には規則の方に提供する、個人情報の部分で提供できる事務、それから特定の個人情報の部分について規定をする予定で、現在、年内に規則を策定するということで準備を進めているところでございます。

現在、ぎょうせいの方からもリストアップしていただきながら、その規則の方に取り込まなければならない部分について、年内までには、その部分、規則の方に定めるということで予定しているところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。
- ○議 長 (成田光雄議員) まず初めに、原案に反対者の発言を許します。 5番 田中 晃議員。

○5 番(田中 晃議員) ただいま上程されています議第59号「三川町個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の設定について」につきましては、以下に述べます理由で この案に賛成できませんので、申し上げたいと思います。

来年1月に本格稼働するマイナンバー制度は、個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、弁護士や住民ら計156人が12月1日、国を相手に、マイナンバーの利用停止や削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟を全国5地裁で一斉に起こしました。提訴したのは、仙台、新潟、東京、金沢、大阪の各地裁です。

弁護団によると、マイナンバーの差し止めを求める民事訴訟は全国初めて、今後、横浜や名古屋、福岡でも提訴を予定しているといいます。原告の女性は、「病歴や職歴などマイナンバーに蓄積され、当局がひも付けして見ることができる恐ろしい社会が待っている。今とめなければ」と述べています。

代理人の弁護士は、「マイナンバーは1億3,000万人弱の個人データを扱う巨大インフラだ。一旦動き出せば見直しは事実上不可能。弊害が社会問題になる前に差し止めて見直すべき」と述べました。

望んでもいないのに割り振られた12桁の背番号、そこには、年金や税金、保険にとどまらず、預貯金の口座や医療情報まで、際限がなくなります。

アメリカでは、2006 年から 2008 年のなりすまし被害件数が 1,170 万件、被害総額が 2 兆 円、韓国でも個人情報流出が続出するなど、絶対に安全なシステムなどありません。

アメリカでは、国防総省は社会保障番号の利用を停止し、2011 年から独自の個人番号を使う方向に転換したといいます。韓国でも、番号悪用を抑えるため、住民番号収集法定原則遵守の方針を打ち出しました。カナダでは、2000 年に社会保険番号の利用制限にかじを切り、民間の利用を原則禁止し、カード発行も停止、廃止しました。イギリスでは、国民 I Dカードを 2006 年に導入しましたが、個人情報の一元管理による人権侵害を危惧するとの理由で 2010 年に廃止しました。ドイツでは、行政分野を横断する形での個人番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採用しています。

日本のように、マイナンバーによって、現在は各機関で管理されている年金、税金、住民 票などの個人情報が容易に一つに結び付けられる制度は、利用制限にかじを切っている世界 の流れにも逆行しています。

マイナンバーは、国民の願いから生まれたのではありません。国民の所得、資産を厳格につかみ、徴税、社会保険料徴収の強化などを効率よく実施、管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものです。こんな狙いの制度で国民のプライバシーが侵害されていいはずがありません。

提案されているのは、国の法律であるマイナンバー制度に基づく条例議案でありますが、 大切なことは、マイナンバー制度に莫大な税金が投入され、今後も費用がかかり続ける制度 はいらないという選択を示していくことです。

以上の理由により、反対討論といたします。

○議長(成田光雄議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7 番(小林茂吉議員) 議第59号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定」は、個人番号を内容に含む個人情報、つまり、一言で言うと、特定個人情報が加えられ、番号法による厳格な利用目的を定め、適正な特定情報の取り扱いの確保を整備するものであります。

反対者が申されるのは、情報の漏えい、そしてまた、今後の経費拡大を全面に主張した番号制度そのものに疑義を挟む内容に終始し、条案に目を向けた意見が述べられておりません。

特定個人情報の提供は、原則禁止ではありますが、目的を実現するために必要範囲内での提供で、不正な情報提供がなされないと考えられる場合は、町の責務として、例外的に認める内容であります。

条例案は、町長または教育委員会が行う特定個人情報の利用制限と提供の制限を条文化し、 個人情報の保護の観点から、規制強化が十分図られるものと理解いたします。

よって、特定個人情報の提供に関し、必要な事項が整備された本条例の設定に賛成するものであります。議員諸兄のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから議第59号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7 名 不起立 1 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、議第59号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(成田光雄議員) 日程第3、議第60号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第60号「三川町議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案 理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改定を いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、共済年金と厚生年金が統合されたことに伴い、本条例で引用している国家公務員共済組合法等の用語を削除するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。

- ○議 長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから議第60号「三川町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第60号「三川町議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、 原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第4、議第61号「三川町税条例の一部を改正する条例の制 定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第61号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を 改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、平成27年度税制改正におきまして、地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されたことに伴う改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、徴税に係る各種申請書等に記載すべき事項として、個人番号または法人番号等を追加することとなったことに伴う改正であります。

なお、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議 長(成田光雄議員) 所管の課長より説明を求めます。五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) それでは私から、配付しております資料と新旧対照表をもと にしまして、改正概要の説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、改正の要因として大きく2点、それに伴う条文の整理等 になりますので、主にその2点につきまして説明させていただきますことをご了承いただき たいと存じます。

まず、1点目の要因でございますが、配付しております地方税における猶予制度の見直し をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料下段になりますが、国税における平成26年度の税制改正における猶予制度の見直しが記載されております。こちらは、国税の円滑、適正な納税のための環境整備として、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき、換価の猶予をできることとするなど、国税の猶予制度の見直しでご

ざいます。

国税におきましては、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、差し押さえた財産を金銭に換える換価につきまして、猶予できることとしました。

また、猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行い、その適用を平成27年4月1日としたところです。

これを受けまして、資料上段になりますが、地方税の猶予制度につきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、表の左下の点線で囲まれている部分になりますけれども、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の新設などを含む見直しが行われ、その際、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、表の右側、その他の欄になります。例えば、猶予の際、現行では、50万円以下の場合等を除き、原則担保が必要とされているところでありますが、見直しでは、条例で定める場合は不要とするなどの見直しがされたところでございます。また、その施行を平成28年4月1日からとされたところです。

これによりまして、本町税条例におきましては、新旧対照表1ページからになりますが、 第5条の2におきまして、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法につい て規定するとともに、納付方法を定めたときや変更したときは通知をしなければならないと する規定、2ページ、第5条の3におきましては、徴収猶予の申請書に記載すべき事項及び 添付すべき書類並びに申請書及び提出書類の訂正期限等、徴収猶予の申請手続等を規定して おります。

4ページ、第5条の4におきましては、職権による換価の猶予の手続等を、第5条の5におきましては、申請による換価の猶予の申請期限について規定するほか、その手続等について、それぞれ規定しております。

6ページ、第5条の6におきましては、担保を徴する必要がない場合について、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合と規定しております。

なお、この規定内容は、国税の改正及び県等の動向を勘案したものとなっており、他の部分にありましても、同様の考え方で規定したものとなっております。

なお、施行の日につきましては、地方税と同じ、平成28年4月1日としております。

次に、2点目になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、新旧対照表では8ページ以降となりますが、徴税に係る各種申請書、申出書及び申告書に記載すべき事項として、個人番号または法人番号等を追加改正し、その施行を番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日とする改正となっております。以上でございます。

- ○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。
  - 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 私の方から、地方税における猶予制度の見直しについて伺いたいと

思います。

この説明文の中では、国の方で行った、それに向けて地方税も変えるということですけれども、この説明文の中で、一定の事項については、各地域の実情に応じて条例で定めるというふうにありまして、この新旧対照表でいくと三つくらい下のと違うところがあるというふうに思いますけれども、その辺、実情に合わせて作ったのだと思いますが、三川の実情はどういうものかと、それによってどういうものを直したかを教えてください。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 基本的には、先程も申し上げましたとおり、国の改正、また県の動きを参考にさせていただきました。県もまず基本的には、国の改正を受けた、同様の改正となっております。

ただ、先程少し申し上げましたが、国では毎月の納付ということがございました。農家等にあっては、例えばですが、農家等にあっては、収入の増減等がある月、当然、時期によって違いますので、毎月といった部分は除かせていただいたところです。特徴的なのはその部分になります。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 随分、厚い条例でありまして、非常に、一通り全部目を通したわけではありませんけれども、まず、条文の中でよく出ます分割納付、それから分割納入、この言葉が再三、繰り返し記載されておりますが、納付と納入の違いというのはどこにあるのか、説明を求めたいと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 法人税については申告納付ということになります。あと、町・県民税と国保税、固定資産税とありますけれども、そちらの方については、納付書がこちらから送られて納入いただくということで、自分で申告して納める場合と納付書が届いて納める場合とということで違いがあるかと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 今回、この猶予制度の見直しのポイントといいますと、やはり納税 者自ら行政側に対して不服申し立て、また、そうした権利を行使できるようになったという ことは大変意義があるのかなというふうに思います。

そこで、この納税者側の申請、いわゆる点線の枠で囲まれているこの新設の部分ですけれ ども、これは、納期限につきましてはどのように設定されていくのか、また、その納期限を 超えた場合は適用対象外とされるのか、お聞きしたいと思います。

それから、換価申請にあたって、いわゆる、かなり納税者側の事務的な負担といいますか、 そうしたものも結構あるのかなと。例えば、資産、収入の資料提出が義務付けられますし、 こうしたことにつきまして、納税者側の事務的な負担の増加というものはどのようになるの か、お聞きしたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 徴収の猶予期間につきましては、1年以内というふうになっ

ております。ただし、延長が可能となっておりまして、最大で2年以内というふうになります。

納期については、その個人個人の実情によりまして、毎月もしくは、差があるように設定 しても、それは構わないというふうになってございます。

事務的な負担という部分ですけれども、こちら、納税係の方もありますので、まず、とも に納付が完納になるように協力して実施するものというふうに考えております。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 1年以内、また延長もあるということでした。それを、あえてまた 過ぎてしまった場合には、例えば、今までもございます、いわゆる地方団体の長の職権に委 ねるといいますか、そうした換価猶予の適用を申し出ることができるのかどうか、まず、そ れが1点。

それから、見直しの右側の方にずっと行きますと、申請に係る質問検査権の整備とあります。こういったものが創設されるようですが、これを行使する法的な根拠、税徴収法上どう 謳われているのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

そしてまた、この質問検査権の件につきまして、後々の滞納処分、そうしたものの情報の 提供に繋がっていくのかどうか、そしてまた、問題等は発生しないのか、その辺をお聞きし たいと思います。

- ○議 長 (成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) この徴収猶予、換価の猶予を受けることによりまして、納期 の延長のみならず、延滞金の部分での軽減等もございます。そういったことから、この最大 2年以内という部分については延長はできないものと考えます。

仮に2年以内で完納できなかった場合につきましては、この延滞金、通常の納付という形になっていきますので、延滞金等の計算については通常の計算をしていくというようなことになります。

質問検査権ですけれども、そちらについては地方税法の方に規定しておりますので、税条例の方では特に改めて規定等はございません。質問権については地方税法で謳っておりまして、あえて税条例の方に委ねる条文にはなっておりませんので、税条例の方では規定している部分はございません。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 猶予の制度そのものは、いわゆる納税者の申請型と職権型と二つのパターンがあるわけですが、今聞いたのは、申請型のこうした換価の猶予について、もしその延長期間を過ぎた場合は、従来の職権型の換価猶予の適用を申し出ることはできるのかということについてはお答えがなかったので、その辺はもう一度お願いしたいと思います。

それから、質問検査権の整備というふうな形でなっていますので、これは税条例の方にはないというお話ですが、この猶予制度との関係、例えばその辺はどういうふうにこの検査権が出てくるのか、例えば猶予の許諾に関する調査等々に疑問も結構生まれてくるのかなというふうに思いますけれども、もう少しその質問検査権の内容等をお知らせください。

- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 申請による換価の猶予の期間が満了した後ということですけれども、それについては、その申請によって決定された部分については、最大2年で終わりということになるかと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) それ以降、超えた場合について。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) すみません。それをさらに職権で延長できるかという部分でありますけれども、大変申しわけありませんが、確認しないとお答えできませんので、後程お答えしたいと思います。

質問検査権の整備でございますが、先程も申し上げましたように、地方税法の方で謳って おりますので、三川町の税条例の方ではあえて謳っていないところです。

- ○議 長(成田光雄議員) 7番 小林茂吉議員。
- ○7 番(小林茂吉議員) 見直しの欄の中に、申請に係る質問検査権の整備とあるんですよ。 この内容がよく分からないんですよ。
- ○議 長(成田光雄議員) 五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 大変申しわけありませんが、こちらについても後程お答えさせていただきたいと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから議第61号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」 の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7 名 不起立 1 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立多数であります。したがって、議第61号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第5、議第62号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例 の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第62号「三川町出産祝金条例の一部を 改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町におきましては、現在、次代を担う子の出産を祝福するとともに、子の健やかな成長と福祉の増進に資することを目的に、出産祝金を支給しているところであります。

本案につきましては、第2子の出産に対する祝金を増額することにより、出生率の向上と 子育て支援策のさらなる充実を図りたく、改正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。6番町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) 今の中で、さらなる子育て支援ということで本条例が作られた、提案されたということでありますけれども、私たちが持っているのは、三川町の人口ビジョンということで、今年の10月に町民に対して調査されたというデータがございます。その中のアンケートを集計して、結婚・出産・子育てに関する動向ということで、420人の方が答えられております。

そこで見ますと、「理想とする子どもの数」というので、1位が3人、46%で、2位が2人、41%、ほとんど拮抗していますけれども、一番望まれている、希望しているのは3名というふうなことで出ております。

それで、「現実的に予定している子どもの数」というところでは、半分、53%の方が2名というふうに答えられております。ということは、2名というのは、今2人目に、第2子に補助金をつけて産んでもらおうというふうなことでありますけれども、2名というのはもう最初から、今の町民としては予定しているということです。

理想より現実的に予定する子どもの数が少ない理由としては、やはり子育てや教育に係る お金がかかりすぎるからということで、お金を出すというのは理にかなっているのかなとい うふうに思いますけれども、2名は最初からほとんどの町民が予定しているわけですので、 第3子につけるというのが一番いい、効率的な予算のつけ方かなというふうに思います。

また、第2子にした理由と、私たちが知らないどこかで第2子につけたら出生率が上がったとか、そういうふうな何か状況とかがあったのか、第2子に予算をつけた理由をお教えください。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 今ご質問にありましたアンケート結果に基づく数字、これはおっしゃるとおりでございまして、その中で、私どもも注目いたしましたのは、現時点においてのまだ1人でいらっしゃるという方々、併せて、0人というご家庭を合わせますと27%、約3割近く2人に至っていないという状況がございます。

ご質問にありました第3子に対しましては、現条例の中で、出生時に10万、満1歳を迎えた誕生日以降、4歳まで継続しまして、5回の10万ずつの計50万の祝金を支給するという制度の内容になっております。

このたびのいわゆる総合戦略の中で、切れ目のない子育で支援という観点がございましたので、第2子に対してこれまで手厚い政策がなされていなかったという部分を捉えた上で、第1子にとどまっている家庭の解消ということも併せまして、継続的な対応ということから、第2子に対しての増額した祝金の制度化をお願いしたいというものでございます。

なお、この第2子に対しての支給に対しましては、他の市町村で実施しているというようなことは聞き及んでいない状況でございます。以上です。

- ○議 長(成田光雄議員) 6番 町野昌弘議員。
- ○6 番(町野昌弘議員) よそではそういうデータがないので分からないと、第1子も含めて

というふうな説明でありましたけれども、これを本当に素直に普通に読む限りは、私は第3 子に入れるのが本当かなというふうに思いますが、切れ目のないというところを重視したというのであれば、分かりました。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田德久議員) 三川町の出産祝金条例について、3条の中で、本町の住民台帳に記載されている者で、引き続き町内に在住する期間が1年未満の者であっても、1年に達したときに受給資格を得るとあります。

例えば今、住宅開発で1子の夫婦が、1人の子どもを持った夫婦が9月に三川に在住した場合、住民登録されているわけです。そして、12月に産んだ場合、来年の9月でこの資格ができるのかということです。

今までも1子、3子の場合、これが当てはまっていたのか。それを、出生届を出したとき、 説明なさっているのか。例えば、3ヵ月以内に申請、そして何か理由あった場合、また3ヵ 月後、要は、6カ月以内でなければ該当にならないわけです。やはり出生届、恐らく若い住 民は説明がなければ知らないと思います。あなたは1年間三川に住んでいませんから資格が ありませんということになると思いますが、その辺どうでしょうか。

- ○議 長 (成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 今ご質問にありましたとおりの制度運営になっておりまして、転入時点におきまして、対象となるお子さんが既に出生されているお子さんについては対象にならないものの、その後、転入後にお子さんを出産なされたと、出生なされたという段階におきまして、一度申請書を提出いただきます。それで、担当の福祉係の方で、その申請書受理後に、1年の期間満了の時期を確認した上で、後程、簡単に言えば、1年後に交付の支給の決定通知を差し上げるというような手続になるものでありまして、こういったもろもろの手続の流れにつきましては、出生届を出していただいた段階で、住民係を通じて説明させていただいているという状況にございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 今までもいろんなところで、住宅開発で、第1子の場合もあったわけですけれども、私の聞いているところでは、1年間住んでいなかったので該当になりませんと諦めている人がいたわけですが、それ、はっきり確認したわけではありませんけれども、言われて、今度2子目は該当になると喜んでおりましたが、こういう場合、出生届を出したとき、そういう今、課長が言ったとおり、申請の手続等あれば、この時点で郵送して該当になりますような文書等が行っているのか伺います。
- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) 基本的には、出生届を出していただいた段階でこの制度内容についての説明をさせていただいているというところでございます。

ご本人からの問い合わせがあれば、申請書を提出いただいた後、問い合わせがあれば、また詳しい内容について補足説明をさせていただくという状況は認識しておりますが、改めて申請書を提出された方々に対しての、また別途資料を送っての追加説明というようなことに

は至っておらないというふうに認識しております。

ご質問にありました、1年間居住していなかったため交付を受けられなかったということにつきましては、恐らくは、条例上で謳っております、最初に本町の住民基本台帳に記録された子どもという条件につきまして、他の市町村に対しての出生届をなされた場合は、既に他の市町村で住民基本台帳が作成されているという方については、本町の出産祝金の対象にはならないということで恐らく説明されていたものというふうに認識されるところでございます。

- ○議 長(成田光雄議員) 2番 志田德久議員。
- ○2 番(志田徳久議員) 関連してですけれども、今は第2子のことですが、1子の場合、初めて三川に来てこういう条例を知って、三川に出産祝金があるということで、三川に来て、産んで届けを出しても、そういう認識を持っている、これは平成20年から始まったわけですけれども、こういうことの説明がよく理解されていなかったんではないかと。

例えば、先程言ったとおり、最大の猶予期間が、今回の場合を除けば普通6ヵ月ですので、 遡ってそういう例が出た場合の対応はできるのか。そういう理由で、認識の違いで手続をし ないでしまったということが、最大6ヵ月と決まっておりますけれども、遡ってそういう事 案が該当した場合は対応できるのか伺いたいと思います。

- ○議 長(成田光雄議員) 遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) いわゆる出生届に伴いまして、初めて住民票の作成、いわゆる住民基本台帳に登録という手続になるわけでございます。したがいまして、基本的に出生、産まれた後、住民登録の申請につきましては2週間以内という法定期間があるわけでございますので、例えば、他の市町村に在住されていた上で、その時点で出産なされたという場合でも、2週間以内に本町の方に転入なされてきて、本町に住民登録を初めて手続されたという場合であれば、本町の対象、初めて住民基本台帳を作成されるという制度上の手続になりますので、対象になるものというふうに考えられるところでございます。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから議第62号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第6、議第63号「三川町情報公開審査会委員の選任」の件を 議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議 長(成田光雄議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- ○議 長(成田光雄議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- ○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第63号「三川町情報公開審査会委員の 選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この情報公開審査会は、情報公開の請求に対する処分に不服申し立てがあった場合、その申し立てについて調査審議することを主な目的として設置されているもので、現在の委員が来る12月31日をもって任期満了となるため、三川町情報公開条例第15条第4項の規定により、識見を有する委員5名を次のように選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、選任されます委員につきましては、三川町個人情報保護条例第25条第4項の規定により、三川町個人情報保護審査会の委員も兼務していただくことになります。

まず、五十嵐慶一氏につきましては、ご承知のとおり、長年、三川町議会議員並びに議会議長などを歴任され、その間、町行政の推進と地域の振興発展にご尽力をいただいた方であります。現在は、行政相談委員、三川町振興審議会会長としてご活躍いただいているところであり、特に行政・法令等に精通されている方であり、再度選任をお願いするものであります。

続きまして、上野千晶氏でございますが、三川町スポーツ振興審議会委員を歴任し、現在は、三川町民生委員・児童委員、さらに同協議会会長として地域福祉の向上にご尽力をいただくとともに、社会福祉協議会副会長並びに町営住宅入居者審査委員会委員など、各分野においてご活躍いただいており、福祉分野をはじめとする行政全般に精通されている方であることから、再任をお願いするものであります。

次に、三浦ひな子氏につきましては、三川町保健委員として地域住民の健康の保持・増進に携われてきたほか、「ふれあい弁当ボランティア」や「なの花荘喫茶ボランティア」に参加されるなど、社会福祉及び地域福祉活動に積極的に取り組まれてきました。現在は、人権擁護委員として啓発活動や相談業務などにご尽力をいただいており、情報公開及び個人情報保護制度との関連も非常に深い方であり、再任をお願いするものであります。

続きまして、恩田千恵氏でございますが、現在、交通安全母の会並びに婦人防火クラブの会長として、子どもや高齢者などに対する交通安全等の指導、啓発活動に取り組まれ、本町の安全で住みよいまちづくりにご尽力をいただいております。また、子育て環境の充実や地域福祉の向上にも高い関心をお持ちの方であり、行政に関する意見や知識も豊富な方であることから、再任をお願いするものであります。

次に、齋藤 清氏につきましては、三川町統計調査員として、国及び地域の行政活動の指針を定める重要な国勢調査、工業統計調査及び農林業センサスなどに従事され、統計調査業務に高い情熱を傾注していただいております。現在は、三川町統計調査員協議会会長並びに庄内地区統計調査員協議会連絡会副会長として、精度の高い統計調査活動や統計調査の重要

性に関する啓発活動などにご尽力をいただいており、統計分野をはじめとする行政全般にわたり識見豊富な方であり、選任いたしたくお願いするものであります。

以上、5名の方でございますが、いずれの方々も人格及び識見において、情報公開審査会 委員として最適任者でありますので、選任についてご同意を賜りますよう、よろしくお願い 申し上げまして、提案理由といたします。

○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている、他人、すなわち委員の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長 (成田光雄議員) これから議第63号「三川町情報公開審査会委員の選任」の件を採 決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第63号「三川町情報公開審 査会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(成田光雄議員) 暫時休憩します。

(午前11時52分)

○議 長(成田光雄議員) 再開します。

(午後 1時00分)

- ○議 長 (成田光雄議員) 先程の2番 志田徳久議員の質問に答弁漏れがありましたので、遠藤健康福祉課長。
- ○説明員(遠藤淳士健康福祉課長) ご質問の後段で質問いただきました、いわゆる申請期間、 条例では3ヵ月以内に申請する旨の規定がなされているわけですが、その期間を超えた後に 申請されたという場合の対応についてでございますが、やむを得ない理由等により3ヵ月を 超過しての申請についても受理するという特認規定もございますので、これまでもそういっ た形で、柔軟な対応を図っていくということでご理解いただければと思います。
- ○議 長(成田光雄議員) それから、7番の小林茂吉議員の質問に対しての確認事項が漏れま したので、五十嵐町民課長。
- ○説明員(五十嵐礼子町民課長) 申請による換価の猶予をした税について、その猶予期間が終了した後、職権による換価の猶予ができるかということにつきましては、滞納者が換価の猶予の要件に該当するときは、職権による換価の猶予をさらにすることができるということです。

もう一点ですけれども、申請に係る質問検査権の内容ですが、地方税法の第15条の2に おきまして、申請書の提出があった場合に、その申請に係る事項について調査を行うという ことであります。

また、その調査をするために必要があるときは、その申請者に対して質問とか聞き取りを 行い、またその者の帳簿、書類、その他の物件を検査させることができるというふうになっ ております。以上です。

○議 長 (成田光雄議員) 日程第7、発議第5号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。8番 梅津 博議員。

○8 番(梅津 博議員) ただいま上程されております発議第5号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

今回の議会会議規則の改正につきましては、女性議員の議会活動にかかわる環境を整備するため、本年5月に全国町村議会議長会において、標準町村議会会議規則を改正したことを受けまして、本町議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。

以上のとおりでありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。 討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから発議第5号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

- ○議 長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、発議第5号「三川町議会会議規 則の一部を改正する規則の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第8、選挙第1号「三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の 選挙」の件を議題とします。

地方自治法第 182 条の規定により、選挙管理委員会の委員及び補充員については、議会で 選挙することになっております。

三川町選挙管理委員会の委員及び補充員が、平成27年12月31日をもって任期満了という通知が三川町選挙管理委員会からありましたので、今定例会において選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指 名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

○議 長 (成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法は議長において 指名することに決定しました。

職員に議案を配付させます。

# (書記配布)

○議 長(成田光雄議員) それでは指名いたします。

三川町選挙管理委員会の委員に、三浦正明氏、近藤正記氏、若生定雄氏、荒田賢二氏を、 補充員には、第1順位、山口喜一氏、第2順位、石川昭廣氏、第3順位、大井 カ氏、第4 順位、大久保武博氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました8名の方々を三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しま した8名の方々を、三川町選挙管理委員会の委員及び順序のとおり三川町選挙管理委員会の 補充員に当選されました。
- ○議 長 (成田光雄議員) 日程第9、意見書第3号「TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に 関する意見書の提出」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

#### (書記朗読)

- ○議 長(成田光雄議員) 本件について、提出理由の説明を求めます。4番 阿部善矢議員。
- ○4 番(阿部善矢議員) ただいま上程されております意見書第3号につきまして、提出理由 を申し上げます。

TPP (環太平洋経済連携協定)参加加盟国12ヵ国は、10月5日にアメリカのアトランタで閣僚会合が行われ、大筋合意に達したと日本政府は発表しました。

TPP交渉では、終始、秘密での協議となり、情報も非公開で経過しました。一刻も早くその全容を国会や国民に情報を開示し、議論を待つべきであります。各分野の中で、農業分野では、先の国会決議で守るとされた聖域 (米を含む重要 5 品目) について約束がほごされ、関税撤廃や新たに輸入枠が新設されるなど、大きな驚きとなっています。

日本の食糧自給率は26% (2013年)まで低下しており、世界の順位は127位で、先進国に比較して異例の低さであります。ちなみに、米国118%、英国101%、フランス176%となっており、これに近づける自給率の向上こそが求められるものであります。

国民の食の安全確保、維持できる体制の構築を急ぐべきであります。

大筋合意では、地域経済の根幹である農業に大きな打撃を与えるものであり、まさに死活問題となっております。国民の暮らしを支える第1次産業、従事者や関連する産業にも重大な影響を及ぼし、人々の意欲を奪い、地域経済を一層衰退させるものであります。

日本農業堅持の立場からも、このような事態を招くTPP交渉の大筋合意は認められず、協定への調印を許さないことが求められております。改めて、国会、政府機関に対し、批准を行わないよう強く求めるものであります。

○議 長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。
- ○議 長(成田光雄議員) これから討論を行います。

(なしの声あり)

- ○議 長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。
- ○議 長 (成田光雄議員) これから、意見書第3号「TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉に 関する意見書の提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- ○議 長 (成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、意見書第3号「TPP (環太平洋経済連携協定)交渉に関する意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議 長(成田光雄議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。 これをもって、平成27年第6回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまで した。

(午後 1時18分)

地方自治法第123条の規定により、 ここに署名する。

平成27年12月11日

- 三川町議会議長
- 三川町議会議員 6番
- 三川町議会議員 7番